
浪江町 地域福祉計画

令和8年度～令和12年度

《 素 案 》

令和8年2月

浪 江 町

目 次

第1章 計画策定にあたって.....	3
1 計画策定の趣旨.....	3
2 地域福祉について.....	5
3 計画の位置づけ.....	7
4 計画の期間.....	9
5 計画の策定体制.....	10
第2章 浪江町の現状と課題.....	13
1 統計から見る現状.....	13
2 アンケートから見る現状.....	24
3 団体ヒアリングから見る現状.....	38
4 浪江町の課題	52
第3章 計画の基本的な考え方	59
1 基本理念.....	59
2 基本目標.....	60
3 計画の体系	61
第4章 施策の展開	65
基本目標1 支え合いのこころを育むひとづくり	65
基本施策1 地域活動への積極的参加に向けた意識づくり	65
基本施策2 活動の担い手の発掘・育成	68
基本目標2 地域の助け合いのしくみづくり	71
基本施策1 地域活動への支援	71
基本施策2 情報提供の充実	73
基本施策3 見守り支援の充実	75
基本施策4 被災者への支援	80
基本目標3 多様な協働・連携によるまちづくり	82
基本施策1 包括的な支援体制の構築	82
基本施策2 福祉サービスの適切な利用促進	86
基本施策3 安全・安心な環境づくり	89
第5章 計画の推進と評価	95
1 計画の推進	95
2 計画の進行管理	96
資料編.....	99
1 浪江町地域福祉計画等策定委員会設置要綱	99

2	浪江町地域福祉計画等策定委員会委員名簿	101
3	計画の策定経過	102
4	用語集	103

第1章

計画策定にあたって

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

近年、少子高齢化や核家族化、単身世帯の増加、価値観やライフスタイルの多様化に加え、新型コロナウイルス感染症の影響などにより、地域福祉を取り巻く環境は大きく変化しています。地域コミュニティの希薄化や地域活動の担い手不足の進行とともに、社会的孤独・孤立、8050問題、ダブルケア、ヤングケアラー、ひきこもり、生活困窮、虐待などの課題も複雑化・複合化しており、従来の分野別制度だけでは十分に対応できない状況が生じています。

国においては、平成12年の社会福祉事業法等の改正により社会福祉法に地域福祉計画が新たに創設され、市町村が住民参加のもとで地域課題を明らかにし、関係部局や多様な機関と協議して計画的に推進する仕組みとして位置づけました。

また、平成30年の社会福祉法の一部改正では、地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉分野の横断的な上位計画としての性格が明確化され、包括的な支援体制の整備に関する事項の記載が求められ、令和2年の「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」により社会福祉法の一部が改正され、①属性を問わない相談支援、②多様な社会参加に向けた支援、③地域づくりに向けた支援の3つの支援を一体的に実施する重層的支援の体制を整備することとされ、令和3年に改正された市町村地域福祉計画ガイドラインでも、これらを反映した計画内容とすることが求められています。

こうした背景を受け、国では、誰もが役割を持ち活躍できる「地域共生社会」の実現を目指し、重層的支援体制整備事業等の包括的な支援体制の整備や人・分野・世代を超えた多様な主体の参加・協働等、地域づくりに向けた取組を推進しています。

本町においては、平成23年の東日本大震災及び原子力災害により町民全員が避難を余儀なくされ、地域コミュニティは大きく分断されました。平成29年の避難指示解除以降、帰還が徐々に進んでいるものの、多くの町民はいまだ町外で生活しており、地域の再生と住民同士のつながりの回復が喫緊の課題です。

こうした状況の中で、あらゆる町民が役割を持ち、自分らしく活躍しながら支え合える地域を育み、公的サービスと協働しながら暮らせる「地域共生社会」の実現が一層重要となっています。

そのため、本計画では、地域住民、行政、社会福祉法人、NPO、企業など多様な主体が一体となり、多職種連携を推進し、地域ぐるみで福祉を支える仕組みを発展させていく方向性を示すとともに、浪江町の地域福祉における基本理念と重点目標を明らかにし、町民が安心して暮らせる福祉のまちづくりを進めるための福祉分野の最上位計画として策定いたしました。

【地域福祉に係る主な国の動向】

年月	国の動向
平成28年6月 (2016)	<p>■「ニッポン一億総活躍プラン」閣議決定 高齢者・障害者・子どもなど全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現が提唱されました。</p> <p>■「再犯の防止等の推進に関する法律」が成立、施行 市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画(地方再犯防止推進計画)の策定が規定されました。</p>
平成30年4月 (2018)	<p>■「改正社会福祉法」が施行 地域福祉推進の理念として、「支援を必要とする住民(世帯)が抱える多様で複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者による把握及び関係機関との連携等による解決が図られることを目指す」旨が明記されました。 また、この理念を実現するため、市町村において、住民が主体的に地域課題を把握し解決するための仕組みづくりや、複雑化・複合化した課題を受け止めるための包括的な支援体制の整備に努める旨が規定されました。</p>
令和3年4月 (2021)	<p>■「改正社会福祉法」が施行 地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するための一手法として、①属性を問わない相談支援、②多様な社会参加に向けた支援、③地域づくりに向けた支援の3つの支援を一体的に実施する重層的支援体制整備事業が創設されました。 法改正等を受け、同年3月には市町村地域福祉計画策定のためのガイドラインも改正され、これらを踏まえた計画内容とすることが求めされました。</p>
令和4年3月 (2022)	<p>■「第二期成年後見制度利用促進基本計画」閣議決定 成年後見制度の利用促進を図り、意思決定支援などの取組を推進するため、地域連携ネットワークの一層の充実等が推進されました。</p>
令和5年3月 (2023)	<p>■「第二次再犯防止推進計画」閣議決定 国と地方公共団体の役割が明確化された上で、相互の連携による取組が推進されました。</p>
令和6年4月 (2024)	<p>■「孤独・孤立対策推進法」が施行 社会の変化を踏まえ、日常生活若しくは社会生活において孤独を覚えることにより、又は社会から孤立していることにより心身に有害な影響を受けている状態にある者への支援等に関する取組について、孤独・孤立対策推進本部の設置等について定められました。</p> <p>■「改正生活困窮者自立支援法」が施行 生活困窮者等の自立の更なる推進を図るため、居住支援の強化のための措置、子どもの貧困への対応のための措置、支援関係機関の連携強化等の措置を講ずることとされています。</p>

2 地域福祉について

(1) 地域共生社会とは

地域共生社会とは、地域住民や地域の多様な関係者が、制度や分野ごとの『縦割り』や『支え手』『受け手』という関係を超えて、地域の住民や多様な主体が参画し、人と人、人と地域資源が世代や分野を超えてつながることによって、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、そして地域をともに創っていく社会をいいます。

【地域共生社会のイメージ】



資料：厚生労働省「地域共生社会のポータルサイト」

(2) 地域福祉とは

地域福祉とは、誰もが地域で安心して暮らしていくために、町民や事業者、各種団体、行政がそれぞれの役割を果たしながら、互いに支え合い、助け合って様々な課題の解決に取り組んでいく考え方です。

地域福祉の推進にあたっては、「自助」「互助」「共助」「公助」の視点と役割が重要なポイントになります。課題解決のためには、自分でできることは自分で行う「自助」のほか、近隣住民や友人・知人、行政区、ボランティア、社会福祉協議会等が互いに協力して助け合う「互助」と介護保険制度や医療保険制度、社会保険制度等による相互扶助の「共助」、法律や制度に基づき行政が提供する公的制度の「公助」の行政の役割を、地域の実情に合った形で重層的に組み合わせて取り組んでいくことが求められます。

【「自助」「互助・共助」「公助」の考え方】

自 助

生きがいづくりや健康づくり、介護予防等、一人ひとりの取組み
(自分で助ける)

互 助 ・ 共 助

近所の助け合いやボランティア活動等による住民同士の支え合い
(互いに助ける)
介護保険、医療保険、社会保険等の制度化された相互扶助による助け合い
(みんなで助ける)

公 助

行政が行う高齢・障がい・児童福祉、生活保護などの行政支援
(公的機関が助ける)

本計画では、地域の全ての関係者が連携・協働して取り組むことが大切であることから、関係者の役割を次のように考えます。

【関係者の役割】

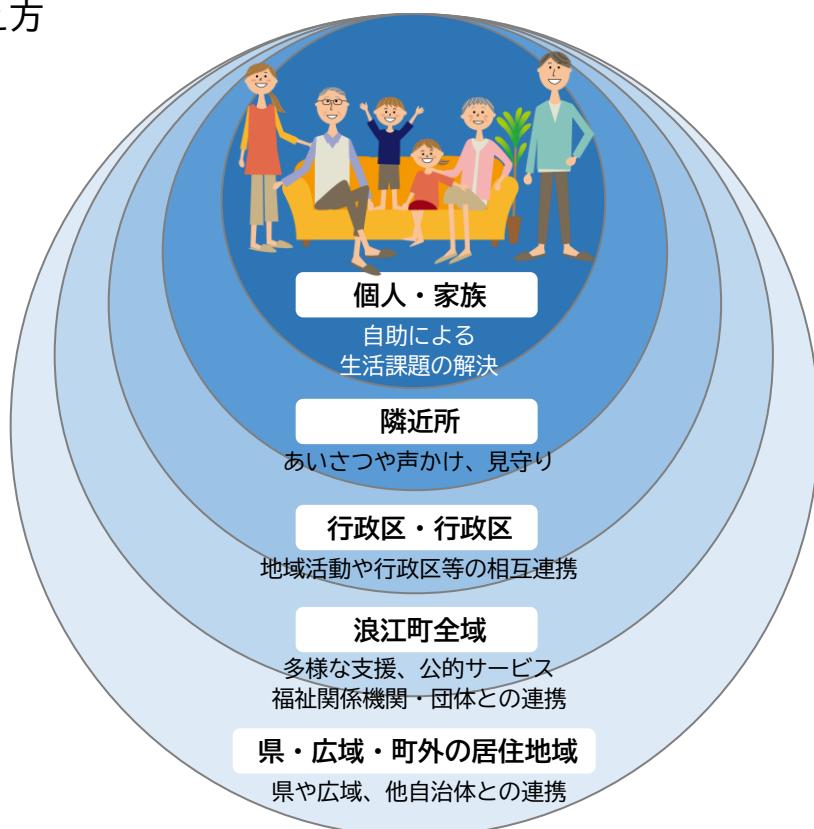
関係者	それぞれの役割
住民	一人ひとりが地域の担い手として、地域への関心と愛着を持ち、挨拶や見守りなどを通じて地域の中で交流を深めるなど、積極的に地域活動へ参画することが期待されます。
行政区	支え合いの地域づくりの活動主体として、地域住民の地域福祉への関心を高め、交流活動等を充実させていくことが期待されます。
社会福祉法人、企業、民間事業者、NPO、ボランティア団体等	要支援者のニーズや多様化・複雑化する福祉課題に対応した質の高い支援やサービスを提供することが期待されます。
社会福祉協議会	地域福祉の推進を担う中核的な団体として、地域に必要な福祉サービスの提供や地域福祉活動の情報発信、各種団体等をつなぐ調整役として活動することが期待されます。
民生委員・児童委員	地域住民に寄り添った見守りや相談支援等に取り組みながら、要支援者や地域の課題に気付き、適宜、町や社会福祉協議会と情報を共有し、連携して活動することが期待されます。
保護司、更生保護女性会、人権擁護委員等	安全で安心な地域づくりに向け、犯罪や非行の防止と犯罪や非行からの立ち直り、再犯防止等を推進するための活動に取り組むことが期待されます。

【地域福祉の圈域イメージ】

（3）計画における圈域の考え方

地域課題の解決にあたっては、「個人・家族」「隣近所」「行政区・行政区」「浪江町全域」「県・広域・町外の居住地域」といった多様な圏域に応じた取組や、圏域を超えた連携による取組を進めています。

また、これらの圏域は固定的なものではなく、課題や地域の特性に応じて柔軟に設定し、対応していくこととします。



3 計画の位置づけ

(1) 計画の位置付け

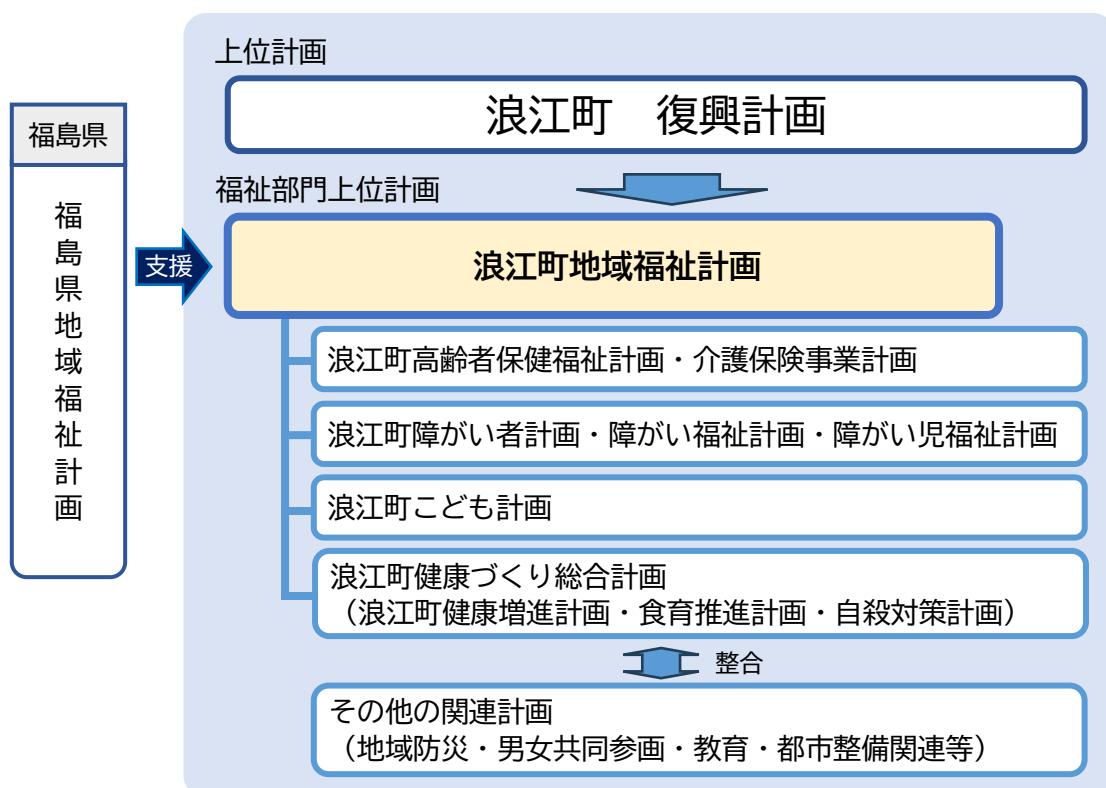
本計画は、社会福祉法第107条の規定に基づく市町村地域福祉計画です。

本町の最上位計画である「浪江町復興計画（第三次）」における復興の理念「夢と希望があふれ 住んでいたいまち 住んでみたいまち ～なかよく みんな えがおの 花咲くまちなみえ～」を実現するための分野別個別計画として、地域福祉を総合的に推進する理念や方向性を示すものです。

本町の福祉部門計画の上位計画として、高齢者・障がい者・児童といった対象ごとの福祉に関する各個別計画と整合性を持ち、福祉・保健・医療及び生活関連分野との連携を確保します。

地域福祉計画と関連性が非常に高いことから、再犯の防止等の推進に関する法律第8条第1項に規定する「地方再犯防止推進計画」を包含するものとし、地域福祉計画と一体的に策定します。

【計画の位置づけ】



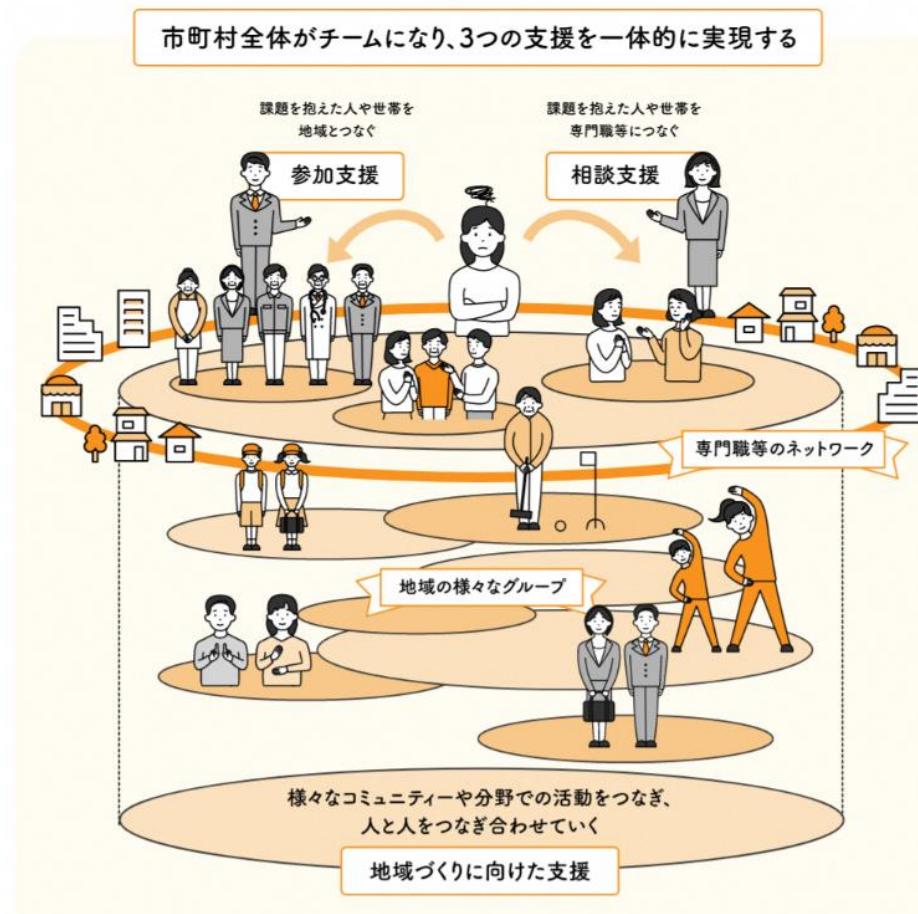
(2) 重層的支援体制整備事業実施計画について

令和3年4月1日施行の社会福祉法においては、第106条の4において、「重層的支援体制整備事業」について規定され、第106条の5では、本事業を実施する際、市町村は事業を適切かつ効果的に実施するため、「重層的支援体制整備事業実施計画」を策定するように努めることとしています。

「重層的支援体制整備事業」は、複雑化・複合化する地域住民の課題に対応する目的で、既存の相談支援の取組を生かしつつ、包括的な支援体制を整備する一手法として、令和2年6月の社会福祉法改正により創設された事業で、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた3つの支援を一体的に実施するものです。

本町においては、浪江町民生児童委員協議会に「孤独・孤立対策市町村地域協議会」を組み込み、「重層的支援体制整備事業」に準じた仕組みとして整備を検討し、包括的な支援体制の構築を推進します。

【重層的支援体制整備事業のイメージ図】



資料：厚生労働省「地域共生社会のポータルサイト」

(3) 再犯防止推進計画について

地方再犯防止推進計画は、平成28年12月施行の再犯の防止等の推進に関する法律第8条第1項に基づき、再犯の防止等に関する施策を推進するための市町村の計画です。

犯罪や非行をした人の中には、住む場所や働く場を失い、生活が不安定な状態にある人や、貧困など厳しい環境にある人、高齢者や障がいのある人など、福祉的支援を必要とする人が少なくありません。

本計画に「地方再犯防止推進計画」を包含することで一的な支援を図り、犯罪をした人等が孤立せず、社会復帰するための支援を進めます。

4 計画の期間

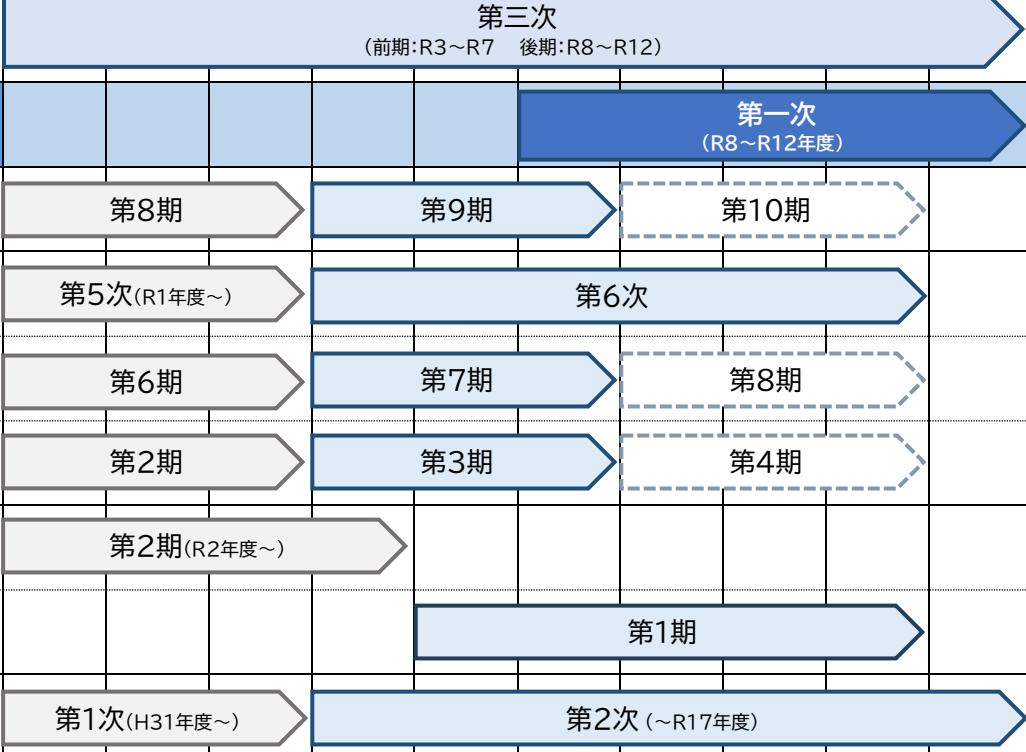
本計画の計画期間は、令和8年度から令和12年度までの5か年とします。

なお、今後の制度改正や社会情勢の変化などにより、大きな変化がみられた場合には、必要に応じて見直しを行います。

【計画の期間】

計画名 \ 年度	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)	R6年度 (2024)	R7年度 (2025)	R8年度 (2026)	R9年度 (2027)	R10年度 (2028)	R11年度 (2029)	R12年度 (2030)
浪江町復興計画 【第三次】										
地域福祉計画										
高齢者福祉計画・ 介護保険事業計画										
障がい者計画										
障がい福祉計画										
障がい児福祉計画										
子ども・子育て支援 事業計画										
こども計画										
健康づくり 総合計画										

【計画の期間】



第三次
(前期:R3～R7 後期:R8～R12)

第一次
(R8～R12年度)

第8期

第9期

第10期

第5次(R1年度～)

第6期

第7期

第8期

第2期

第3期

第4期

第2期(R2年度～)

第1期

第1次(H31年度～)

第2次(～R17年度)



5 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、アンケート調査やヒアリング調査等を実施し、町民や関係者の声を計画に反映できるよう努めました。

また、幅広く町民の方よりご意見をいただきため、本計画の素案を本町ホームページや担当課の窓口等で公開し、パブリックコメント（地域住民等からの意見の募集）を令和8年2月16日～2月27日に行い、意見の把握に努めました。

浪江町地域福祉計画策定委員会

本計画の策定に関する計画の原案を作成するため、策定委員会において、検討を行いました。

策定委員会の構成メンバーは、地域住民、学識経験者、福祉・保健・医療関係者等となっています。

アンケート調査

住民登録のある町民に対し、福祉観や地域活動への参加状況等の実態、地域生活における課題、ニーズ等を把握するため、Web回答を併用した郵送でのアンケート調査を実施しました。

関係者へのヒアリング調査

地域福祉の担い手や福祉関係者等の意見を計画に反映するとともに、計画策定のプロセスへの積極的な参画を促すため、関係者へのヒアリング調査を実施しました。

パブリックコメント

町民の意見・提言を募集し、計画に反映させるため、パブリックコメントを実施しました。

実施にあたっては、町ホームページ、役場等において計画素案が閲覧できるよう、その内容を公開しました。

第2章

浪江町の現状と課題

第2章 浪江町の現状と課題

1 統計から見る現状

(1) 総人口の推移

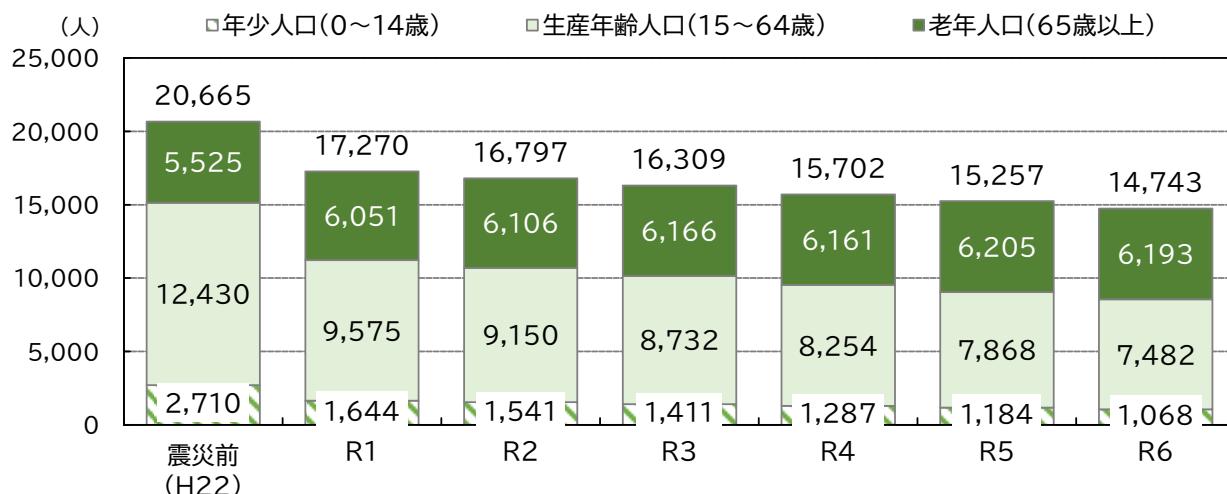
浪江町の住民基本台帳による総人口は、令和6年9月末時点では14,743人で、震災前と比べて約6,000人減少しています。

年齢3区分別にみると、年少人口と生産年齢人口は減少傾向で推移しており、令和6年には年少人口は1,068人と震災前より1,642人の減少、生産年齢人口は7,482人と震災前より4,948人の減少となっています。

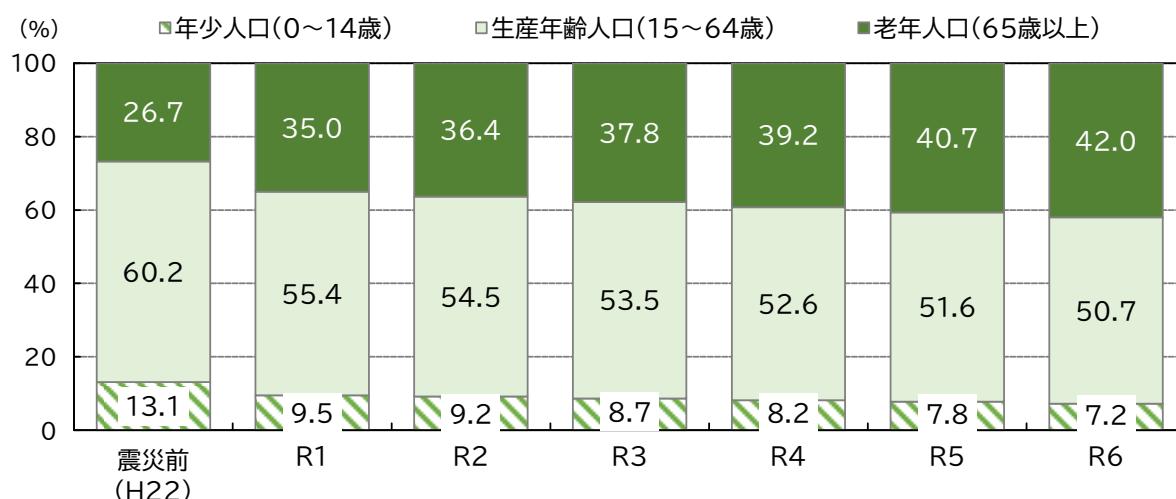
一方で、65歳以上の老人人口は緩やかに増加し、令和6年には6,193人と震災前より668人の増加となっています。

年齢3区分の構成割合をみると、老人人口割合は令和6年で42.0%と震災前より15.3ポイント上昇し、少子高齢化が進行しています。

【総人口（年齢3区分人口）の推移】



【年齢3区分人口の構成割合】



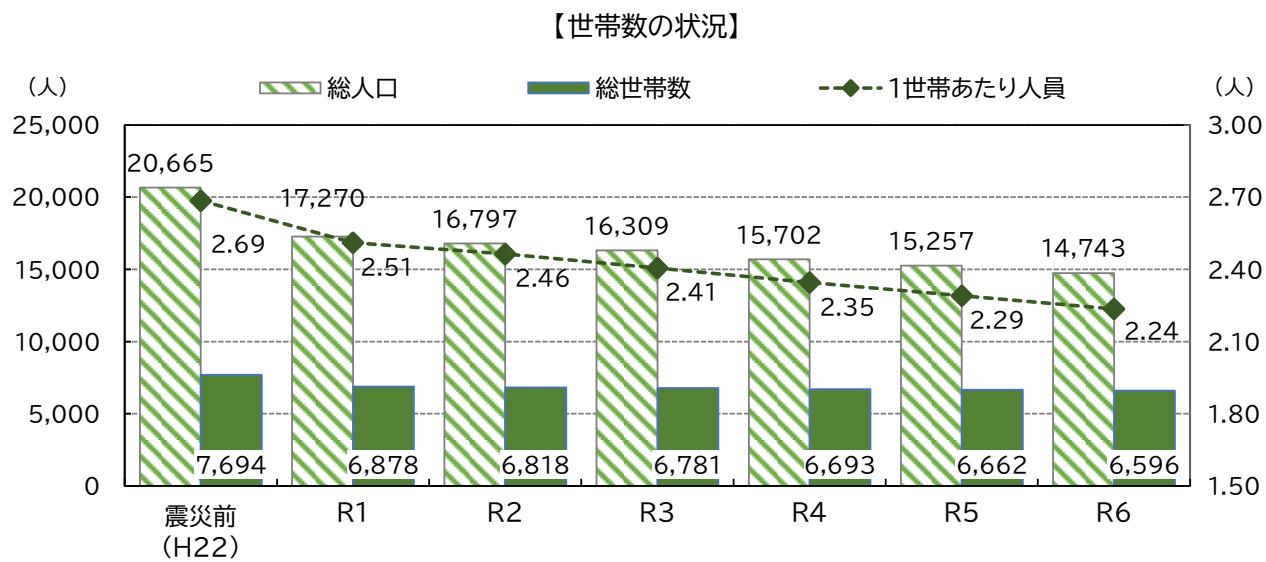
資料：住民基本台帳／各年9月末現在

震災前の平成22年のみ国勢調査／10月1日現在



(2) 世帯数の状況

世帯数は、減少傾向となっており、令和6年には6,596世帯と震災前より1,098世帯減少しています。1世帯あたりの人員も減少傾向で推移し、令和6年には2.24人となり、核家族化が進行しています。



(3) 町内のかどもがいる世帯と高齢者世帯の推移

かどもがいる世帯は、令和2年で32世帯となっています。

65歳以上の高齢者がいる世帯は、令和2年で396世帯となっています。そのうち、179世帯は単独世帯、116世帯は高齢夫婦のみ世帯です。

【かどもがいる世帯と高齢者世帯の推移】

	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
一般世帯総数	6,967	7,171	-	1,404
18歳未満のかどもがいる世帯	2,197	1,905	-	32
65歳以上の高齢者がいる世帯	3,493	3,600	-	396
単独世帯	552	643	-	179
高齢夫婦のみ世帯 ※	568	628	-	116

※高齢夫婦のみ世帯：夫65歳以上妻60歳以上の1組の一般世帯

※平成27年10月1日現在において浪江町全域が原子力災害による避難指示区域だったため、平成27年調査は未実施

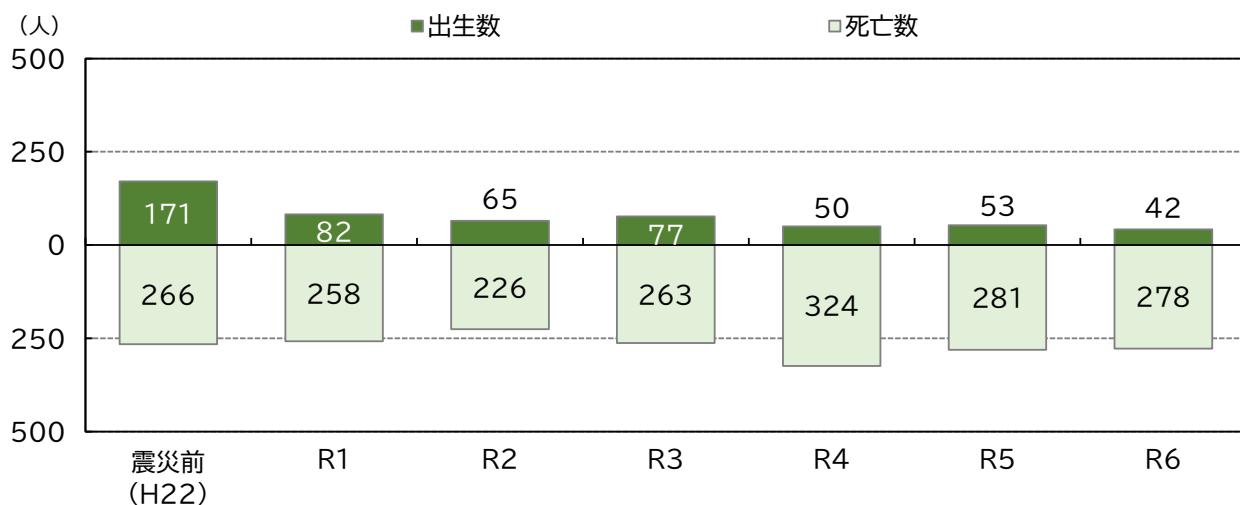
資料：国勢調査／各年10月1日現在

(4) 出生数・死亡数の推移

出生数は、減少傾向で推移しており、令和6年では42人となっています。

死亡数は、令和4年にやや増加がみられましたが、以降は300人前後で推移しており、令和6年では278人となっています。死亡数が出生数を上回っている自然減が続いています。

【出生数及び死亡数の推移】



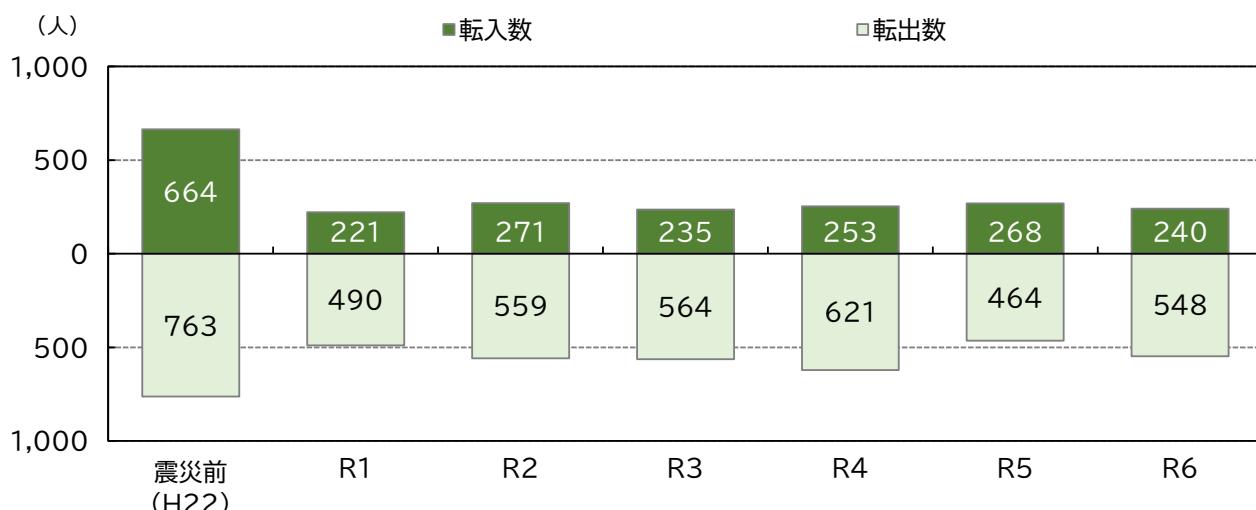
資料：福島県現住人口調査年報／各年12月末日現在

(5) 転入数・転出数の推移

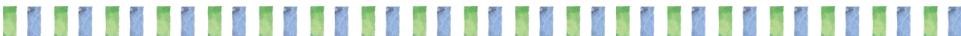
転入数は、横ばい傾向で推移しており、令和6年には240人となっています。

転出数は、500～600人程度で推移しており、令和6年には548人となっています。転出数が転入数を上回っている社会減が続いています。

【転入数及び転出数の推移】



資料：福島県現住人口調査年報／各年12月末日現在



(6) 町民の避難状況

浪江町の居住者は、年々増加し、令和6年9月末時点で2,250人、1,409世帯（令和元年より1,112人増、668世帯増）となっています。

町民の避難状況は、町外に避難している人は19,049人で、そのうち、福島県内避難者が13,147人、福島県外避難者は5,902人となっています。

福島県内における避難者数13,147人のうち、最も多い市町村はいわき市で2,915人、次いで福島市（2,147人）、南相馬市（1,789人）、郡山市（1,549人）、浪江町（1,442人）となっています。

【居住人口】

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
人口	1,138人	1,467人	1,727人	1,917人	2,103人	2,250人
0～9歳	32人	47人	56人	61人	81人	97人
10～19歳	12人	23人	30人	38人	55人	61人
20～29歳	78人	103人	128人	153人	177人	179人
30～39歳	111人	147人	186人	192人	242人	273人
40～49歳	147人	180人	192人	222人	224人	246人
50～59歳	198人	248人	296人	300人	316人	319人
60～69歳	243人	306人	353人	377人	380人	417人
70歳以上	317人	413人	486人	574人	628人	658人
世帯数	741世帯	921世帯	1,087世帯	1,185世帯	1,311世帯	1,409世帯

資料：総務課調べ／各年9月末日現在

【避難者数】

避難者数	
合計	19,049人
福島県内避難者数	13,147人
福島県外避難者数	5,902人

【福島県内の避難者数（上位10位）】

市町村名		避難者数
1	いわき市	2,915人
2	福島市	2,147人
3	南相馬市	1,789人
4	郡山市	1,549人
5	二本松市	873人
6	本宮市	434人
7	相馬市	384人
8	白河市	244人
9	大玉村	172人
10	会津若松市	171人

資料：町民の避難状況／令和6年9月末日現在

※上記の避難者には、「特定住所移転者」を含みます。

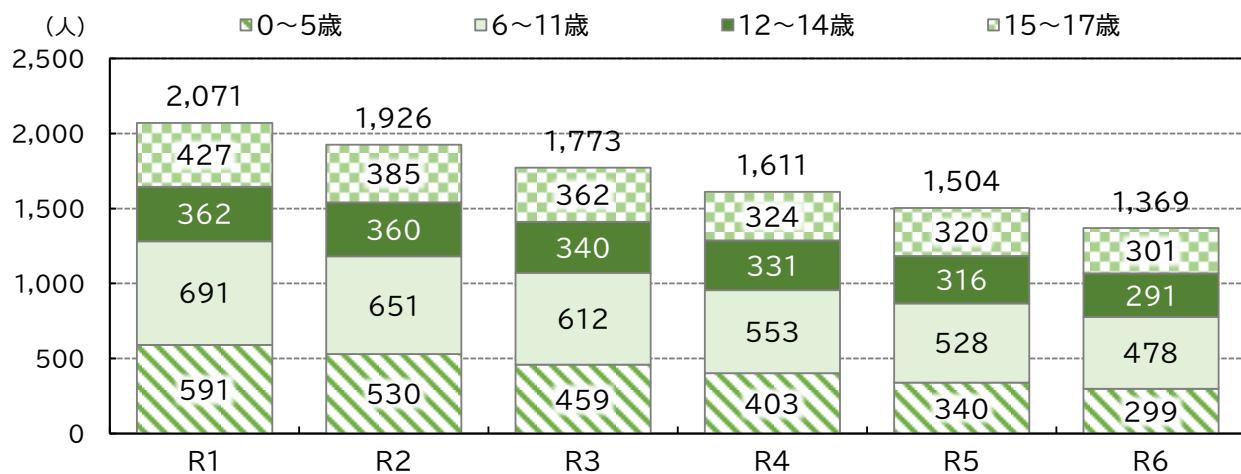
※「特定住所移転者」とは、東日本大震災及びそれに伴う原子力発電所事故等の影響により町外への避難を余儀なくされた事態に対処するために制定された「原発避難者特例法」及び「浪江町特定住所移転者に係る申出に関する条例」に基づき、浪江町から他市町村へ住民票を移した方の内、浪江町との関係を維持するために避難者（転出者）として申し出た方をいいます。これらの方は、次の措置の対象となります。

- (1)転出者に対して浪江町及び福島県に関する情報提供
- (2)転出者と浪江町民との交流事業の推進
- (3)転出者と浪江町の関係維持に関する施策の推進

(7) 子どもの人口の推移

住民基本台帳による子どもの人口は、減少傾向で推移しており、令和6年では1,369人と令和元年より702人減少しています。特に0～5歳の減少が顕著で、令和6年は299人と令和元年の半分に減少しています。

【子どもの人口の推移】



資料：住民基本台帳／各年9月末日現在

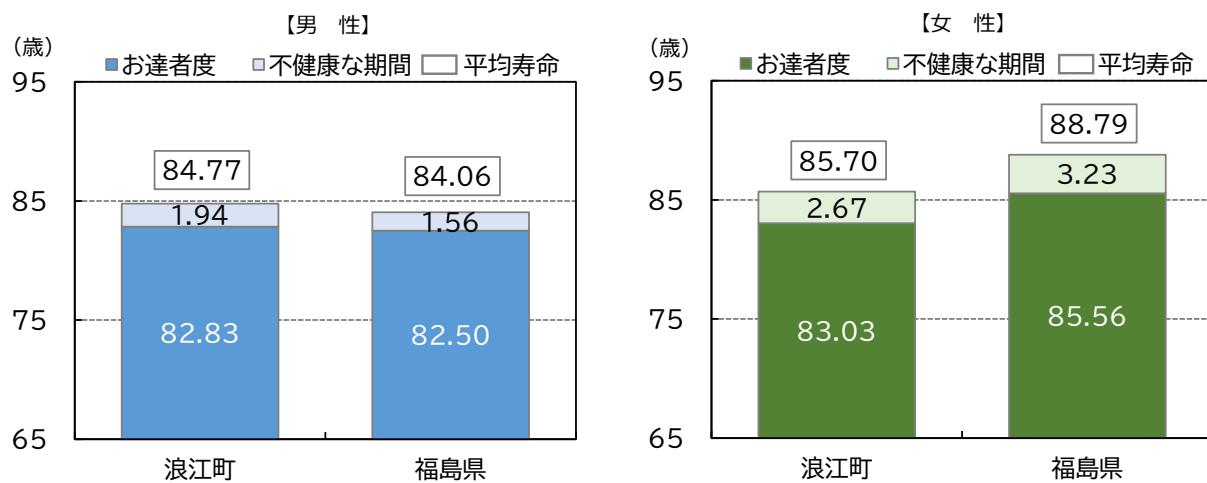
(8) 健康寿命（お達者度）

令和4年の平均寿命は、男性は84.77歳、女性は85.70歳と、男性は福島県とほぼ同水準であるものの、女性は福島県を3.09歳下回っています。

お達者度（日常生活動作が自立している期間の平均いわゆる健康寿命）についても同傾向で、男性は82.83歳、女性は83.03歳と、女性は福島県を2.53歳下回っています。

一方で、不健康な期間の平均は、男性が1.94歳に対し、女性は2.67歳と男性より期間は長いものの、女性は福島県を0.56歳下回っています。

【65歳時平均余命と健康寿命（お達者度）】



資料：2022年福島県市町村別「お達者度」／令和4年1月現在

※お達者度：国の65歳の日常生活動作が自立している期間と同様の算定方法にて算出した県で公表している健康寿命
 平均寿命：65歳時の平均余命に、65歳を加算し算出
 不健康な期間：65歳時の平均余命より、お達者度を減算した値

(9) 要支援・要介護認定者の推移

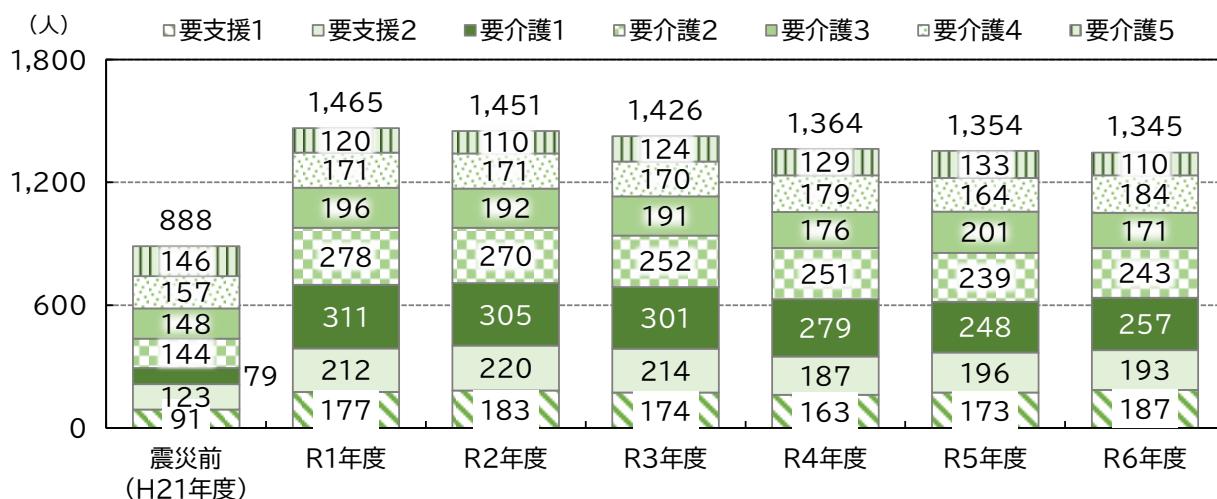
要支援・要介護認定者数は、震災前に比べて増加しましたが、近年は減少傾向で推移しており、令和6年度末時点では1,345人と令和元年度より120人の減少となっています。

要介護度別では、要介護1（54人減）と要介護2（35人減）で減少が顕著となっています。一方で、要支援1（10人増）と要介護4（13人増）はやや増加がみられます。

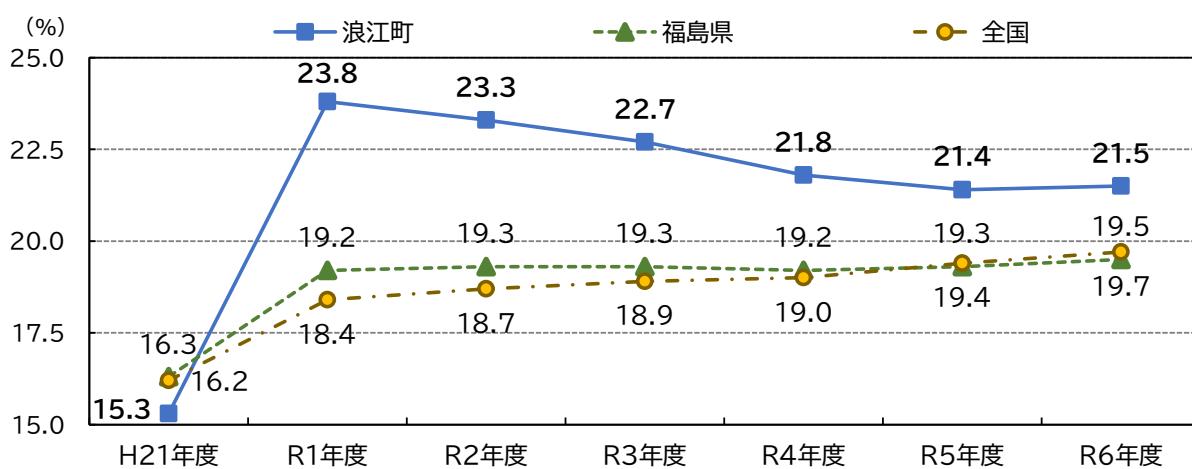
認定率（要支援・要介護認定者（第1号被保険者）の高齢者数に対する割合）をみると、下降傾向であるものの、令和6年度末時点では21.5%と福島県と全国をやや上回っている状況です。

認定者数・認定率ともに近年は減少傾向にありますが、今後75歳以上の後期高齢者が増加すると予想されることから、認定率や要介護度が高い方、認知症高齢者の増加が懸念されます。

【認定者数の推移】

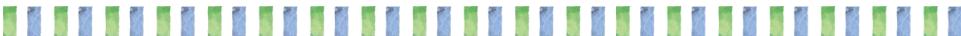


【認定率の比較（第1号被保険者）】



資料：厚生労働省「地域包括ケア「見える化」システム」／各年度末現在
※5年度以降は月報値

※認定率＝要支援・要介護認定者数（第1号被保険者）／65歳以上人口



(10) 認知症高齢者の状況

要支援・要介護認定者に占める見守り又は支援が必要な認知症高齢者（自立度Ⅱ以上）の割合は、浪江町では令和5年で65.3%と全国、福島県を上回っている状況です。その内訳は、自立度Ⅱが31.6%、自立度Ⅲが26.1%、自立度Ⅳが6.4%、自立度Mが1.1%で、自立度Ⅲと自立度Mが全国、福島県より高くなっています。

【要支援・要介護認定者における認知症高齢者の割合】

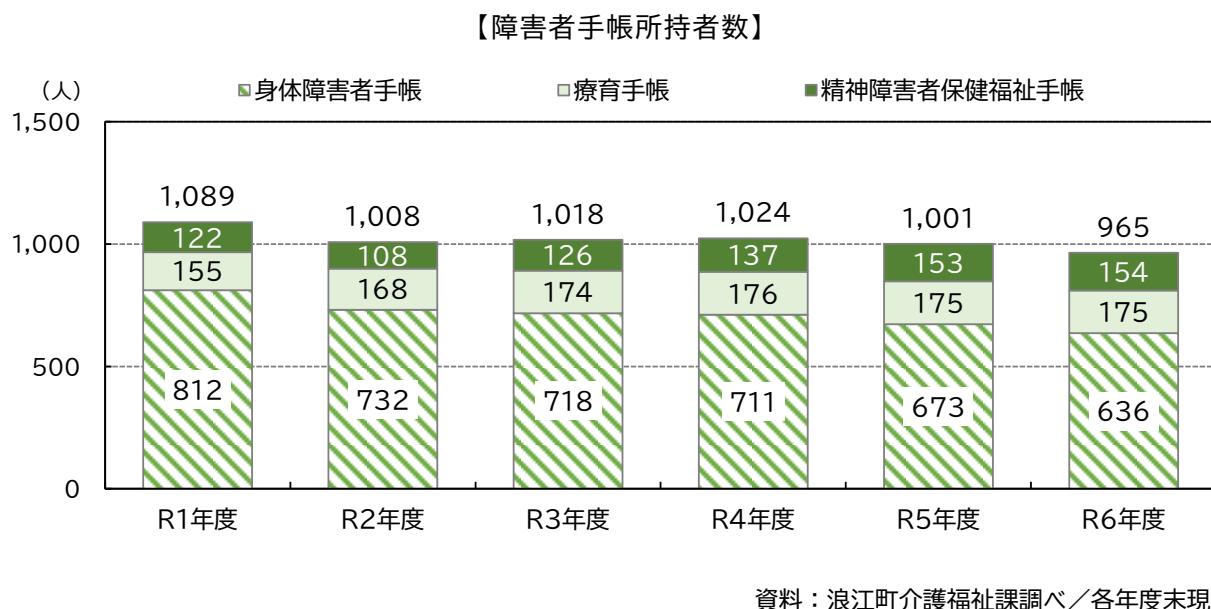
(%)

	判定基準	浪江町	福島県	全国
自立	認知症を有しない。	12.4	13.5	17.4
I	何らかの認知症を有するが、日常生活は家庭内及び社会的にほぼ自立している。	22.3	22.2	21.5
II	日常生活に支障を来すような症状・行動や意志疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる。	31.6	34.3	34.5
IIa	家庭外で上記IIの状態が見られる。	10.2	12.0	12.0
IIb	家庭内でも上記IIの状態が見られる。	21.4	22.4	22.5
III	日常生活に支障を来すような症状・行動や意志疎通の困難さがときどき見られ、介護を必要とする。	26.1	23.0	20.6
IIIa	日中を中心として上記IIIの状態が見られる。	20.3	18.8	17.2
IIIb	夜間を中心として上記IIIの状態が見られる。	5.8	4.2	3.4
IV	日常生活に支障を来すような症状・行動や意志疎通の困難さが頻繁に見られ、常に介護を必要とする。	6.4	6.4	5.6
M	著しい精神症状や問題行動あるいは重篤な身体疾患が見られ、専門医療を必要とする。	1.1	0.6	0.4
II以上		65.3	64.3	61.1

資料：厚生労働省「介護保険総合データベース」／令和5年10月現在

(11) 障害者手帳所持者等の状況

障害者手帳所持者は、やや減少傾向で推移しており、令和6年度末時点で965人と令和元年度末より124人減少となっています。その内訳は、身体障害者手帳所持者が636人、療育手帳所持者が175人、精神障害者保健福祉手帳所持者が154人で、令和元年度末より、身体障害者手帳所持者は176人減少、療育手帳所持者は20人増加、精神障害者保健福祉手帳所持者は32人増加となっています。



(12) 成年後見制度の利用状況

成年後見制度の利用者数は、横ばい傾向であり、近年は1～2人程度となっています。令和6年では利用者数は2人で、その内訳は、後見が1人、保佐が1人となっています。

【成年後見制度の利用者数】

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
法定後見	2	3	1	1	1	2
後見	1	2	0	0	0	1
保佐	1	1	1	1	1	1
補助	0	0	0	0	0	0
任意後見	0	0	0	0	0	0

資料：福島県社会福祉課調べ／各年12月31日現在

(13) 生活保護受給者の状況

生活保護受給者の状況は、令和2年以降は横ばい傾向で推移しており、令和6年の被保護世帯数は12世帯、被保護人員は15人となっています。

【生活保護受給者数】

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
被保護世帯数(世帯)	9	12	14	15	12	12
被保護人員(人)	9	12	14	16	13	15

資料：相双保健福祉事務所調べ／各年12月31日現在

(14) 自死の状況

自殺者数は、令和2～3年に減少が見られましたが、以降は横ばい傾向となっています。令和6年では4人となっており、令和元年～令和6年における平均人数は、2.33人です。

【自殺死亡者数】

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	R1-R6平均人数 (人)
自殺死亡者数	5	2	1	3	3	4	2.33

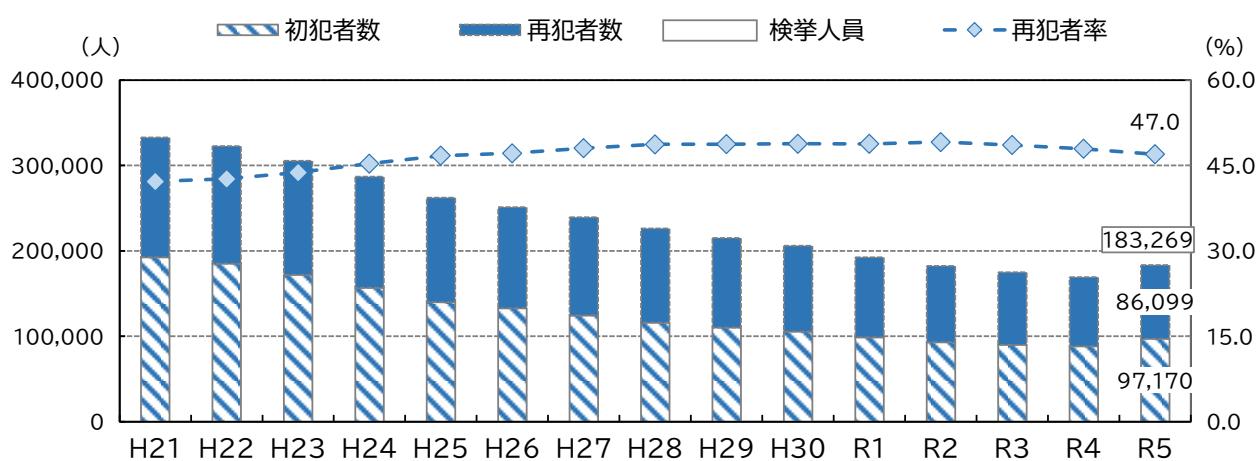
資料：厚生労働省人口動態調査（年次）／各年12月31日現在

(15) 再犯等の状況

全国の刑法犯における再犯者数は、徐々に減少していますが、令和5年は86,099人と増加（前年より6.1%上昇）に転じています。初犯者数も減少し続けていましたが、令和5年には97,170人（前年より10.1%上昇）に増加しています。再犯者率は、初犯者数の減少幅が再犯者数より大きいため、再犯者率は上昇傾向となっていましたが、令和3年以降は下降傾向となり、令和5年は47.0%となっています。

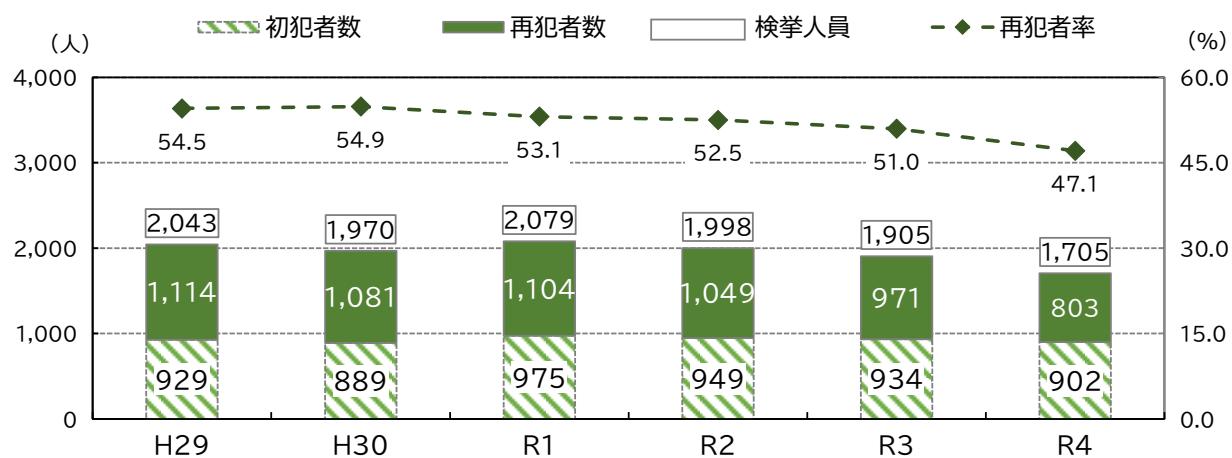
福島県の刑法犯における初犯者数、再犯者数はともに、令和2年以降減少傾向に転じ、令和4年には初犯者数902人、再犯者数803人となっています。再犯者率は、下降傾向ではあるものの、令和4年には全国とほぼ同水準の47.1%と、検挙人員の約半数が再犯者となっています。

【全国における刑法犯検挙人員中の再犯者数・再犯者率の推移】



資料：法務省（法務総合研究所編）「令和6年版犯罪白書」

【福島県における刑法犯検挙人員中の再犯者数・再犯者率の推移】



資料：法務省調べ（犯行時年齢が20歳以上の者）

2 町民アンケートから見る現状

町民の福祉観や地域活動への参加状況等の実態、ご意見等をお聞きし、地域福祉の現状と課題の把握・分析を行い、計画策定のための基礎資料として活用するため、町民アンケートを実施しました。

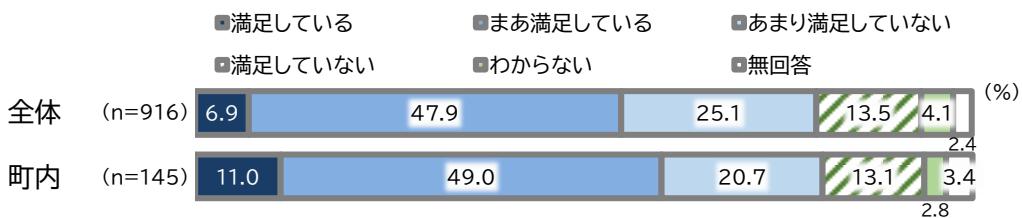
【調査の概要】

対象者 抽出方法	2,000名 浪江町に住民登録のある18歳以上の方を無作為抽出
実施期間	令和7年6月10日～6月27日
実施方法	郵送による配布、郵送回収及びインターネット回答
回収状況	総回答数 917人 有効回答数 916人（町内在住：145人、町外在住：756人、不明：15人） 有効回答率 45.8%（町内在住：15.8%、町外在住：82.5%、不明：1.6%）

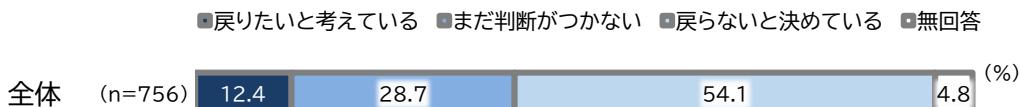
（1）現在の生活について

- 生活の満足度は、『満足している（満足している+まあ満足している）』人が54.8%（町内：60.0%）となっています。
一方で、『満足していない（満足していない+あまり満足していない）』人が38.6%（町内：33.8%）となっています。
- 町外居住者の帰還意向は、「戻りたいと考えている」は12.4%にとどまり、「戻らないと決めている」が54.1%と最も多く、「まだ判断がつかない」は28.7%となっています。

【生活の満足度】



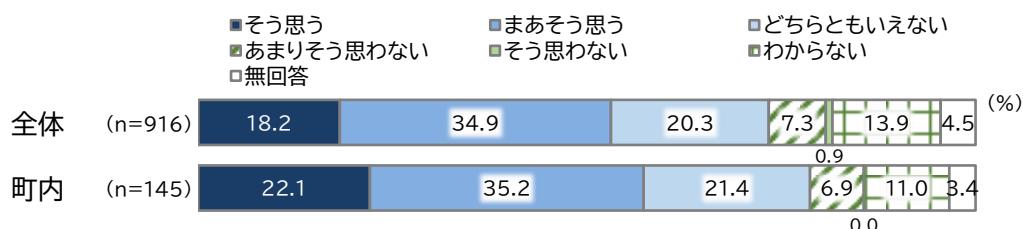
【帰還意向】



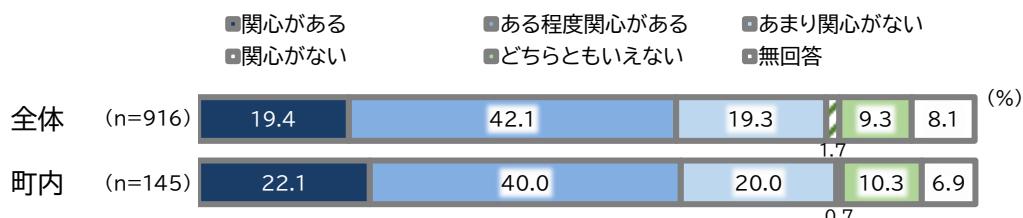
(2) 福祉への関心度

- 「地域共生社会の実現」という考え方への共感度は、『そう思う（そう思う+まあそう思う）』人が53.1%（町内：57.3%）である一方で、『どちらともいえない』人が20.3%（町内：21.4%）となっています。
- 「福祉」への関心度は、『関心がある（関心がある+ある程度関心がある）』人が61.5%（町内：62.1%）を占める一方で、『関心がない（関心がない+あまり関心がない）』人は21.0%（町内：20.7%）となっています。
- 関心がある分野は、全体では、「高齢者に関する福祉」（83.0%）、「認知症の人に関する福祉」（42.9%）、「病気療養中の人に関する福祉」（31.0%）となっています。町内では、「高齢者に関する福祉」（85.6%）、「認知症の人に関する福祉」（42.2%）、「子どもに関する福祉」、「病気療養中の人に関する福祉」、「身体障がい者に関する福祉」（いずれも27.8%）となっています。

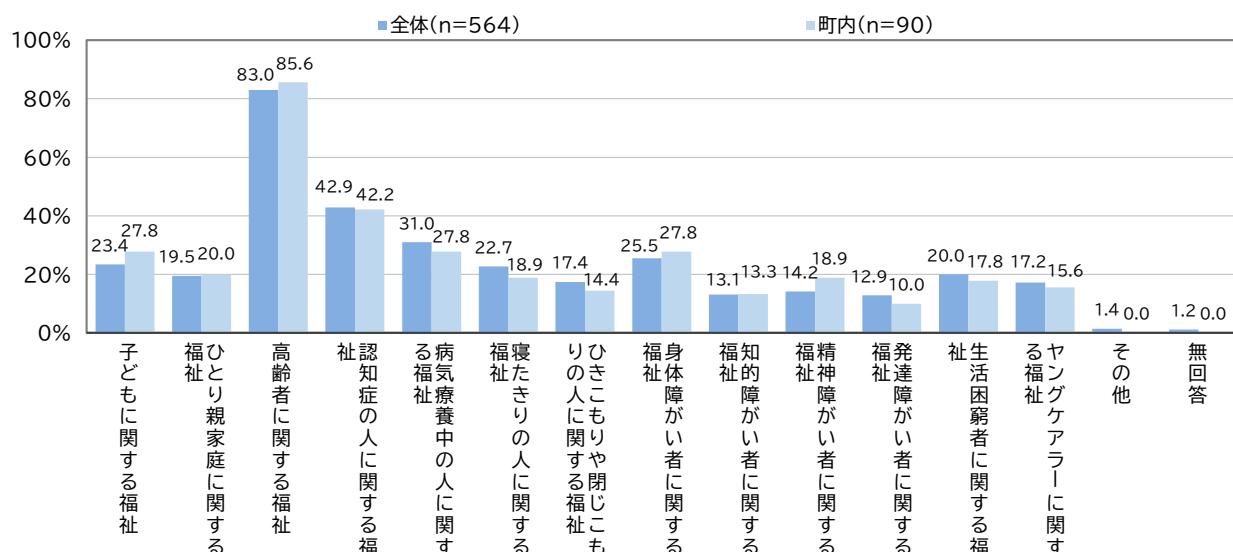
【「地域共生社会の実現」という考え方への共感度】



【福祉への関心度】



【関心がある分野】





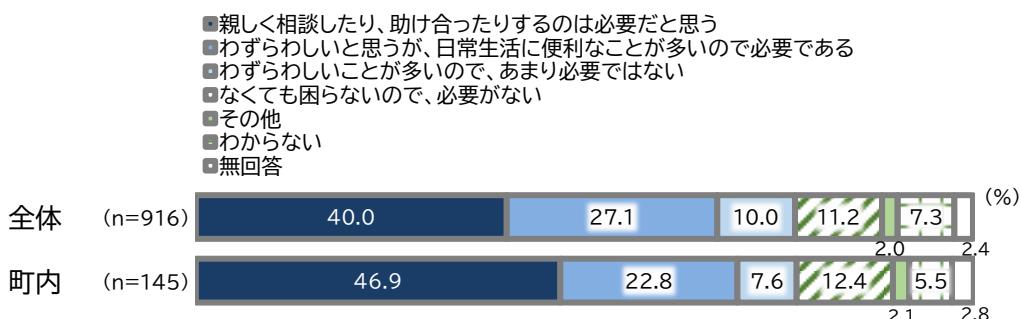
(3) 近所づきあいの状況

- ご近所との関係は、「会えばあいさつをする程度の人がいる」が33.8%（町内：26.2%）、「立ち話をする程度の人がいる」が21.8%（町内：15.9%）、「何か困ったときに助け合う人がいる」が14.3%（町内：18.6%）、「ほとんど近所とのつきあいはない」が13.9%（町内：14.5%）、「お互いに訪問し合う人がいる」が12.0%（町内：17.2%）となっています。
- 近所づきあいに対する考えは、『必要と思う（親しく相談したり、助け合ったりするのは必要だと思う+わずらわしいと思うが、日常生活に便利なことが多いので必要である）』人が67.1%（町内：69.7%）となっています。一方で、『必要ではない（なくても困らないので、必要がない+わずらわしいことが多いので、あまり必要ではない）』が21.2%（町内：20.0%）となっています。

【ご近所との関係】



【近所づきあいに対する考え方】



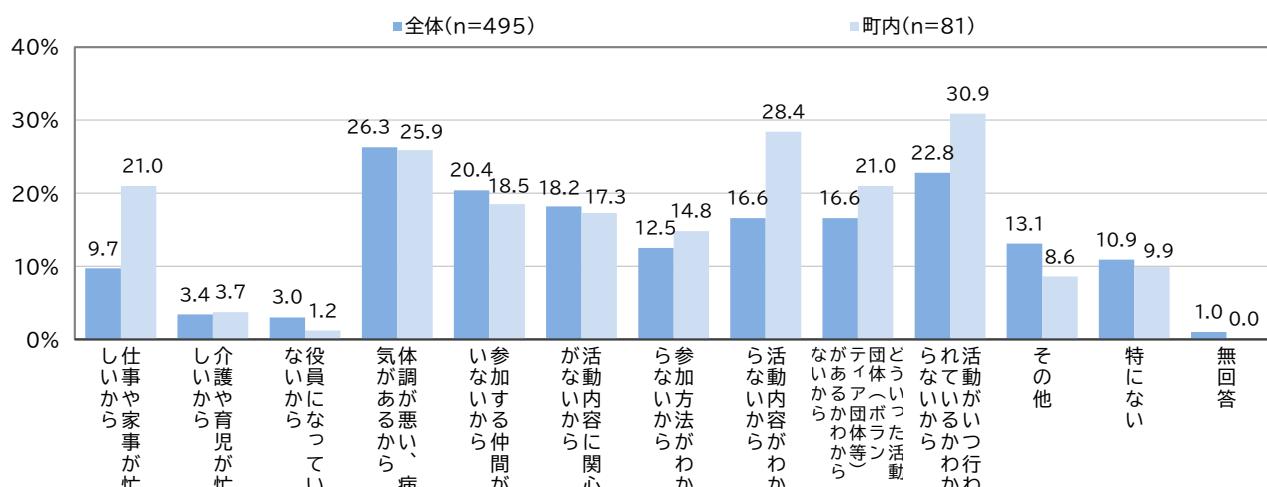
(4) 地域活動への参加

- 地域活動への参加状況は、『参加している（よく参加している+ある程度参加している）』人が40.8%（町内：35.9%）となっています。
- 一方で、『参加していない（全く参加していない+あまり参加していない）』人は54.0%（町内：55.8%）となっています。
- 参加していない理由は、全体では、「体調が悪い、病気があるから」（26.3%）、「活動がいつ行われているかわからないから」（22.8%）、「参加する仲間がいないから」（20.4%）となっています。
- 町内では、「活動がいつ行われているかわからないから」（30.9%）、「活動内容がわからないから」（28.4%）、「体調が悪い、病気があるから」（25.9%）となっています。
- 地域活動への参加意向は、『取り組みたい（ぜひ取り組みたい+機会があれば取り組みたい）』人は35.8%（町内：48.2%）にとどまっています。
- 一方で、『取り組みたくない・取り組めない（全く取り組みたくない・取り組めない+あまり取り組みたくない）』人が54.8%（町内：43.4%）と、半数を超えます。

【地域活動への参加状況】



【参加していない理由】



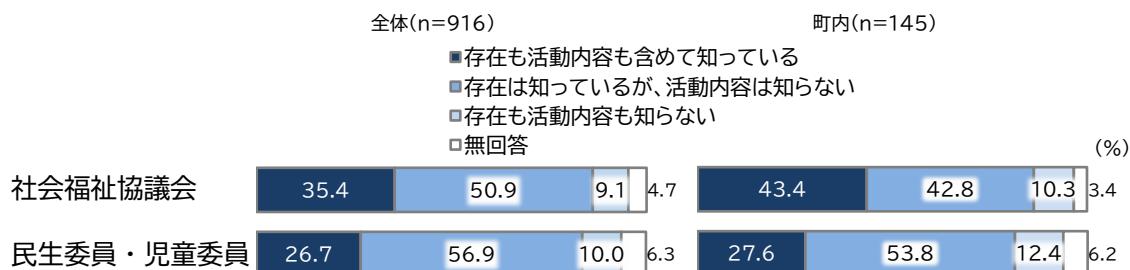
【今後の参加意向】



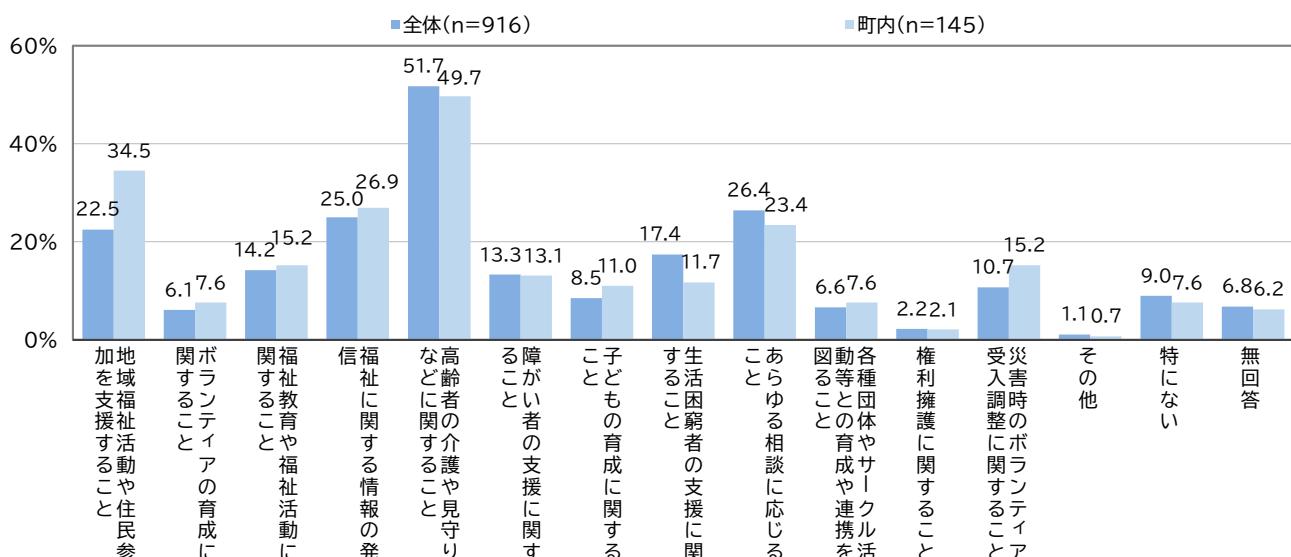
(5) 社会福祉協議会や民生委員・児童委員について

- 浪江町社会福祉協議会、民生委員・児童委員の認知度は、いずれも「存在も活動内容も含めて知っている」は2~3割（町内：3~4割）にとどまり、「存在は知っているが、活動内容は知らない」が5割以上（町内：4~5割）、「存在も活動内容も知らない」は約1割（町内：約1割）となっています。
 - 浪江町社会福祉協議会の役割で期待する分野は、全体では、「高齢者の介護や見守りなどに関すること」（51.7%）、「あらゆる相談に応じること」（26.4%）、「福祉に関する情報の発信」（25.0%）となっています。
- 町内では、「高齢者の介護や見守りなどに関すること」（49.7%）、「地域福祉活動や住民参加を支援すること」（34.5%）、「福祉に関する情報の発信」（26.9%）となっています。

【浪江町社会福祉協議会、民生委員・児童委員の認知度】



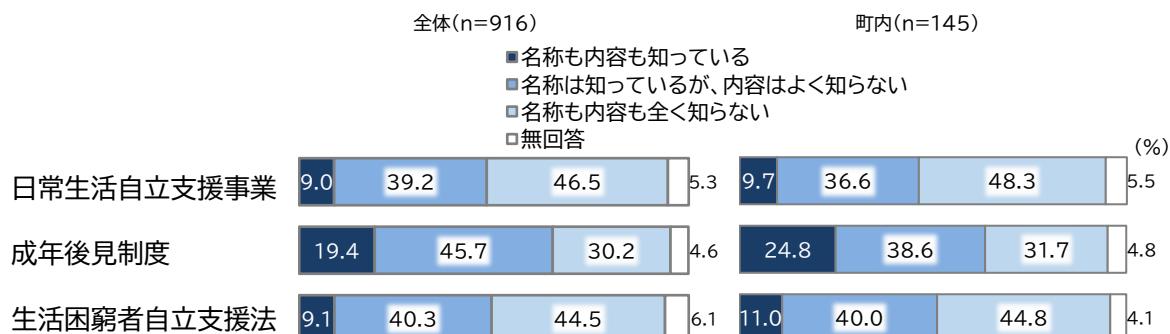
【浪江町社会福祉協議会の役割で期待する分野】



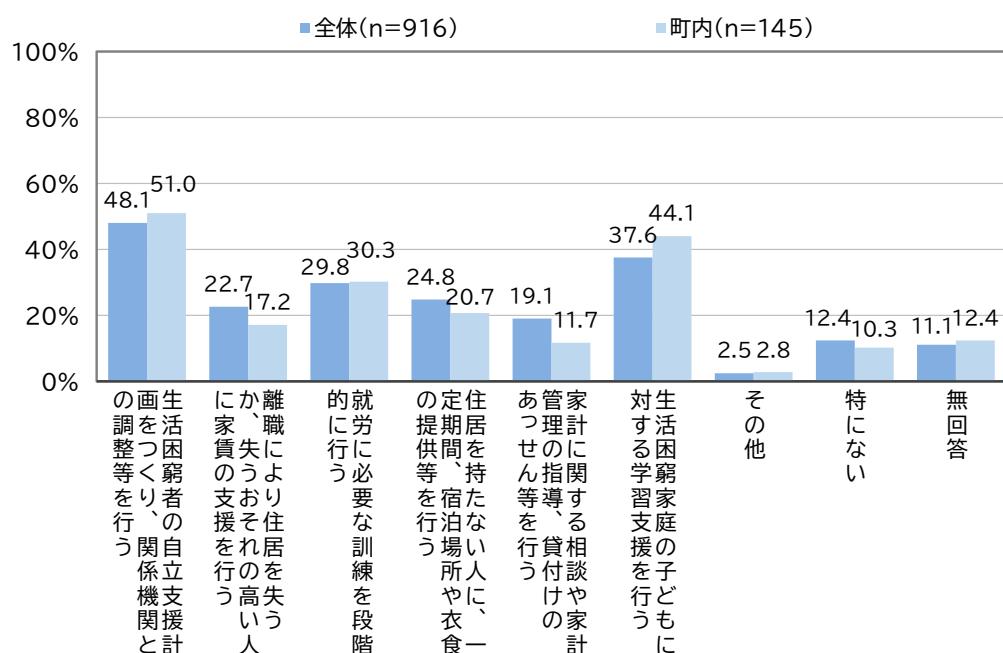
(6) 権利擁護について

- 日常生活自立支援事業、成年後見制度、生活困窮者自立支援法の認知度は、「名称も内容も知っている」は成年後見制度で19.4%（町内：24.8%）、日常生活自立支援事業と生活困窮者自立支援法では約1割（町内：約1割）にとどまっています。
- 生活困窮問題や支援制度で重要なことは、「生活困窮者の自立支援計画をつくり、関係機関との調整等を行う」（48.1%）、「生活困窮家庭の子どもに対する学習支援を行う」（37.6%）、「就労に必要な訓練を段階的に行う」（29.8%）となっています。町内では、「生活困窮者の自立支援計画をつくり、関係機関との調整等を行う」（51.0%）、「生活困窮家庭の子どもに対する学習支援を行う」（44.1%）、「就労に必要な訓練を段階的に行う」（30.3%）となっています。

【日常生活自立支援事業、成年後見制度、生活困窮者自立支援法の認知度】



【生活困窮の問題や支援制度で重要なもの】

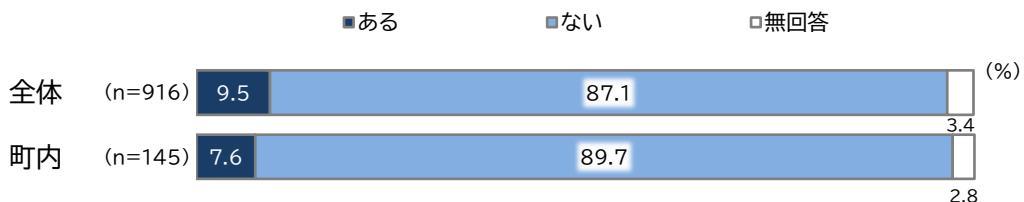




(7) 虐待防止について

- 地域において子どもや高齢者、障がい者等への虐待や暴力を見聞きしたことが「ある」人は9.5%（町内：7.6%）となっています。

【子どもや高齢者、障がい者等への虐待・暴力の見聞きの有無】



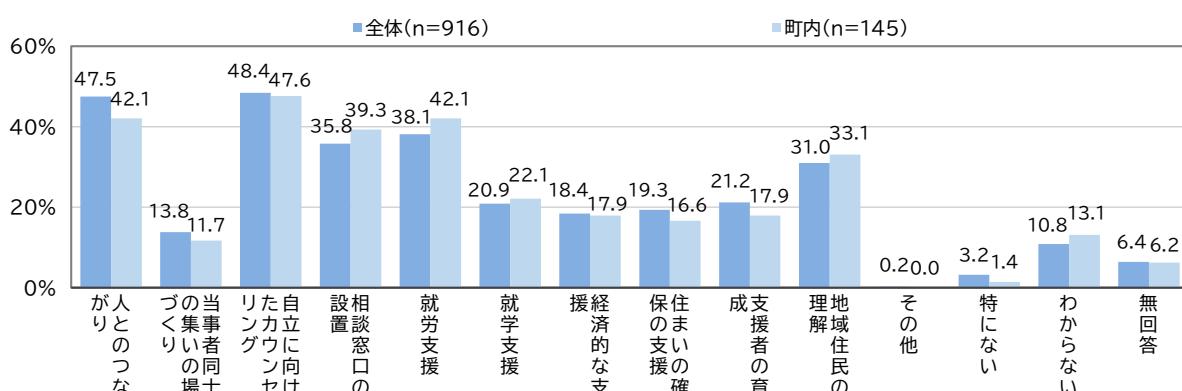
(8) 再犯防止について

- 非行や犯罪をした人の立ち直りへ協力したいかは、『そう思う（そう思う+どちらかといえばそう思う）』人が52.9%（町内：53.8%）となっています。一方で、『そう思わない（そう思わない+どちらかといえばそう思わない）』は37.4%（町内：35.2%）となっています。
- 非行や犯罪をした人の立ち直りのために必要な支援は、全体では、「自立に向けたカウンセリング」（48.4%）、「人とのつながり」（47.5%）、「就労支援」（38.1%）となっています。町内では、「自立に向けたカウンセリング」（47.6%）、「人とのつながり」「就労支援」（ともに42.1%）、「相談窓口の設置」（39.3%）となっています。

【非行や犯罪をした人の立ち直りへ協力したいか】



【非行や犯罪をした人の立ち直りのために必要な支援】



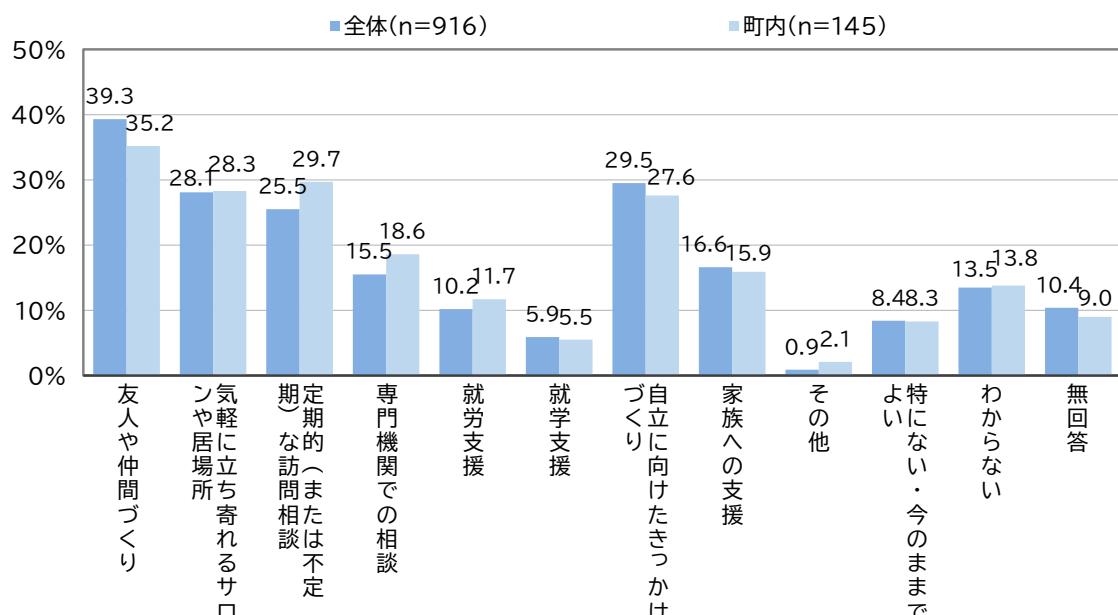
(9) 孤独・ひきこもりについて

- 家族以外と交流しない人が身近にいるかは、「いる（自分自身を含む）」が18.3%（町内：16.6%）、「わからない」が43.2%（町内：41.4%）となっています。
- 地域での交流しない人への必要な支援は、全体では、「友人や仲間づくり」（39.3%）、「自立に向けたきっかけづくり」（29.5%）、「気軽に立ち寄れるサロンや居場所」（28.1%）、「定期的（または不定期）な訪問相談」（25.5%）となっています。
- 町内では、「友人や仲間づくり」（35.2%）、「定期的（または不定期）な訪問相談」（29.7%）、「気軽に立ち寄れるサロンや居場所」（28.3%）、「自立に向けたきっかけづくり」（27.6%）となっています。
- 孤独・孤立感を『感じている（常に感じている+たまに感じている）』人は45.0%（町内：37.3%）となっています。

【家族以外と交流しない人が身近にいるか】



【地域での交流しない人への必要な支援】



【孤独・孤立感】





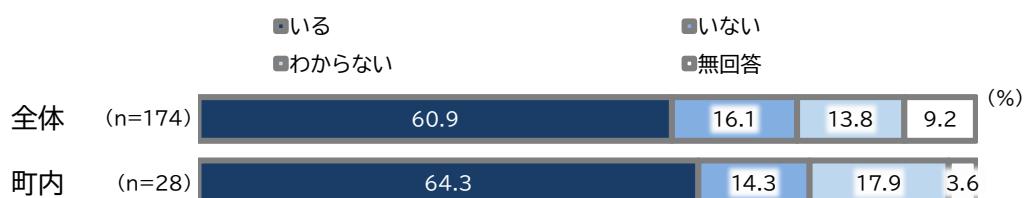
(10) 災害時の対応

- 災害が発生した際の避難可否は、「誰かの手助けがあればできる」が16.3%（町内：17.2%）、「できない」が2.7%（町内：2.1%）となっています。
 - 手助けが必要・避難ができない人の要避難時の支援者の有無は、「いない」が16.1%（町内：14.3%）、「わからない」が13.8%（町内：17.9%）となっています。
 - 災害発生時に不安なことは、全体では、「災害に関する情報を速やかに得られるか不安」（52.1%）、「投薬治療などの医療や介護が受けられるかが不安」（42.0%）、「避難場所の設備や生活環境が不安（38.3%）」となっています。
- 町内では、「災害に関する情報を速やかに得られるか不安」（55.9%）、「投薬治療などの医療や介護が受けられるかが不安」（42.8%）、「避難場所の設備や生活環境が不安」（41.4%）となっています。

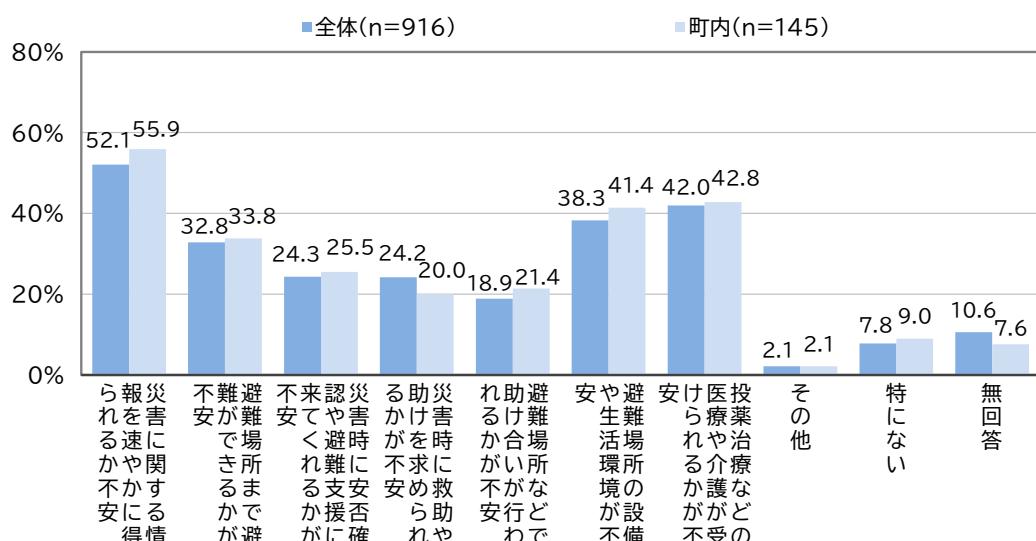
【災害が発生した際の避難可否】



【要避難時の支援者の有無】

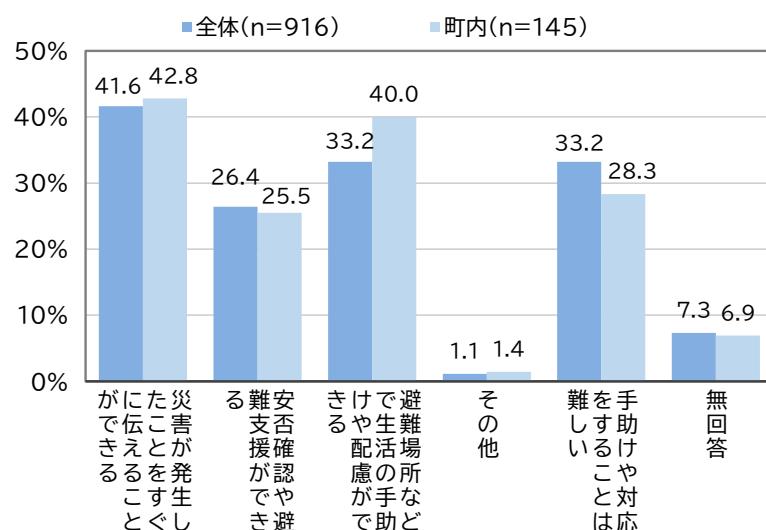


【災害発生時に不安なこと】



- 災害発生時、支援を必要とする方にできる対応は、全体では、「災害が発生したことをすぐに伝えることができる」(41.6%)、「避難場所などで生活の手助けや配慮ができる」(33.2%)ですが、「手助けや対応をすることは難しい」も33.2%となっています。町内では、「災害が発生したことをすぐに伝えることができる」(42.8%)、「避難場所などで生活の手助けや配慮ができる」(40.0%)が約4割で、「手助けや対応をすることは難しい」は28.3%となっています。

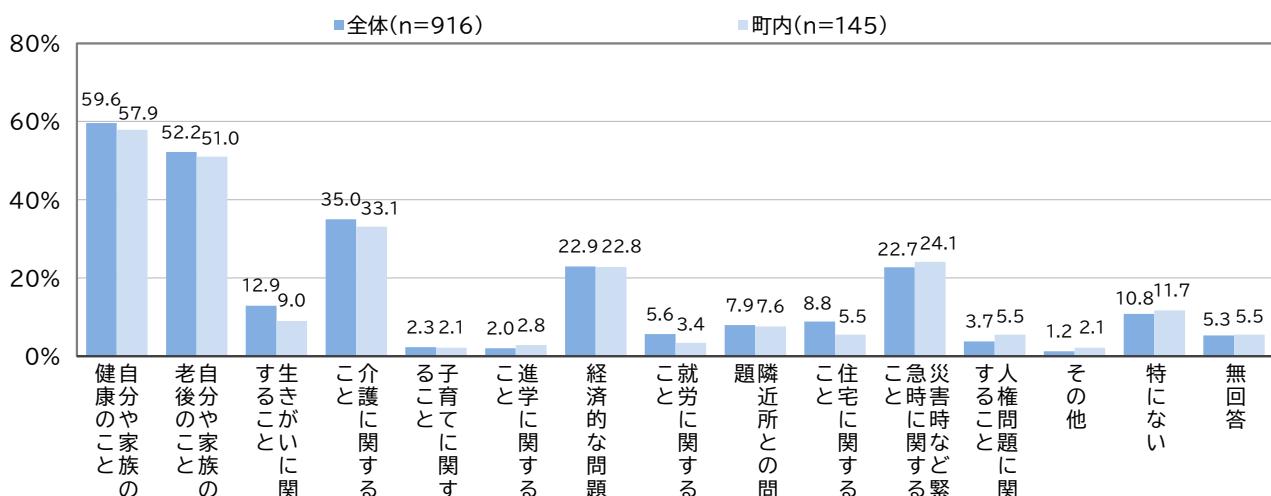
【災害発生時に支援が必要な人への手助け】



(11) 生活上の悩みや手助け等について

- 日常生活における悩みや不安は、全体では、「自分や家族の健康のこと」(59.6%)と「自分や家族の老後のこと」(52.2%)が半数以上となっています。町内では、「自分や家族の健康のこと」(57.9%)、「自分や家族の老後のこと」(51.0%)となっています。

【日常生活における悩みや不安】



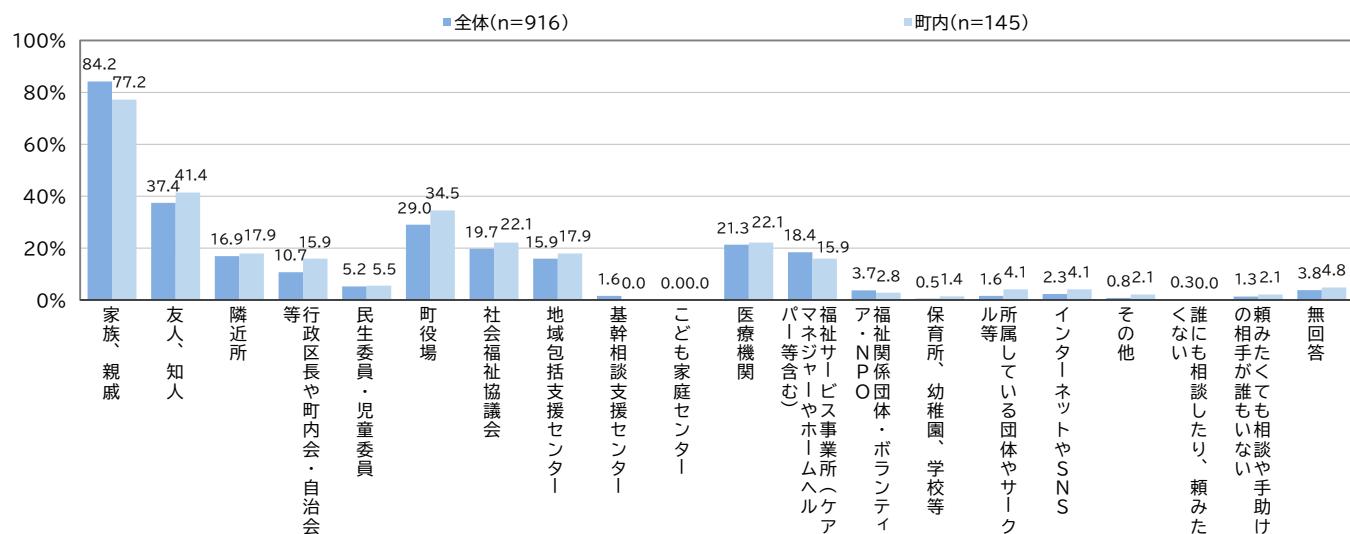
■ 相談や手助けを頼みたい相手は、全体では、「家族、親戚」が84.2%を占めています。以下、「友人、知人」(37.4%)、「町役場」(29.0%)、「医療機関」(21.3%)となっています。

町内では、「家族、親戚」が77.2%で、以下、「友人、知人」(41.4%)、「町役場」(34.5%)、「医療機関」「社会福祉協議会」(ともに22.1%)となっています。

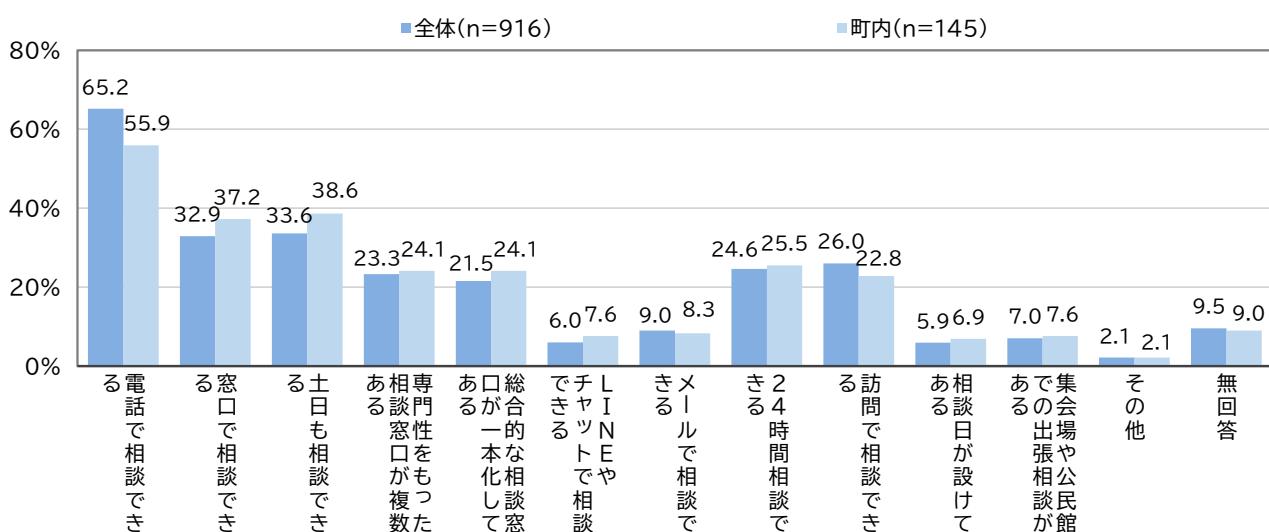
■ 福祉にかかわる相談がしやすい環境は、全体では、「電話で相談できる」が65.2%を占めています。以下、「土日も相談できる」(33.6%)、「窓口で相談できる」(32.9%)、「訪問で相談できる」(26.0%)となっています。

町内では、「電話で相談できる」が55.9%を占め、以下、「土日も相談できる」が(38.6%)、「窓口で相談できる」(37.2%)、「24時間相談できる」(25.5%)、「専門性をもった相談窓口が複数ある」「総合的な相談窓口が一本化してある」(ともに24.1%)となっています。

【相談や手助けを頼みたい相手】

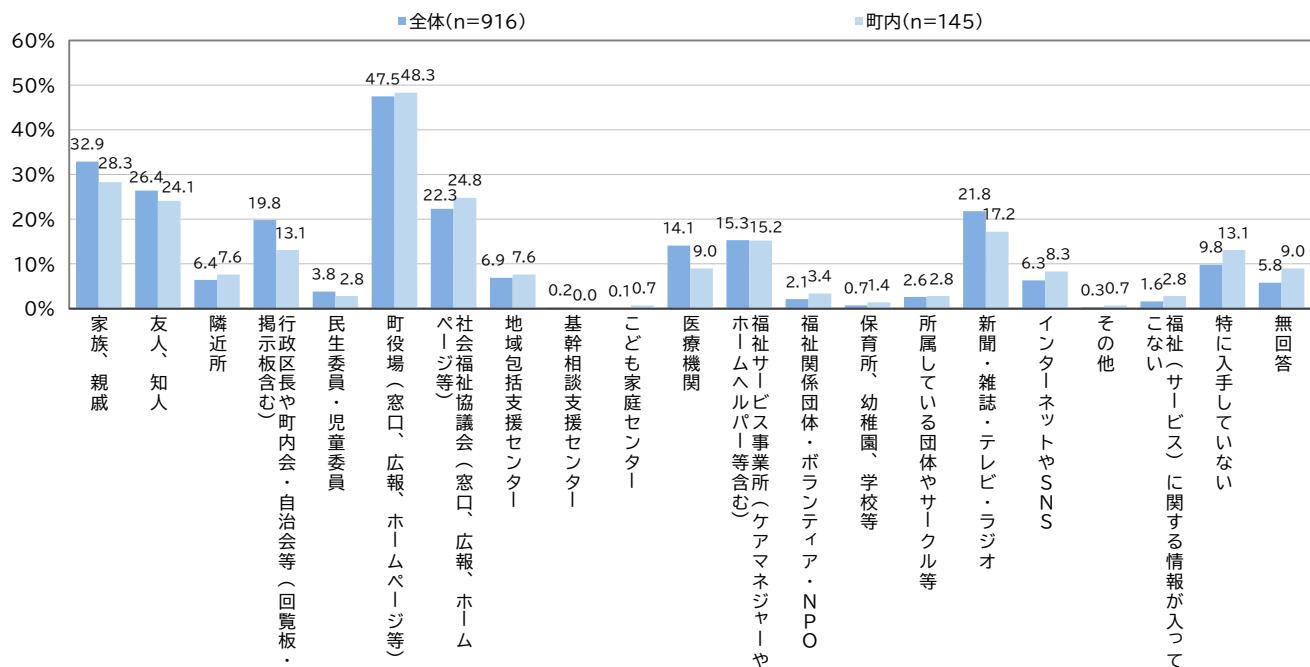


【福祉にかかわる相談がしやすい環境】



- 福祉サービス情報の入手先は、全体では、「町役場（窓口、広報、ホームページ等）」が（47.5%）、「家族、親戚」（32.9%）、「友人、知人」（26.4%）となっています。町内では、「町役場（窓口、広報、ホームページ等）」（48.3%）、「家族、親戚」（28.3%）、「社会福祉協議会（窓口、広報、ホームページ等）」（24.8%）となっています。

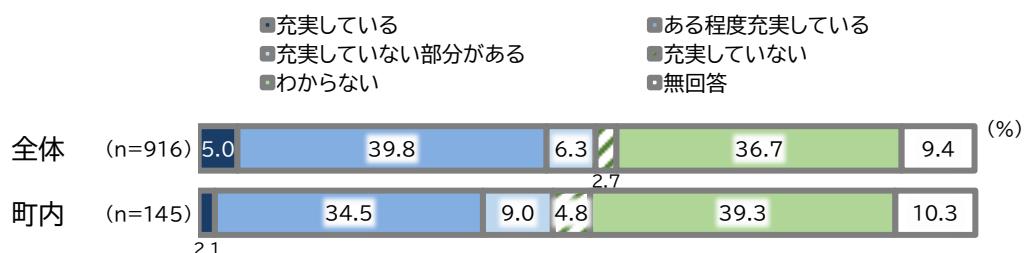
【福祉サービス情報の入手先】



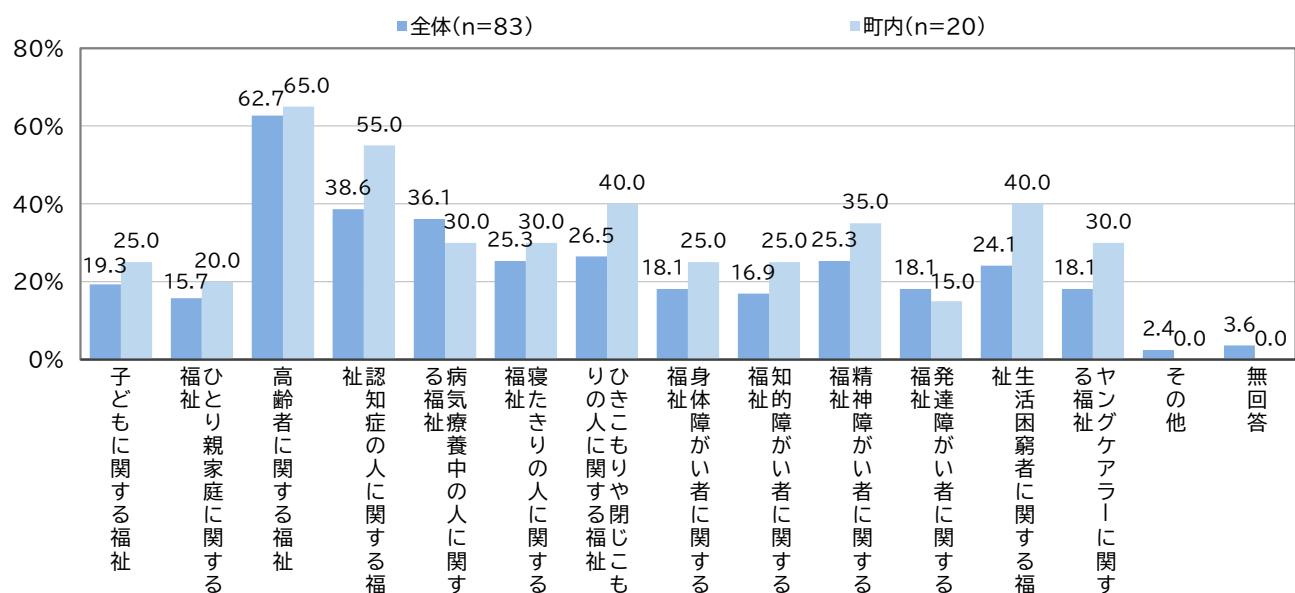
(12) 福祉サービスについて

- 福祉サービスの水準についての考えは、『充実している（充実している+ある程度充実している）』人が44.8%（町内：36.6%）となっています。
- 一方で、『充実していない（充実していない+充実していない部分がある）』人は9.0%（町内：13.8%）にとどまっているものの、「わからない」が36.7%（町内：39.3%）となっています。
- 充実していないと思う福祉サービスは、全体では、「高齢者に関する福祉」が62.7%を占めています。以下、「認知症の人に関する福祉」（38.6%）、「病気療養中の人に関する福祉」（36.1%）となっています。
- 町内では、「高齢者に関する福祉」が65.0%を占め、以下、「認知症の人に関する福祉」（55.0%）、「ひきこもりや閉じこもりの人に関する福祉」「生活困窮者に関する福祉」（ともに40.0%）となっています。

【福祉サービスの水準についての考え方】



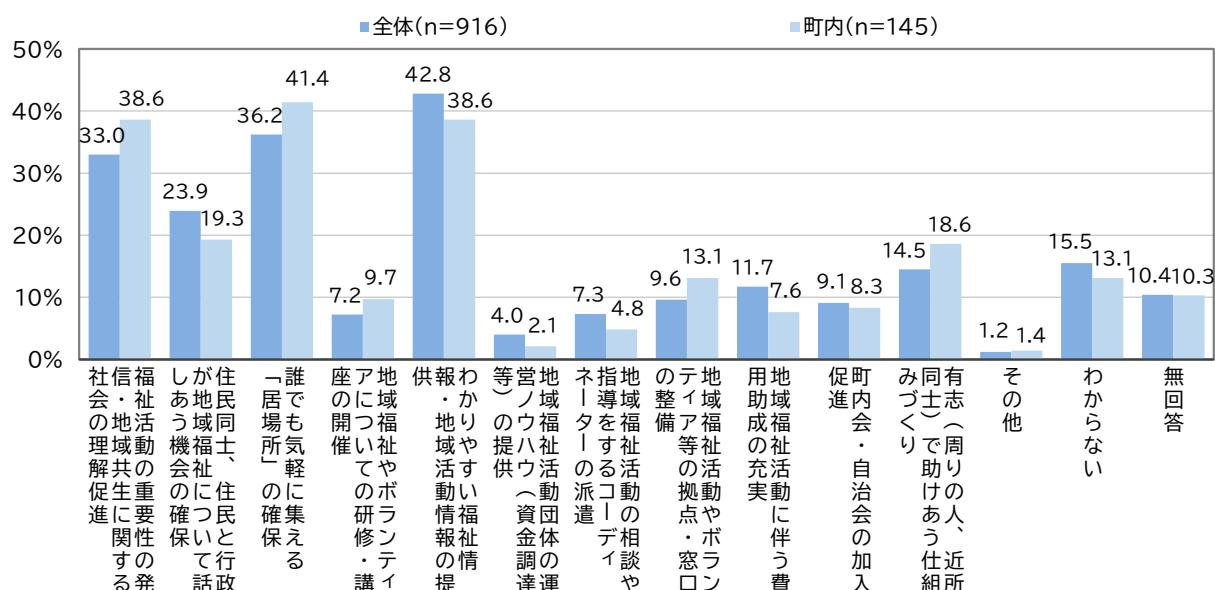
【充実していないと思う福祉サービス】



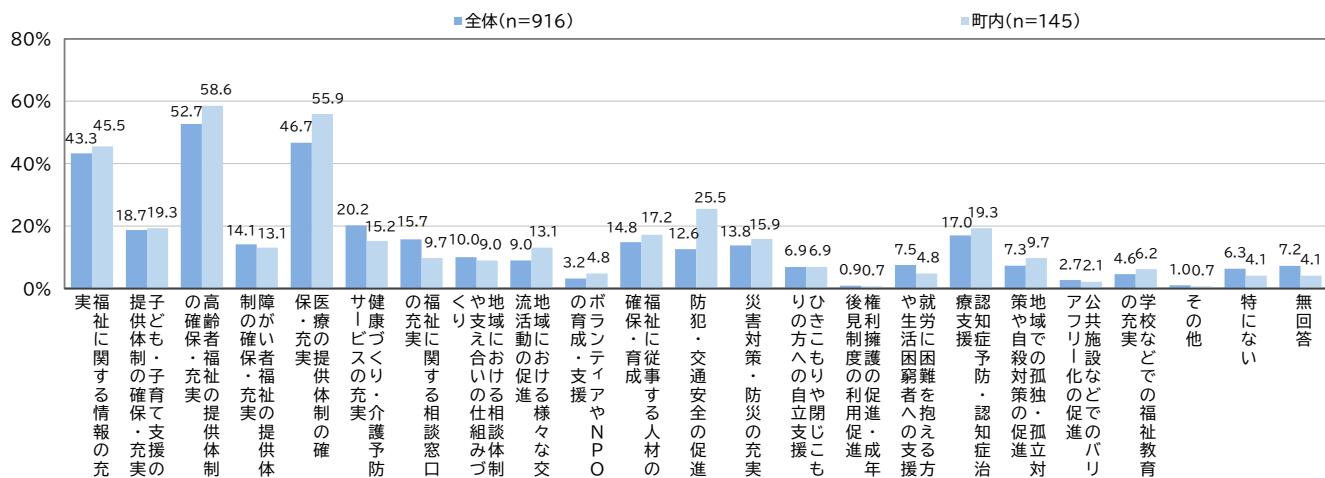
(13) 地域福祉を推進するための取組

- 地域共助を広げるために町が力を入れるべきことは、全体では、「わかりやすい福祉情報・地域活動情報の提供」(42.8%)、「誰でも気軽に集える「居場所」の確保」(36.2%)、「福祉活動の重要性の発信・地域共生に関する社会の理解促進」(33.0%)となっています。
- 町内では、「誰でも気軽に集える「居場所」の確保」(41.4%)、「福祉活動の重要性の発信・地域共生に関する社会の理解促進」「わかりやすい福祉情報・地域活動情報の提供」(ともに38.6%)となっています。
- 地域福祉を推進する上で優先すべき施策は、全体では、「高齢者福祉の提供体制の確保・充実」(52.7%)、「医療の提供体制の確保・充実」(46.7%)、「福祉に関する情報の充実」(43.3%)となっています。
- 町内では、「高齢者福祉の提供体制の確保・充実」(58.6%)、「医療の提供体制の確保・充実」(55.9%)、「福祉に関する情報の充実」(45.5%)となっています。

【地域共助を広げるために町が力を入れるべきこと】



【地域福祉の推進をする上で優先すべき施策】



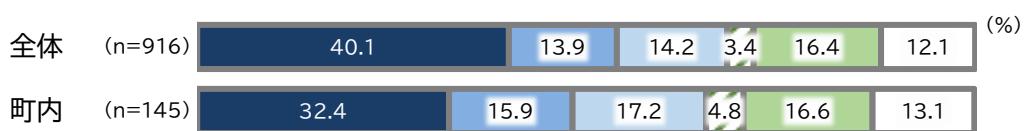


(14) 行政とのつながり

- 福祉活動を推進するうえで、あるべき住民と行政との関係は、「住民も行政も協力し合い、共に取り組むべきである」が40.1%（町内：32.4%）と最も多くなっていますが、次いで「わからない」が16.4%（町内：16.6%）となっています。
- 浪江町とつながりを感じる機会は、『つながりを感じている（よくつながりを感じている+ときどきつながりを感じる）』人が50.0%（町内：49.0%）となっている一方で、『つながりを感じていない（まったくつながりを感じていない+あまりつながりを感じていない）』人は31.7%（町内：24.8%）います。

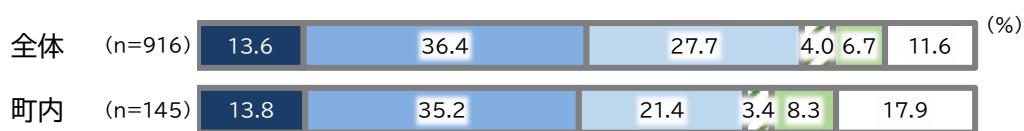
【福祉活動を推進するうえで、あるべき住民と行政との関係】

- 住民も行政も協力し合い、共に取り組むべきである
- 住民同士で助け合い、手の届かない部分は行政が援助すべきである
- 行政が担当すべきだが、手の届かない部分は住民が協力すべきである
- 福祉サービスは行政が担当すべきで、住民はあまり協力することはない
- わからない
- 無回答



【浪江町とつながりを感じる機会】

- よくつながりを感じている
- あまりつながりを感じていない
- まったくつながりを感じていない
- わからない
- 無回答



3 保護者アンケートから見る現状

町内の認定こども園、小・中学校に通う児童・生徒の保護者に対し、福祉観や地域活動への参加状況等の実態、ご意見等をお聞きし、地域福祉の現状と課題の把握・分析を行い、計画策定のための基礎資料として活用するため、保護者アンケートを実施しました。なお、この調査は、令和7年6月に実施した町民アンケートの追加調査として実施したものです。

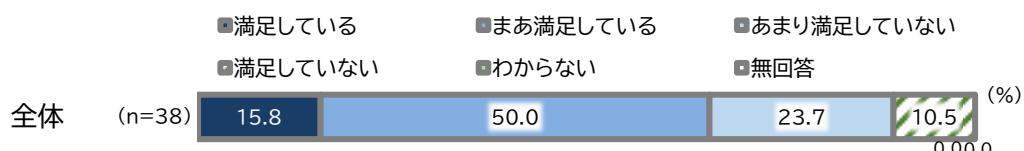
【調査の概要】

対象者抽出方法	135名 浪江町にじいいろこども園に通園する児童の保護者の方（70名）及び なみえ創成小学校・中学校に通学する生徒の保護者の方（65名）
実施期間	令和8年1月9日～令和8年1月26日
実施方法	インターネット回答
回収状況	総回答数 38人 有効回答数 38人 有効回答率 28.1%

（1）現在の生活について

- 生活の満足度は、『満足している（満足している+まあ満足している）』人が65.8%となっています。
一方で、『満足していない（満足していない+あまり満足していない）』人が34.2%となっています。

【生活の満足度】

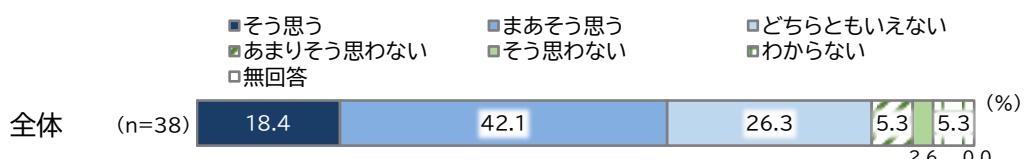




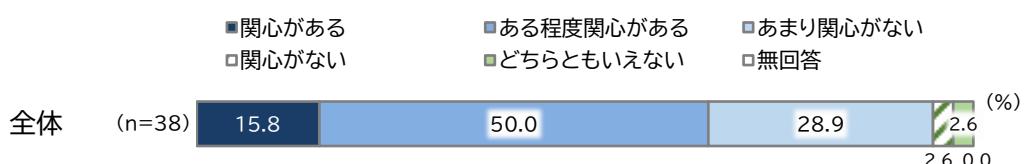
(2) 福祉への関心度

- 「地域共生社会の実現」という考え方への共感度は、『そう思う（そう思う+まあそう思う）』人が60.5%である一方で、「どちらともいえない」人が26.3%となっています。
- 「福祉」への関心度は、『関心がある（関心がある+ある程度関心がある）』人が65.8%を占める一方で、『関心がない（関心がない+あまり関心がない）』人は31.5%となっています。
- 関心がある分野は、「子どもに関する福祉」（96.0%）、「発達障がい者に関する福祉」（44.0%）、「高齢者に関する福祉」（40.0%）となっています。

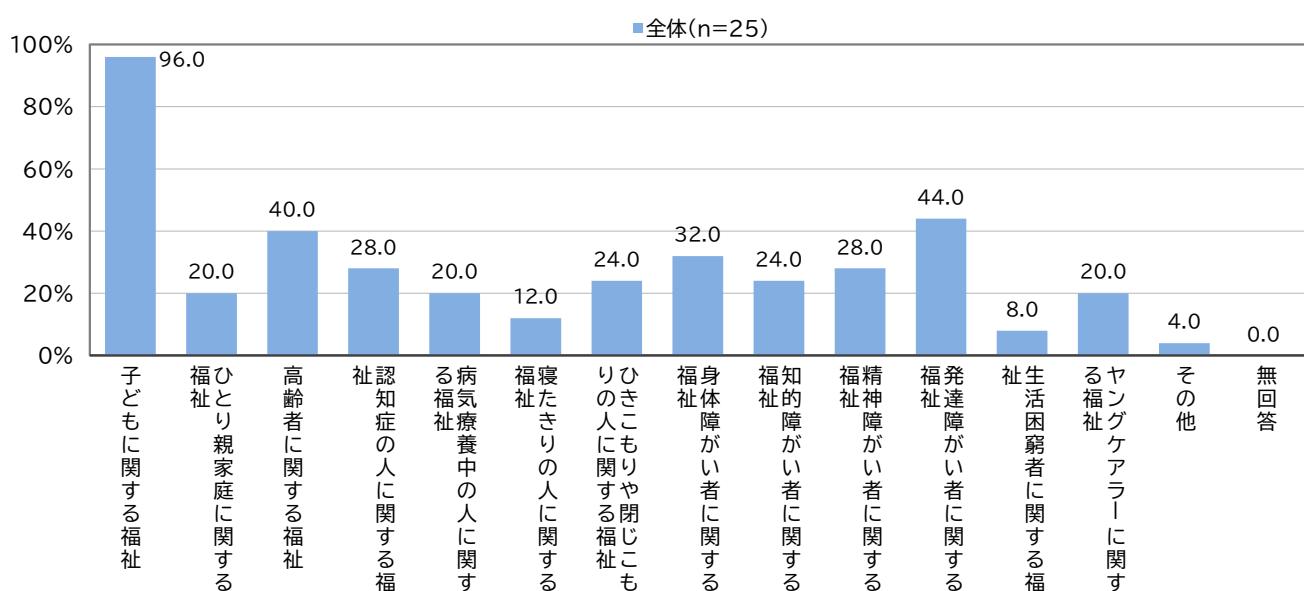
【「地域共生社会の実現」という考え方への共感度】



【福祉への関心度】



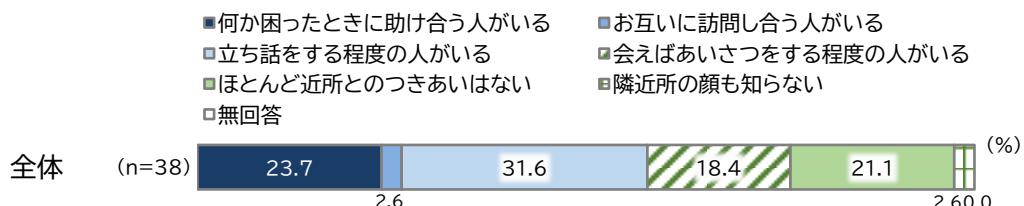
【関心がある分野】



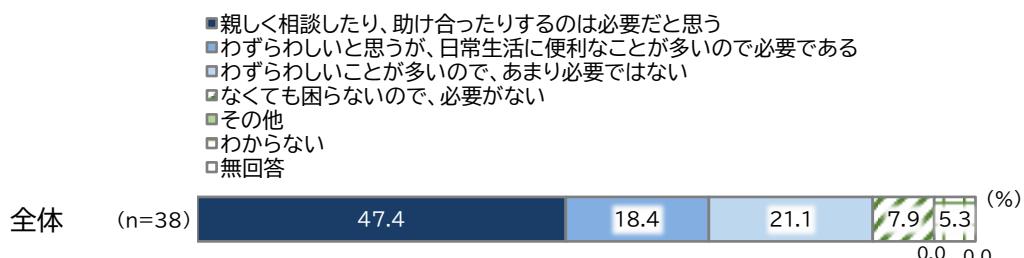
(3) 近所づきあいの状況

- ご近所との関係は、「立ち話をする程度の人がいる」が31.6%、「何か困ったときに助け合う人がいる」が23.7%、「ほとんど近所とのつきあいはない」が21.1%、「会えればあいさつをする程度の人がいる」が18.4%、「お互いに訪問し合う人がいる」「隣近所の顔も知らない」がともに2.6%となっています。
 - 近所づきあいに対する考えは、『必要と思う（親しく相談したり、助け合ったりするのは必要だと思う+わずらわしいと思うが、日常生活に便利なことが多いので必要である）』人が65.8%となっています。
- 一方で、『必要ではない（なくても困らないので、必要がない+わずらわしいことが多いので、あまり必要ではない）』が29.0%となっています。

【ご近所との関係】



【近所づきあいに対する考え方】



(4) 地域活動への参加

- 地域活動への参加意向は、『取り組みたい（ぜひ取り組みたい+機会があれば取り組みたい）』人は57.9%となっています。
- 一方で、『取り組みたくない・取り組めない（全く取り組みたくない・取り組めない+あまり取り組みたくない）』人は42.1%となっています。

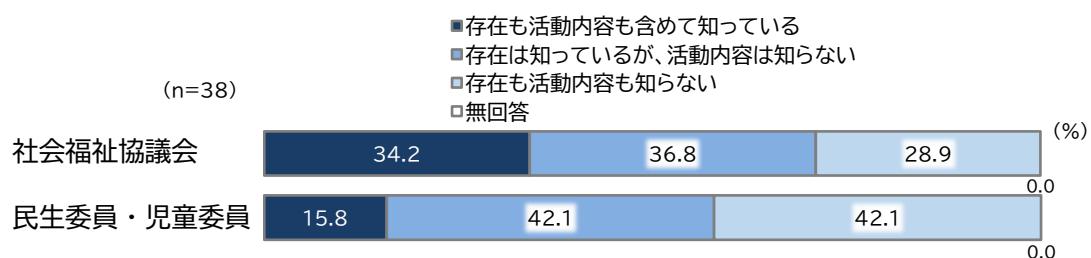
【今後の参加意向】



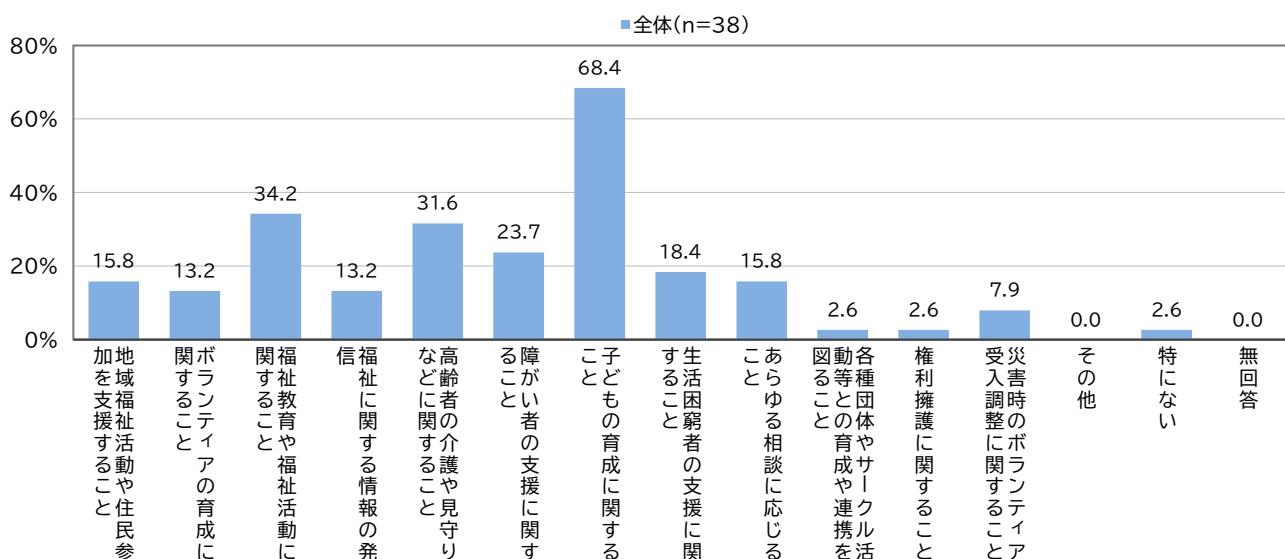
(5) 社会福祉協議会や民生委員・児童委員について

- 浪江町社会福祉協議会、民生委員・児童委員の認知度は、「存在も活動内容も含めて知っている」が浪江町社会福祉協議会で34.2%となっています。民生委員・児童委員では15.8%にとどまり、「存在は知っているが、活動内容は知らない」と「存在も活動内容も知らない」が42.1%となっています。
- 浪江町社会福祉協議会の役割で期待する分野は、「子どもの育成に関するここと」(68.4%)、「福祉教育や福祉活動に関するここと」(34.2%)、「高齢者の介護や見守りなどに関するここと」(31.6%)となっています。

【浪江町社会福祉協議会、民生委員・児童委員の認知度】



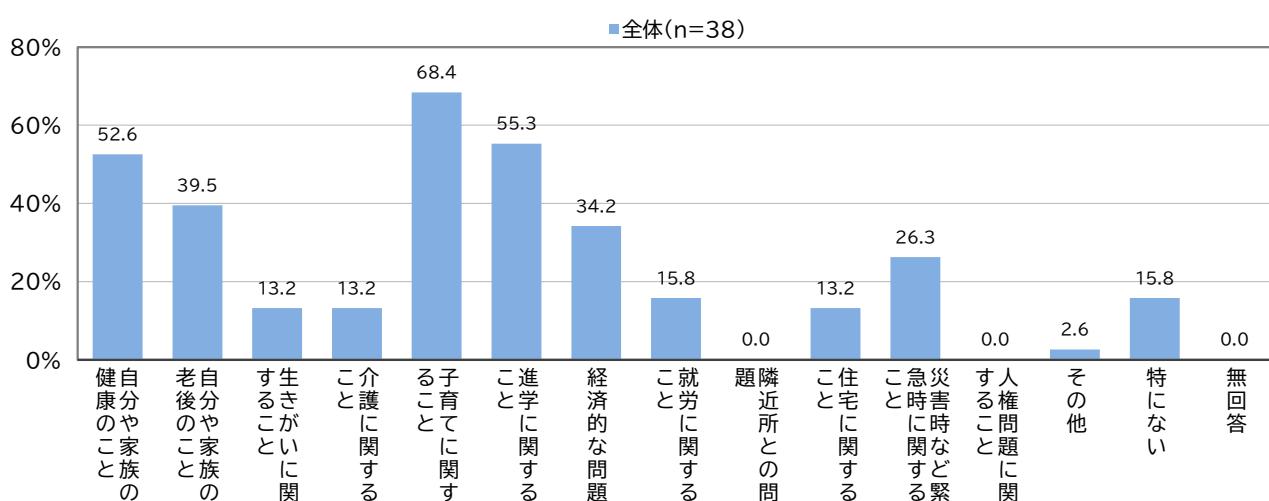
【浪江町社会福祉協議会の役割で期待する分野】



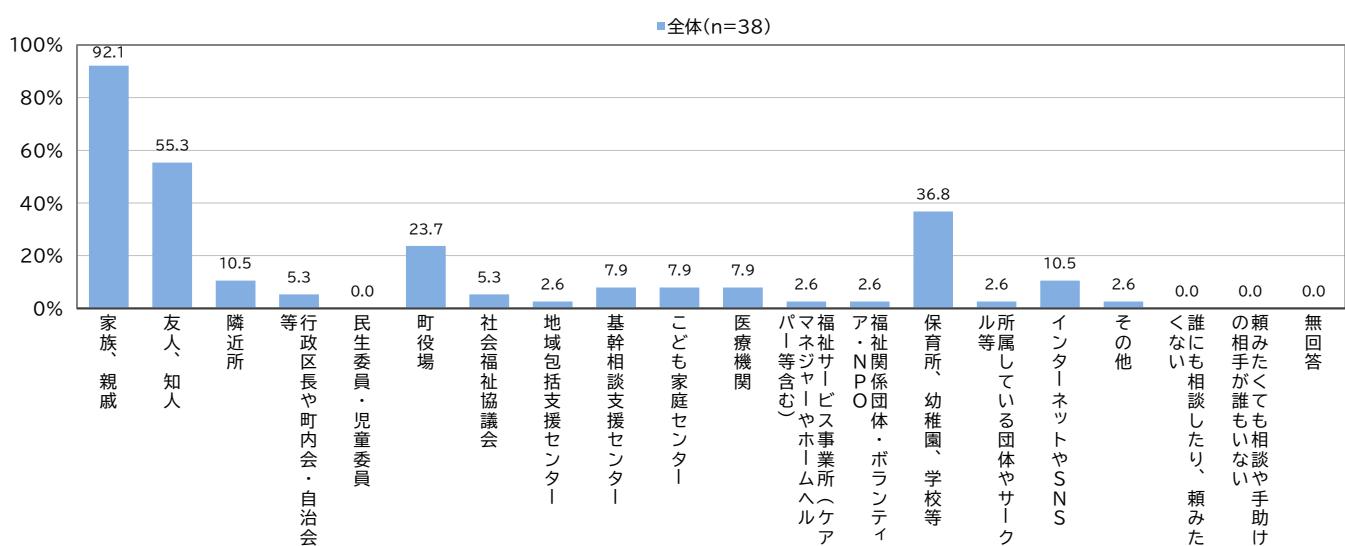
(6) 生活上の悩みや手助け等について

- 日常生活における悩みや不安は、「子育てに関するこど」が68.4%を占め、以下、「進学に関するこど」(55.3%)、「自分や家族のこと」(52.6%)も半数以上となっています。
- 相談や手助けを頼みたい相手は、「家族、親戚」が92.1%を占めています。以下、「友人、知人」(55.3%)、「保育所、幼稚園、学校等」(36.8%)、「町役場」(23.7%)となっています。

【日常生活における悩みや不安】

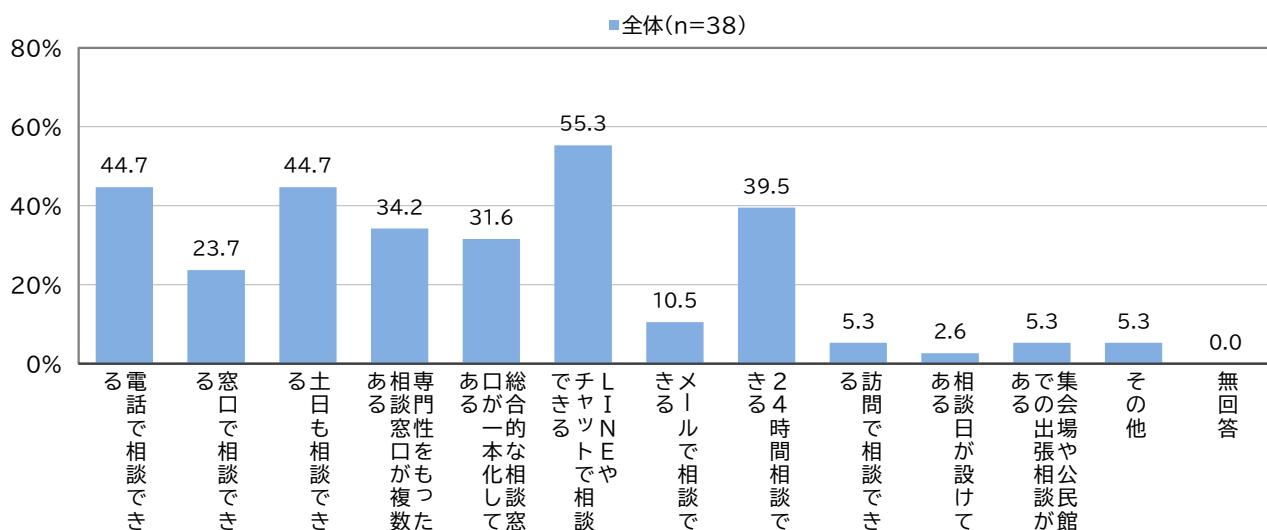


【相談や手助けを頼みたい相手】

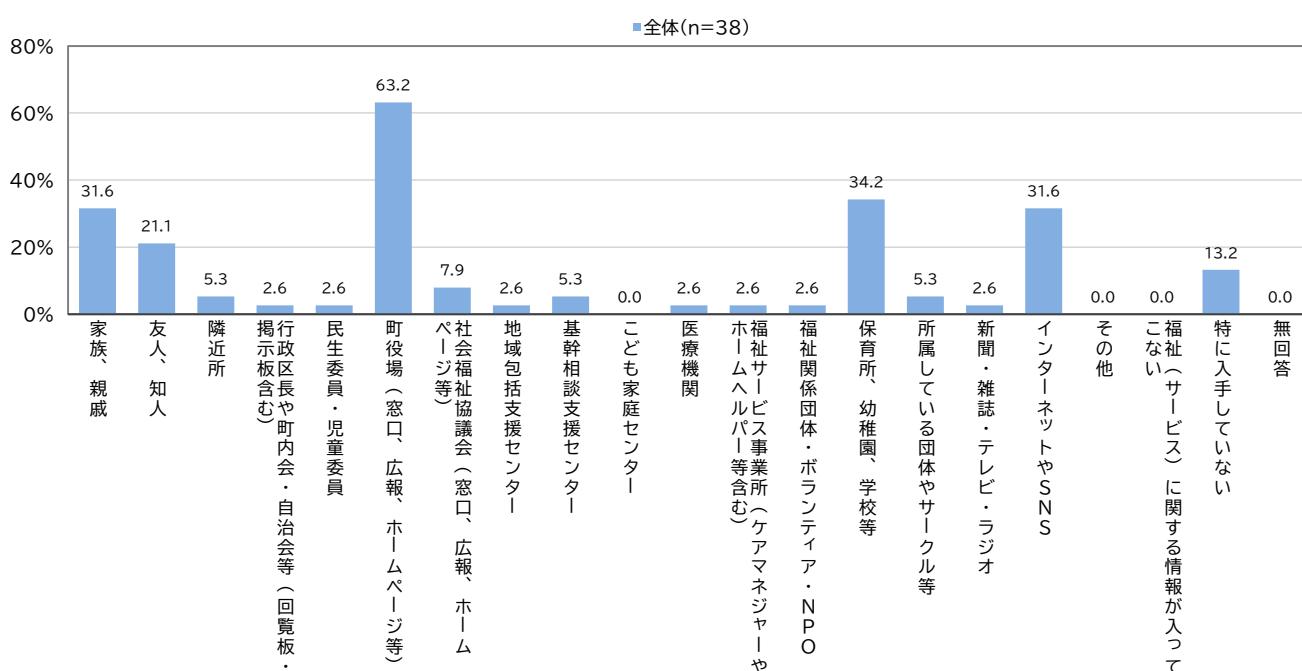


- 福祉にかかわる相談がしやすい環境は、「LINEやチャットで相談できる」が55.3%を占めています。以下、「電話で相談できる」「土日も相談できる」（ともに44.7%）、「24時間相談できる」（39.5%）、「専門性をもった相談窓口が複数ある」（34.2%）となっています。
- 福祉サービス情報の入手先は、「町役場（窓口、広報、ホームページ等）」が63.2%を占めています。以下、「保育所、幼稚園、学校等」（34.2%）、「家族、親戚」「インターネットやSNS」（ともに31.6%）となっています。

【福祉にかかわる相談がしやすい環境】



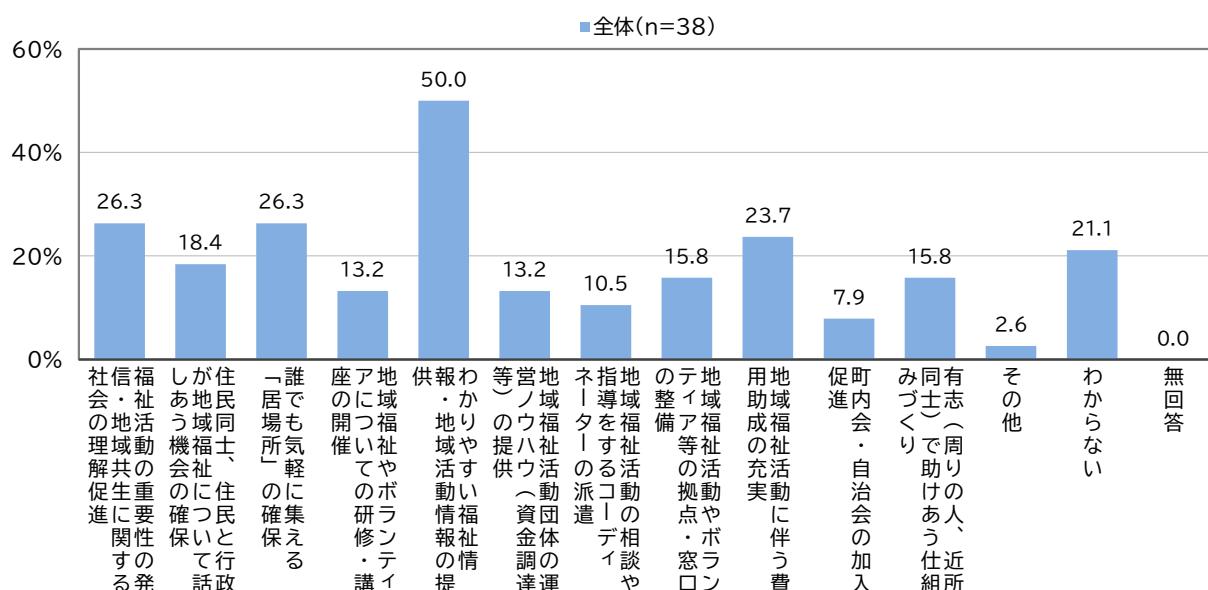
【福祉サービス情報の入手先】



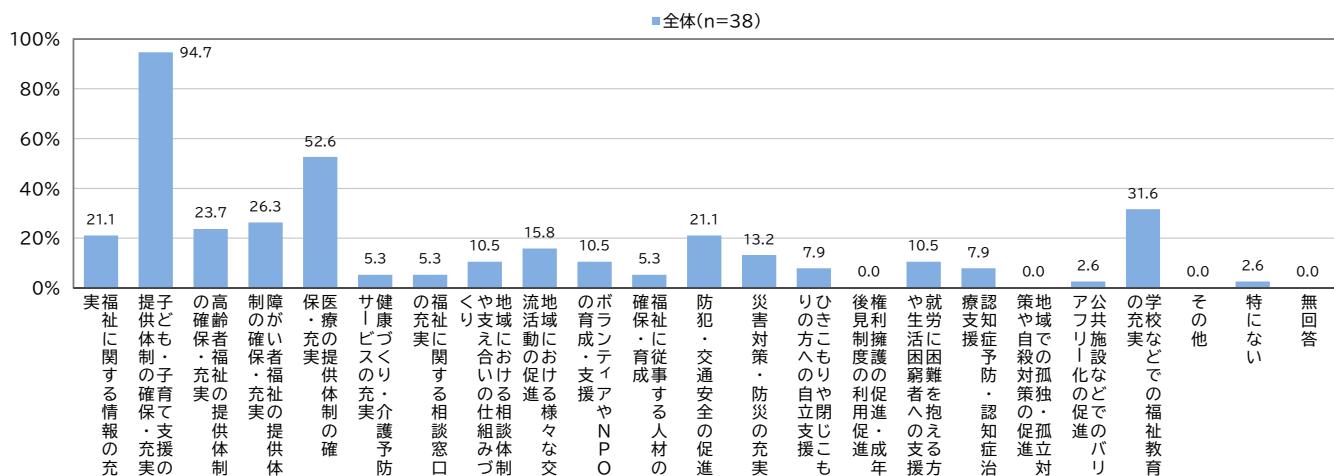
（7）地域福祉を推進するための取組

- 地域共助を広げるために町が力を入れるべきことは、「わかりやすい福祉情報・地域活動情報の提供」（50.0%）、「福祉活動の重要性の発信・地域共生に関する社会の理解促進」「誰でも気軽に集える「居場所」の確保」（ともに26.3%）、「地域福祉活動に伴う費用助成の充実」（23.7%）となっています。
 - 地域福祉を推進する上で優先すべき施策は、「子ども・子育て支援の提供体制の確保・充実」が94.7%を占めています。以下、「医療の提供体制の確保・充実」（52.6%）、「学校などでの福祉教育の充実」（31.6%）となっています。

【地域共助を広げるために町が力を入れるべきこと】



【地域福祉の推進をする上での優先すべき施策】

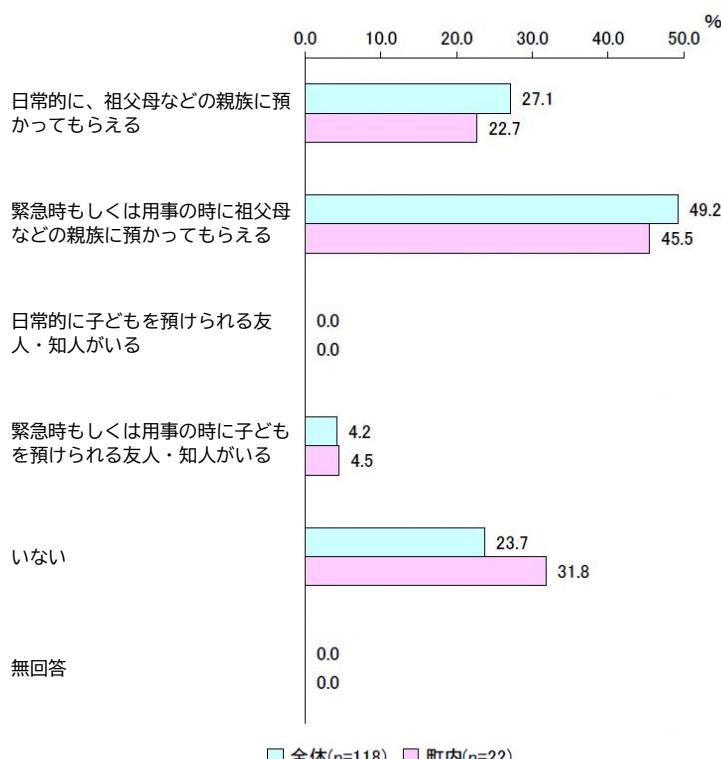


(8) 子育て支援の状況とニーズについて

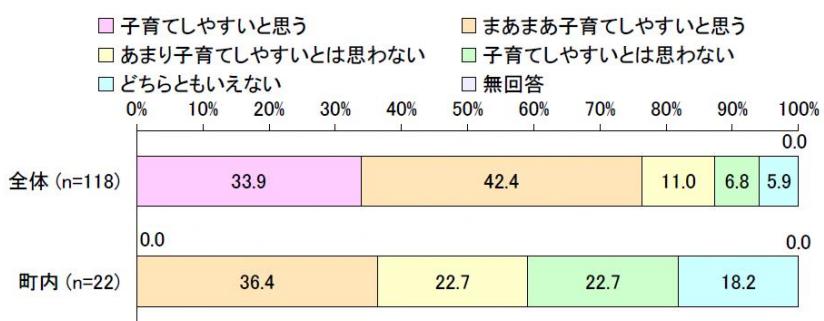
①子育て支援の状況

- こどもを預かってもらえる人は、全体では、「緊急時もしくは用事の時に祖父母などの親族に預かってもらえる」が49.2%と最も多いものの、「いない」が23.7%となっています。
町内では、「緊急時もしくは用事の時に祖父母などの親族に預かってもらえる」が45.5%で、「いない」が31.8%とやや多くなっています。
- 子育てのしやすさは、全体では、「子育てしやすいと思う」と「まあまあ子育てしやすいと思う」を合わせた『子育てしやすい』が76.3%となっています。
町内では、「まあまあ子育てしやすいと思う」が36.4%で、「あまり子育てしやすいとは思わない」と「子育てしやすいとは思わない」を合わせた『子育てしやすいとは思わない』が45.4%となっています。

【こどもを預かってもらえる人：小学生以下児童の保護者】



【現居住地の子育てのしやすさ：小学生以下児童の保護者】



資料：浪江町こども計画「子育てに関するニーズ調査による子育ての状況」

② 子育て支援で期待すること

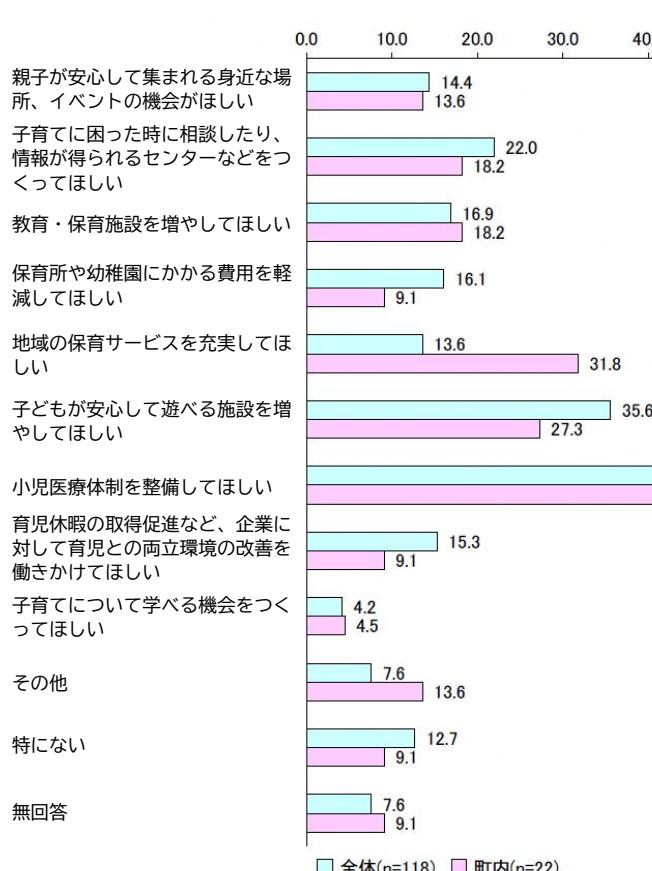
■ 子育て支援で期待することは、全体では、小学生以下児童の保護者と中高生等の保護者のいずれでも、「小児医療体制を整備してほしい」がそれぞれ53.4%、42.7%と最も多く、「子どもが安心して遊べる施設を増やしてほしい」がそれぞれ35.6%、23.6%、「子育てに困った時に相談したり、情報が得られるセンターなどをつくってほしい」がそれぞれ22.0%、23.6%と多くなっています。

町内では、小学生以下児童の保護者は、「小児医療体制を整備してほしい」が59.1%と最も多く、「地域の保育サービスを充実してほしい」が31.8%、「子どもが安心して遊べる施設を増やしてほしい」が27.3%となっています。

中高生等の保護者は、「保育所や幼稚園にかかる費用を軽減してほしい」が55.6%と最も多くなっています。

【子育て支援について期待すること】

《小学生以下児童の保護者》



《中高生等の保護者》



資料：浪江町こども計画「子育てに関するニーズ調査による子育ての状況」



4 団体ヒアリングから見る現状

福祉分野で活動する各種団体から、日頃の活動を行うまでの困りごと、地域の課題、諸団体との連携、地域の福祉ニーズ、今後の地域福祉の推進に関する意見を把握し、計画策定の基礎資料として活用することを目的に実施しました。

【調査の概要】

調査対象	町内で活動しているボランティア団体、NPO法人、関係機関 8件 地域活動（3団体）、障がい者（2団体）、こども子育て（1団体）、高齢者（2団体）
実施期間	令和7年10月2日～10月21日
調査方法	ヒアリングシートへの記入による回答
調査項目	①団体の活動内容と、活動上の課題 ②地域の現状と課題 ③連携・協働の現状とニーズ ④今後の地域福祉の方向性へのお考え・ご提案

No.	区分	名称
1	地域活動	社会福祉法人 浪江町社会福祉協議会
2	地域活動	浪江町民生児童委員協議会
3	障がい者	NPO法人 コーヒータイム
4	障がい者	一般社団法人8色 (基幹相談支援センターふたば、双葉地方権利擁護支援センター8色)
5	高齢者	浪江町地域包括支援センター
6	高齢者	浪江町老人クラブ連合会
7	こども子育て	なみとも
8	地域活動	浪江町行政区長会

(1) 活動上の課題について

①人材の不足

主な意見

- 有資格者の確保が困難。町民参加が固定化。
- 会員減少、後継者が不足。
- 活動全般に関わる人材・専門人材・マネジメント人材が不足。

②避難先多様化・移動制約等による活動困難

主な意見

- 会員が各地に分散しており、交流会等の開催が困難（交通手段や場所の確保）。
- 震災後、町民との連絡体制が希薄化。限られた地区でしか住民行事が成立していない。
- 支援が必要な町外居住者の状況把握が困難で、支援自体の遅れが懸念される。

③活動基盤・拠点の維持、財政・資金確保の困難

主な意見

- 建物老朽化により新社屋の検討が必要。
- 活動拠点を維持・拡充するための運営資金が不足。
- 人件費・事務費を含む安定した活動費が不足。

(2) 地域の現状と課題について

①住民の多様化と福祉ニーズや見守りへの対応困難

主な意見

- 帰還者・避難継続者・移住者・新住民が混在し、地域コミュニティの輪郭が曖昧。
- 高齢単身や生活困窮世帯、医療的ケア児・障がい者等、個別性の高い支援ニーズが増加。
- 養育者不在や成年後見制度の利用ニーズも顕在化。
- 地域の見守り体制が脆弱。特に帰還高齢者・ひとり暮らし障がい者への支援が届きにくい。

② 制度・相談窓口のわかりづらさとアクセスの困難

主な意見

- 「どこに相談したらよいか分からない」という声が多数ある。
- 成年後見や医療的ケア児支援等、専門性が必要な制度へのアクセスに壁がある。
- 町外避難者や障がい者は制度や支援から漏れるリスクが高い。



③交通・買い物・医療など、生活インフラの脆弱

主な意見

- 高齢者の移動手段が乏しく、免許返納後の生活困窮が深刻な状況。
- 買い物・ゴミ出し・病院受診・介護サービスなど、日常生活に不可欠な行為の継続が困難。
- 特に障がい者や医療的ケア児では、医療・福祉機関の地理的制約が帰還の障壁に。

④住民組織・自治の再構築の必要性

主な意見

- 帰還困難区域が残る中、既存の行政区による自治が限界を迎えることがある。
- 新規移住者が中心になった新しい自治組織（自主防災組織など）が一部で誕生している。

⑤地域活動への参加意欲を活かす仕組みが不足

主な意見

- 「何かやってみたい」「誰かの役に立ちたい」という声はあるが、受け皿や相談窓口がない。
- 地域活動や福祉活動への“入り口”的見えづらさが、人材の埋もれ・固定化を招いている。

（3）連携・協働の現状とニーズについて

①行政内部・地域内における横断的連携の脆弱

主な意見

- 状況に応じた早期の情報共有や役割分担の明確化が不十分。
- 特に困窮・介護・見守り等の支援では、連携の初動が遅れる傾向がある。
- 包括的支援に必要な地域内サービス機関の“面”での連携体制が弱く点在的。

②避難・町外居住者を含めた“越境型連携”的困難

主な意見

- 避難先の社協等との連携の必要性が高まる一方で、町民の承諾や個人情報の取扱いが課題。
- 権利擁護支援でも町外対象者への対応困難、専門職の後見人不足等、地域外との協働体制が脆弱。

③多職種連携の人材・ノウハウの不足

主な意見

- 医療・介護・予防・住まい・生活支援の一体化に向けた連携が進んでいない。
- 専門職の高齢化、人材不足、連携推進人材の不在により、実働的な協働調整が困難な現状。

④平時からのネットワーク構築の必要性

主な意見

- 「会議」を基軸とした多機関連携を実践中ではあるが、立地企業や他セクターも含め、防災などの分野横断的な協働の模索が必要である。
- 震災後の役員等の就任者が町外居住のため、町内連携の重要性や必要性が十分に理解されていない。

(4) 今後の地域福祉の方向性への考え方・提案

①地域福祉活動の再構築と実態制度の柔軟運用

主な意見

- 町民一人ひとりの強みを活かした「小地域福祉活動」「互助・共助を交えた取組」を期待。
- 既存行政区の再編成は難しく、ごみステーション等の単位などで自主組織を再編が必要。
- 地域のスピードや状況に合わせて計画を柔軟に変更できるようにすることが必要。

②地域に根差した相談支援体制の明確化・強化

主な意見

- 「相談窓口の明確化」「アウトリーチの推進」「制度の狭間にいる人への対応」等が必要。
- 成年後見制度や日常生活自立支援事業、生活支援体制整備の目的など、周知が必要。

③次世代・多世代にひらかれた地域福祉へ

主な意見

- 「ボランティア教育の導入」「ボランティアセンター再稼働」「多世代の居場所づくり」等が必要。
- 活動の「名称やイメージの刷新」や「後継者育成の参加意欲を高めるアプローチ」が必要。
- 「訪問」や「サロン」への参加促進により孤立を防止。

④暮らしの持続を支えるインフラ整備

主な意見

- 高齢者の移動手段（運転免許返納後の支援）や働く場・居場所の確保、有償ボランティアの活用などが必要。
- 引きこもり・閉じこもりの予防には、各行政区での身近な交流の場づくりが必要。

5 浪江町の課題

本町では、震災からの復興と人口減少が同時進行するなか、高齢化や地域コミュニティの希薄化、支援を必要とする人たちの多様化が進んでいます。

統計および町民アンケート等の現状から、地域福祉の課題を整理しました。

(1) 人口構造・世帯構造の変化

- ◇ 人口減少や高齢単身・高齢のみ世帯増で見守りの需要が高まる
- ◇ 多拠点生活の長期化や課題の複雑化で、支援範囲が多岐にわたる
- ◇ 地域共生の共感は低く、福祉への関心も伸び悩み

震災以降、町の総人口は大きく減少し、令和6年時点の高齢化率は42.0%に達しています。核家族化の進行に伴い、高齢者の単身及び高齢夫婦のみ世帯の増加も顕著であり、見守りや日常生活支援の必要性が一層高まっています。避難者は依然として町外に多数在住し、多拠点生活の継続が地域福祉の課題となっています。また、日常生活における課題は複合化・複雑化し、支援の範囲は多岐にわたり、支援が必要な人を地域社会全体で支える相互扶助の重要性が増しています。

しかしながら、「地域共生社会の実現」という考え方へ共感する人は53.1%にとどまり、「福祉」に関心がない人も21.0%いる一方で、地域共助を広げるために町が力を入れるべきこととして「福祉活動の重要性の発信・地域共生に関する社会の理解促進」が33.0%と上位に挙げられています。

地域共生社会の実現に向けては、自助・互助・共助・公助の役割の浸透や町外居住者を含めた参画経路の構築、そして、個人～隣近所～行政区～町～県・広域の圏域連携の強化等、地域の「福祉力」向上が必要となっています。

(2) 地域とのつながりの希薄化と孤立の深刻化

- ◇ 孤独を感じている・近所付き合いがない層が一定数存在
- ◇ 長期避難や多拠点生活により、見守り・支援が届かず、孤立問題が深刻
- ◇ 交流機会と情報伝達の不足で地域活動への参加が進まず

町民の中には「近所との付き合いがない」「孤独を感じている」と回答した人が一定数存在し、孤立感の強い層が浮かび上がりました。地域活動への参加率も低く、参加していない理由として「体調が悪い、病気がある」「情報が不足している」「仲間がいない」などが多く挙げられ、特に町外居住者は、地域ネットワークに乗りにくく孤立しやすい状況にあり、交流促進や情報提供体制の強化が求められています。また、「家族以外と交流しない人が身近にいる」との回答が約2割で、地域に交流の少ない人の存在が身近に感じられています。

団体ヒアリング結果においては、震災による長期避難や多地域居住の影響で、従来の行政区による支援や見守りが機能しにくくなり、高齢者や障がいのある人など支援を必要とする人ほど孤立しやすい状況にあると挙げられました。こうした背景には、関係性の希薄化や役割の喪失、制度の届きづらさといった複合的課題が存在します。

帰還意向や居住地にかかわらず、誰もが気軽に参加しやすい仕組みへの転換が必要で、オンラインや出前型なども含めた多様な手法や開催内容による交流機会の整備や地域拠点における居場所づくりの充実と合わせ、紙・電話・掲示板・LINE等を併用した多系統の情報提供が必要となっています。

また、帰還者・避難継続者・移住者・新住民が混在する町内において、新たなコミュニティ形成を模索している中、F-R E Iや再開発等による移住者の増加や帰還者の進展等により、地域のつながりは今後も変化するものと考えられることから、地域の実情に応じた地域コミュニティの構築が必要となっています。

(3) 権利擁護の推進

- ◇ 成年後見などの制度の認知不足により、必要な人が制度未接続となる懸念がある
- ◇ 認知症高齢者の割合が高く、認知症施策・権利擁護ニーズが増加する見込み
- ◇ 相談窓口が分散しており、申請から利用までの伴走支援が不足

成年後見制度や生活困窮者支援制度の認知率は依然低く、近年の利用者も少ないとことから、必要な支援制度に「つながっていない」町民の存在が推察されます。特に高齢者や障がいのある人など、判断能力に不安を抱える人への権利擁護や見守り体制の強化が重要な課題となっています。社会福祉協議会の役割で期待することとしても、「高齢者の介護や見守りなどに関するここと」(51.7%)が最も多く、地域の安心を支える役割が強く求められています。

また、浪江町の要支援・要介護認定者に占める認知症高齢者(自立度Ⅱ以上)の割合は65.3%と全国、福島県の水準を上回っています。高齢化の進行に伴い、今後は更に増加が見込まれ、認知症施策や権利擁護の重要性は一層高まっています。

団体ヒアリング結果においては、複数の制度や相談窓口が並立する中、「どこに相談すればよいか分からぬ」「制度の対象にならぬ」といった声が複数の団体から上がり、特に、成年後見制度や医療的ケア児支援などの専門的分野では利用が進まず、伴走的な支援が必要となっています。

今後は、制度需要の拡大を見据え、相談・申請・利用までの制度の明確化と周知、手続支援等による制度利用の円滑化のほか、県・他自治体・専門職・地域団体等との連携強化による支援体制の底上げが必要で、合わせて住民一人ひとりの意思決定支援を重視した仕組みを整えることで、安心して暮らし続けられる地域づくりにつなげる必要があります。

(4) 複合的な困難を抱える人への包括的支援の必要性

- ◇ 複合化した課題への対応は、分野別支援のみでは限界がある
- ◇ 制度の狭間にいる人へは、必要な支援につなげられる相談体制の整備が急務
- ◇ 情報共有・役割分担が不明確で、協働ネットワークの機能も弱く、支援が停滞

「ひきこもり」「8050問題」「生活困窮」「虐待」等、複数の課題を同時に抱える人や世帯に対しては、従来の分野別対応では限界があり、分野横断的な支援体制が求められています。また、既存の制度の対象から漏れ、必要な支援につながれない「制度の狭間」にいる人への対応も課題となっており、断らない相談体制の構築が急務です。

生活上の悩みや手助けを頼みたい相手としては、家族親戚・友人知人以外では「町役場」「医

療機関」「社会福祉協議会」「福祉サービス事業所」が挙げられています。また、福祉に関する相談がしやすい環境に関しては、「電話」「土日」「訪問」「総合窓口の一本化」等、町民の生活環境や居住環境に応じて多様なニーズが確認されています。

団体ヒアリング結果においては、連携の重要性は認識されているものの、情報共有や役割分担が不明確で支援が機能しづらい場面が多く見られます。特に町外居住者や複雑な課題を抱える方への対応では、町内外の関係機関との広域的な協働が不可欠となっています。

従来の対象者区分や分野の枠に捉われず、住民、行政、社会福祉協議会、学校、警察、医師会、民生委員・児童委員、民間事業所など多様な主体が一体となって取り組む体制が重要で、電話・訪問・オンライン・土日対応など多様な相談手段を組み合わせた相談窓口の整備や世帯単位の包括的アセスメントと伴走支援の実施、職種・多機関連携によるケース会議や情報共有の仕組みづくり等、複合的な困難を抱える人を地域全体で支える包括的な支援の実現を図ることが必要となっています。

（5）再犯防止の推進

- ◇ 再犯者の割合は高止まり、再犯防止が継続課題
- ◇ 立ち直り支援への協力意向は賛否分かれ、地域における理解促進が必要
- ◇ カウンセリングとつながり支援を軸にした地域支援体制が重要

全国・福島県とともに、再犯者数は減少傾向ではあるものの、検挙人員に占める再犯者の割合は依然として約半数に達しており、再犯防止は引き続き重要な課題のひとつとなっています。

非行・犯罪歴のある方の立ち直りに対し、「協力したいと思う」と回答した支援に理解を示す町民が52.9%と一定数いる一方で、「協力したいと思わない」と回答した否定的な意見も37.4%にのぼり、地域内でも賛否が分かれていることが示されました。立ち直りのために必要な支援としては、「自立に向けたカウンセリング」(48.4%)や「人とのつながり」(47.5%)の回答が多く、精神的ケアや社会的孤立の解消が再犯防止につながる重要な要素に挙げられています。

再犯防止の視点を地域福祉に組込むことが必要不可欠であり、そのためには、地域での受け入れ体制の構築や立ち直り支援の社会的理解促進、関係機関との連携強化を通じた包括的な支援体制の確立等が必要となっており、非行や犯罪歴を持つ人が地域で安心して生活を再建できる環境を整え、孤立や再犯の連鎖を断ち切ることが、浪江町の安全・安心な地域づくりにつながっていきます。

（6）地域福祉活動の支援と福祉サービスの充実

- ◇ 地域活動への参加意向は低く、協働意識の醸成も不十分
- ◇ 居場所と情報提供の不足で、参加につながりにくい状況
- ◇ 福祉サービスの周知不十分と、福祉人材の高齢化・固定化など供給体制が弱い

地域活動への参加状況は40.8%、今後の参加意向も35.8%にとどまり、町民の地域活動への参加は消極的な傾向がうかがえます。住民と行政との関係については、「住民も行政も協力し合い、共に取り組むべきである」と回答した人が多いものの40.1%にとどまっています。また、浪江町とつながりを「感じていない」と回答した人も31.7%おり、協働意識の浸透が十分

とは言えない状況となっています。

交流に参加していない人への必要な支援としては、「仲間づくり」「自立に向けたきっかけづくり」「気軽に立ち寄れるサロンや居場所」が挙げられています。地域共助を広げるために町が力を入れるべきこととしては、「わかりやすい福祉・地域活動情報の提供」(42.8%)や「誰でも集える居場所の確保」(36.2%)を求める声が多くなっています。

福祉サービスの水準については、「充実している」と回答した人は44.8%にとどまり、「わからない」と回答した人が36.7%います。特に「高齢者に関する福祉」「認知症の人に関する福祉」「病気療養中の人にに関する福祉」などに不足を感じており、町民にとってサービス内容や利用方法が十分に理解されていないこと、またサービスの供給体制そのものに課題があることが考えられます。

団体ヒアリング結果においては、多くの団体で人材の高齢化や固定化が進み、活動の継続が困難となっています。「やってもらうことに慣れた層」と「やりたいがきっかけがない層」が混在し、次世代育成と参加の入口づくりの両立が求められています。

今後、誰でも気軽に参加できる居場所づくりや活動拠点、学びの場（ボランティア研修等）の整備と並行して、情報提供体制を強化し、「情報」から「参加」へつながる導線を再構築することが必要で、広報の一元化やデジタル媒体との併用等、町内外を問わず町民に確実に情報が届く仕組みづくりが重要となっています。

さらに、支援が必要な時に適切なサービスを迅速に提供できる体制の充実とともに、地域福祉を担う人材の育成・確保を推進し、持続可能な「福祉のひとつづくり」を進めていく必要があります。

(7) 安全・安心な地域づくり

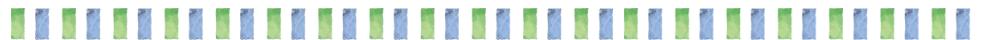
- ◇ 災害時要援護者が一定数おり、地域における避難支援が必要
- ◇ 防災・防犯等の安全安心ニーズは町内居住者で高い
- ◇ 行政区単位の見守り・防災は限界で、地域の実情に合わせた地域安全網の再構築が必要

防災や防犯の基盤には、地域のつながりが必要不可欠です。災害発生時の避難で誰かの手助け必要な人は16.3%、自力で避難ができない人は2.7%存在し、一定数の災害時要援護者がいることが明らかになっています。災害発生時に不安な点としては、「災害に関する情報」「投薬治療などの医療や介護」「避難場所の設備や生活環境」「避難場所まで避難」等、多く挙げられており、災害時対応に関する多面的な備えが求められています。

また、地域福祉の推進をする上で優先すべき施策として、「防犯・交通安全の促進」や「災害対策・防災の充実」を支持する声が一定割合みられます。町内居住者でその割合は高い傾向にあり、町内居住者ほど日常生活における安全・安心へのニーズが切実となっています。

団体ヒアリング結果においては、従来の行政区では限界がある中、小単位の見守りや自主防災組織など、地域の実情に即した新たな自治の形が模索されています。

今後は、防犯・防災・交通安全と合わせて、メンタルヘルスや孤立対策を横断的に位置づけた「地域安全網」の再構築が必要で、地域全体で「平時からの備え」と「有事の支え合い」の両輪を整え、町民一人ひとりが安心して暮らせる地域づくりを実現していく必要があります。



第3章

計画の基本的な考え方

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

浪江町は、震災と原子力災害により、町民が町内外に分かれて暮らす特有の状況にありますが、浪江町が直面している課題やこれまでの復興の歩み、アンケート等の現状から生まれた3つのキーワード「つながり」「支え合う」「あたたかさ」をもとに、今後の地域福祉の将来像として「人と人とがつながり支え合う あたたかな福祉のまち なみえ」を基本理念と定め、町民一人ひとりが安心して生活できる持続可能な地域福祉の実現を目指します。

【3つのキーワード】

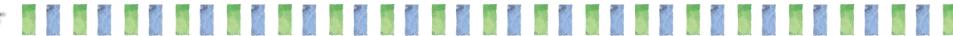
つながり	支え合い	あたたかさ
<p>震災と原子力災害により、町民は町内外に分かれて暮らすことを余儀なくされました。生活の場は離れていても、浪江町との絆や住民同士のつながりを維持・再生することが、地域社会の基盤を支える力となっています。町内外を問わず、浪江町に関わる人々が「つながり」続けることが大きな地域の力となります。</p> 	<p>人口減少や少子高齢化が急速に進行する中、行政や専門職だけでは対応しきれない課題が増えています。子育て世帯や高齢者、障害のある方など、多様な人々が地域で安心して暮らすには、住民同士が日常の生活で互いに助け合い、地域団体や関係機関とも協働し合う「支え合い」の力が不可欠です。</p> 	<p>震災を経験した町だからこそ、人の思いやりや助け合いの心が、困難な状況を乗り越える力となっていました。そのぬくもりを地域に根付かせ、誰もが孤立せずに安心できる「あたたかな福祉のまち」を実現することが、浪江町の復興と未来を支える軸となります。</p> 

【基本理念】



人と人とがつながり支え合う
あたたかな福祉のまち なみえ





2 基本目標

町民、地域、関係団体が協働で地域福祉をめぐる課題を解決し、地域福祉の取り組みを推進していくための3つの基本目標を設定し、基本理念の実現を目指します。

基本目標1

支え合いのこころを育むひとづくり

町民一人ひとりが地域や福祉への関心を高め、互いに支え合う意識を持つことは、地域福祉の基盤となります。そのためには、広報や啓発活動、福祉教育の充実を図るとともに、世代や立場を越えた交流の場を広げていきます。

また、ボランティア活動や地域活動の担い手を発掘・育成することで、町民が主体的に関わり合い、次世代へと受け継がれる「支え合いのこころ」を育むことをを目指します。

基本目標2

地域の助け合いのしくみづくり

日常生活の中で地域のつながりを大切にし、地域に根ざした「助け合いのしくみ」を整えることが重要です。そのためには、地域活動や団体への支援を通じて住民同士の協力体制を強化するとともに、情報バリアフリーを推進し、必要な支援に確実にアクセスできる環境を整えます。

さらに、見守りや権利擁護の仕組み、再犯防止対策、被災者への心身のケアや地域コミュニティの形成など、浪江町の実情に応じた幅広い取組を進め、安心感のある暮らしを支える地域づくりを推進します。

基本目標3

多様な協働・連携によるまちづくり

住民、地域団体、関係機関、行政が多様に協働し、誰もが安心して安全に暮らせる地域を実現することを目指します。そのためには、重層的支援体制整備事業や地域包括ケアシステムの深化をはじめとする包括的な相談・支援体制を整え、生活困窮者やひきこもり等、多様な課題を抱える人への支援や取組を充実させます。

また、福祉サービスの利用促進や人材育成支援を通じて持続可能なサービス基盤を確保し、バリアフリー化、防災・防犯など安全・安心な環境づくりを進めます。こうした多層的な連携により、町全体で支え合う持続可能なまちづくりを推進します。

3 計画の体系



基本目標

基本施策

主な取組み

【基本目標1】

支え合いの
こころを育む
ひとづくり

- ① 地域活動への積極的参加に
向けた意識づくり
- ② 活動の担い手の発掘・育成

福祉意識の醸成、福祉教育の充実、交流の
場の充実 等

ボランティア育成、地域活動の担い手発
掘・育成 等

【基本目標2】

地域の
助け合いの
しくみづくり

- ① 地域活動への支援
- ② 情報提供の充実
- ③ 見守り支援の充実
- ④ 被災者への支援

地域活動への支援、社協の活動推進、団体
への支援 等

広報啓発の推進、情報提供の推進、情報バ
リアフリーの推進 等

日常的な見守り支援の構築、権利擁護の利
用促進、再犯防止対策の推進【再犯防止推
進計画】

心身のケア、地域コミュニティ形成、放射
能対策の推進 等

【基本目標3】

多様な協働・
連携による
まちづくり

- ① 包括的な支援体制の構築
- ② 福祉サービスの適切な利用
促進
- ③ 安全・安心な環境づくり

包括的な相談支援体制の構築、生活困窮
者・ひきこもり・閉じこもり等への支援、
地域包括ケアシステムの深化・推進 等

福祉サービスの充実、サービス事業者への
支援、福祉人材の養成支援 等

バリアフリーの推進、防災対策、防犯対策
等



第4章

施策の展開

第4章 施策の展開

基本目標1 支え合いのこころを育むひとづくり



【基本施策1】 地域活動への積極的参加に向けた意識づくり

現 状

町民アンケートでは、「地域共生」の考え方や福祉への関心は一定の広がりがある一方で、住民と行政が協力して進めるべきという認識は十分に浸透し切れていません。町が力を入れるべきこととして、「わかりやすい情報提供」、「参加機会の見える化」、「気軽に集える場づくり」が上位に挙がっています。

団体ヒアリングでは、初めての参加者が行動に移りにくい点、新・旧町民同士が安心して交流し合える場が不足している点が指摘されています。

課 題

誰もが地域活動にアクセスしやすく、安心して参加・継続できる環境を整えるためには、関心を実際の行動につなげる仕掛けの充実が求められます。具体的には、活動情報が集約・整理されておらず、目的・対象・所要時間・参加の流れ等が伝わりにくいことが、参加機会の「見える化」を妨げています。

また、初参加の心理的ハードルを下げる「誘い合い」や「同行」「紹介」等のつなぎの仕組み、居住地の別を問わず安心して交流できる場の充実が必要となっています。

施策の方向

学校や移住者、企業、団体等との連携のうえ、福祉に関する学びや啓発の機会を充実させ、地域共生社会への理解促進を図るとともに、町民一人ひとりが「受け手」であると同時に「支え手」として参画する意識を育みます。

あわせて、ふれあい交流センター等を核としたイベント・サークル、多文化共生ワークショップ、高齢者福祉大会、スポーツ・文化活動など、多様な交流・活動の機会を拡充し、日常的な参加につなげます。

また、活動情報の集約・整理を適宜行い、活動の目的・対象・所要時間などを分かりやすくまとめ、紙とデジタルを併用した多様な媒体での丁寧な案内に努め、参加の裾野を広げます。内容面では、初めての方でも安心して参加できるよう参加の流れや留意点等の安心材料を明記し、移動やコミュニケーション面を含めた支援にも配慮するなど掲載内容の充実に努め、参加経験のない方を含む幅広い世代の関心を喚起し、町民の積極的な参加ならびに、主体的かつ「支え手」としての参画の拡大を図ります。

【評価指標】

評価項目	評価指標	現状値 (令和7年)
福祉への関心がある町民の割合（町民アンケート調査）	「関心がある」「ある程度関心がある」を回答した割合の上昇	61.5%
地域福祉活動に参加意向のある町民の割合（町民アンケート調査）	「ぜひ取り組みたい」「機会があれば取り組みたい」を回答した割合の上昇	35.8%
ふれあい交流センターのサークルへの参加者数（なみえカルチャースクール）	参加者数（延べ）の増加	521人 (R7.3月末時点)
多文化共生事業（英会話教室、セミナー、ワークショップ）への参加者数	参加者数の増加	146人 (R8.1月時点)
高齢者福祉大会への参加者数	参加者数の増加	約160人 (R8.1月時点)



【行政の主な取組】

主な取組	取組内容	主な担当課等
障がいに関する啓発活動の推進	◇障がい者団体等との連携を図りながら、毎年12月の「障害者週間」を活用して啓発活動を推進します。 ◇ホームページを活用した広報活動の充実に努めるほか、障がいや障がい者についての正しい理解の促進を図ります。 ◇啓発用パンフレットを配布するなど、様々な機会をとらえて啓発・広報を行います。	介護福祉課
福祉のまちづくりの推進	◇関係する事業所へ啓発など、障がいのある人や高齢者をはじめ、全ての町民が住みよいまちづくりの推進に努めます。	介護福祉課
福祉に関する教育の推進	◇こどもから大人まで全ての町民が、他人への思いやりと助け合いの心を持つよう、生涯にわたる福祉教育を推進します。 ◇福祉講座や講習会の開催など、福祉支援者や町民を対象とする各種事業を支援しながら実施を検討します。	介護福祉課
魅力ある学校教育の推進	◇地域の専門的な知識や技術等のある方々に、学校の教育活動に協力いただき、教育活動の多様化と質の向上を図ります。 ◇民間事業者を含めたふるさと体験学習として、伝統工芸品である大堀相馬焼体験や郷土料理作り（なみえ焼きそば、かぼちゃ饅頭、紅葉汁等）を通して、郷土愛や誇りを育む授業を行います。 ◇教育支援センターの機能を兼ね備えたこどもの居場所（子育て支援拠点施設や放課後児童クラブ等）を整備し、学校や地域と連携の上、多様な学びを創出します。	教育総務課 介護福祉課
スポーツ・レクリエーションや文化活動への参加促進	◇各種スポーツ大会・教室・講習会等の開催に努め、体力づくり、仲間づくり、生きがいづくりの機会となるように展開します。 ◇体力や年齢等に応じたスポーツに親しめるよう施設の整備、事業の実施、団体育成等を通じ、スポーツの推進体制づくりに努めます。	介護福祉課 生涯学習課

主な取組	取組内容	主な担当課等
	<p>◇各種スポーツ大会について情報提供を行い、競技への積極的な参加を促進します。</p> <p>◇障がいのある人の参加促進に向け、移動やコミュニケーションに配慮した支援を行うように努めます。</p>	
多様な交流機会の拡充	<p>◇関係団体等と連携してニーズ把握に努め、関心がある内容で各種活動が展開できるように努めます。余暇活動をはじめ、地域の活動やまちづくり活動など様々な機会を拡充して参加を呼びかけます。</p> <p>◇ふれあい交流センターや図書館等を活用し、校外での活動や様々な活動を行います。</p> <p>◇体験を通じて、地域住民と交流する機会を創出します。</p> <p>◇地域の伝統・文化や復興に取り組む多くの人との交流による学びを通して、自分たちにもできることを考え、一人ひとりの思いを様々な活動につなげます。</p>	介護福祉課 生涯学習課 教育総務課
子どもの個性と創造性を育む環境整備	<p>◇幅広い年代が参加できるスポーツイベント等を実施し、地域の交流を推進します。また、施設の指定管理導入により、住民サービスの質の向上・効率化・コスト削減に努めて行きます。</p> <p>◇安心できる居場所となるように、地域の人の見守りの中で遊べる機会や地域の人との交流の場づくりを推進します。</p>	生涯学習課 教育総務課
家庭生活と職業生活の両立支援	◇男女共同参画社会の実現のため、男女が共に支え合う社会づくりを進め、男女が共に家庭と仕事を両立できる環境を目指します。	生涯学習課

【地域の取組】

自分や家族でできること（自助）	地域でできること（互助）
<p>○隣近所であいさつや会話などをこころがけ、地域でつながりを持つよう努めましょう。</p> <p>○家庭や地域、学校でのふれあいを通し、豊かな情操や思いやりの心を育み、信頼関係の大切さを伝えましょう。</p> <p>○地域の中で、自らが「受け手」であると同時に「支え手」であることを意識し、地域課題を自分のこととして考え、地域でできることにチャレンジしてみましょう。</p> <p>○生涯を通じて福祉に対する関心や理解を深め、興味のある講座やイベント、ボランティア活動などに積極的に参加しましょう。</p>	<p>○福祉にふれる多様な体験の機会を設け、地域全体の福祉意識の向上を高めましょう。</p> <p>○地域の行事の中で、地域福祉に関わる内容を盛り込み、福祉意識の啓発を図りましょう。</p> <p>○町が実施する出前講座等を活用し、福祉について学ぶ機会を設けましょう。</p> <p>○小中学校の授業やイベントへ積極的に参加し、活動内容などを伝えたり、非行や犯罪、DV、虐待等、防止啓発の活動を行いましょう。</p> <p>○世代間交流の場をつくり、地域の支え合い活動を伝えましょう。</p>



【基本施策2】 活動の担い手の発掘・育成

現 状

町民アンケートでは、地域活動への参加者は約4割と限定的で、参加していない層が過半数を占めています。参加していない理由は「活動の時期や内容が分からぬ」、「一緒に行く人がいない」、「体調・移動の不安」など、情報・関係・健康面が混在しています。今後の参加意向も3割半ばにとどまっています。

団体ヒアリングでは、発掘から育成・定着までの仕組みが機能しづらい状況が示されました。

課 題

地域活動を持続的に展開していくためには、担い手の発掘から育成・定着、役割移行までを一体的に支える循環の仕組みの構築が求められます。特に、担い手の高齢化や参加者の固定化により活動運営が一部の担い手に偏り、負担の集中や引継ぎの停滞を通じて継続性が損なわれるおそれがあることから、特定の担い手に依存しない体制づくりが重要です。

あわせて、若者・就労世代・町外関係人口等の参入機会を広げるため、短時間・オンライン等の多様な参画形態を確保するとともに、募集段階で役割や必要時間、参加方法等を分かりやすく示し、参画後の学び・引継ぎを通じた育成・定着を図る必要があります。

施策の方向

町民が“自分事”として行動を選び取りやすいように、目的・対象・所要時間・関わり方をわかりやすく示す、町・社協・団体の情報フォーマットの共通化を図り、年代や町内外居住別などに応じたメッセージを工夫します。

あわせて、活動の成果や参加後の姿の「見える化」を進め、共感の醸成を通じてボランティア登録や人材バンク等への登録促進につなげます。

また、学校・企業・団体等との協働及び活動への支援を推進し、短時間・季節・オンライン・帰省期のスポット参加など多様な参画形態を整備することで、若者・就労世代・町外関係人口等も含めた参入機会の拡大を図ります。さらに、養成講座・ボランティア育成講座等の充実を図るとともに、子育ての相互援助活動や認知症予防等の各分野における担い手確保・育成を進めます。

加えて、参画後の学び、引継ぎ、役割移行までを一体的に支える仕組みを整備し、サポート体制や人材育成を進めることで、活動運営の負担が特定の担い手に偏らないよう努めます。あわせて、表彰・認定等の取組も活用し、継続意欲の向上を図るとともに、老人クラブ等の地域組織を含め、地域資源が最大限に機能するための環境づくりを推進します。

【評価指標】

評価項目	評価指標	現状値 (令和7年)
地域活動に参加している若い世代の割合（町民アンケート）	10～50代で「よく参加している」「ある程度参加している」と回答した割合の上昇	38.9%
ファミリー・サポート・センター会員数	会員数の増加に努める	2人 (R8.1月時点)
人材バンク地域サポートアーズの登録者数	登録者数の増加	29人 (R8.1月末時点)
認知症サポーター登録者数	登録者数（延べ）の増加	1,256人 (R8.1月時点)
浪江町体験活動への参加者数	参加者数（延べ）の増加	316人 (R7.3月末時点)
浪江町内ボランティアの登録者数	登録者数の増加	27人 (R8.1月時点)
老人クラブの会員数	会員加入に努める	357人 (R8.1月時点)



【行政の主な取組】

主な取組	取組内容	主な担当課等
ボランティア活動の推進	◇社会福祉協議会を中心に、活動の促進を図ります。また、町民の理解をさらに深めるため、啓発を行うとともに、学校、地域社会、家庭をはじめ、関係機関・団体・企業等と連携してボランティア活動を推進します。	介護福祉課 社会福祉協議会
地域活動の担い手育成	◇地域活動を支援するとともに、地域福祉や伝統文化の継承の活動がさらに広がるように支援します。 ◇老人クラブの構成員の多くは県内外に避難しており年々減少していますが、高齢者の生きがいづくりとして今後も活動支援に努めます。 ◇ひとり暮らし高齢者の安否確認や生活相談・支援をはじめ、地域コミュニケーションを図る観点から民生委員・児童委員の活動を支援します。	介護福祉課 生涯学習課 社会福祉協議会
多様な保育サービスの充実と質の向上	◇子育てを援助したい方と援助を受けたい方の相互援助活動の連絡及び調整を行うファミリー・サポート・センター事業を実施します。	教育総務課
地域活動の人材発掘・育成	◇行政区や関係機関・団体等と連携し、様々な講座や研修の機会を通じて地域福祉のリーダーや新たな担い手などの人材発掘・育成を図ります。 ◇地域活動の周知PRを強化するとともに、開催日時や場所を工夫するなど、誰もが参加しやすい環境づくりに努めます。 ◇地域で取り組む研修や交流会など、担い手の確保につながる活動の場の確保に努めます。	生涯学習課 社会福祉協議会



主な取組	取組内容	主な担当課等
	◇若い世代が興味・関心を持つようなイベントの開催に取り組むとともに、当該イベント運営の協力者等とつながりを構築し、新たな人材発掘を図ります。	

【地域の取組】

自分や家族でできること（自助）	地域でできること（互助）
<ul style="list-style-type: none"> ○地域とのつながりを大切にし、自分にできることから少しづつ行動していきましょう。 ○社会福祉協議会をはじめとした各福祉関連機関の活動について、理解や関心を深めましょう。 ○福祉関連の様々な講座や研修会へ積極的に参加しましょう。 ○仕事や趣味で培った豊富な経験を活かし、地域活動に自分の技術や特技を役立てましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> ○後継者を育成し、団体活動の継続に努めましょう。 ○住民同士の交流の場をつくり、性別や世代を超えた交流を促進しましょう。 ○次世代のリーダーや、地域活動の担い手育成のため、各種養成講座や育成講座等の充実を図りましょう。 ○サポートできる体制や人材の育成を整備し、リーダーに負担が偏らないように努めましょう。

基本目標2 地域の助け合いのしくみづくり



【基本施策1】 地域活動への支援

現 状

町民アンケートでは、社会福祉協議会や民生委員・児童委員を認知はされているものの、具体的な支援メニューや申請・相談の流れは把握しづらいとの声が見られます。また、社会福祉協議会の役割への期待は、相談・つなぎ、見守り、人材育成、居場所づくりなど多岐にわたり、支援への期待は高い状況となっています。

団体ヒアリングでは、助成情報がまとまっていること、申請・報告の負担、活動場所や機材の不足、広報力や横連携の弱さ等が指摘されました。

課 題

地域の助け合いの仕組みを機能させ、地域活動を安定的に継続・拡大していくためには、活動団体等が必要な支援（相談・助成・場所・機材・広報・送迎等）をスムーズかつ確実に受けられるよう、支援情報の整理・共有と、関係機関の連携による案内体制の強化が求められます。

また、団体の規模や体制にかかわらず活動を継続できるよう、申請・報告等の事務負担の軽減や、申請から実施までを伴走する運営支援の仕組みづくりが必要です。

さらに、活動の波及と自走化を促すため、拠点や機材等の基盤整備、広報力の強化、団体間の横連携（情報・事例の共有、交流の場の確保等）を計画的に進めることができます。

施策の 方向

社会福祉協議会や民生委員・児童委員等の役割・活動内容の周知を進め、支援メニューや手続が分かりやすく、相談・助成等の支援資源に迷わずつながる案内体制を整備します。

あわせて、活動団体等が共用できる拠点や機材、広報・資金等の基盤整備に向けた支援を図るとともに、定例の連携会議など団体間の交流の場を設け、情報・事例の共有を計画的に進め、取組の波及効果と活動の継続性・安定性を高めます。

さらに、ワンストップ型の相談・支援体制を整え、申請・報告の簡易化、助成活用の支援、申請から実施までの伴走支援により運営負担の軽減と活動の継続・活性化を図り、地域資源が最大限に機能する環境づくりを推進します。

【評価指標】

評価項目	評価指標	現状値 (令和7年)
浪江町社会福祉協議会、民生委員・児童委員の認知度（町民アンケート）	「存在も活動内容も含めて知っている」と回答した割合の上昇	浪江町社会福祉協議会 35.4% 民生委員・児童委員 26.7%



評価項目	評価指標	現状値 (令和7年)
ボランティア活動実施グループ数	ボランティア活動を実施した団体・グループ数の増加	10 グループ (R8.1月時点)
地域における福祉活動拠点数	拠点数の増加	17 サロン (R8.1月時点)



【行政の主な取組】

主な取組	取組内容	主な担当課等
地域組織の育成	◇地域での高齢者の介護予防事業を実施します。 ◇地域で支え合う仕組みづくりとしてサロン活動等を支援します。	介護福祉課
ボランティア等、活動団体の促進	◇ボランティア団体等に対し、地域福祉活動の継続や活性化のための支援を行います。 ◇ボランティア団体等の活動について広く周知を行うなど、団体が地域で活動しやすい環境づくりとともに、市民が活動に参加しやすい環境づくりに努めます。 ◇地域福祉活動の活発化に向けて、老人クラブや民生児童委員協議会などの福祉団体を対象に、運営費を補助します。	介護福祉課 社会福祉協議会
健康づくり・生きがいづくりの支援	◇様々なイベントの情報を共有し、市民の地域活動や生涯学習活動等への参加促進を図ります。 ◇「浪江町健康ポイント事業」の取組を通じて、健康の維持増進や健康寿命の延伸を図ります。 ◇介護予防体操やサロンの開催など、高齢者が生き生きと生きがいを持って充実したセカンドライフを過ごせるよう支援します。 ◇地域における世代間交流等を促進するための「地域食堂」の運営支援を行います。	生涯学習課 健康保険課 介護福祉課 社会福祉協議会

【地域の取組】

自分や家族でできること（自助）	地域でできること（互助）
<ul style="list-style-type: none"> ○ボランティアや地域で実施している活動に出来る範囲で参加してみましょう。 ○ボランティアや地域活動の楽しさややりがいを周りの人に伝えましょう。 ○隣近所や友人に積極的に声かけをし、行政区の活動に参加しましょう。 ○地域のイベントへの参加を通して、地域の方とのつながりをつくりましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> ○地域で困っている人のためにできることを考え、できることから実行しましょう。 ○地域活動にひとりでも多くの人が参加できるよう、参加しやすい雰囲気づくりを進めていきましょう。 ○行政区や各福祉団体が連携し、地域課題の発見とその解決を検討する場を設けましょう。 ○障がいのある方や一人暮らしの高齢者など支援を要する、孤立する恐れのある人を地域でサポートしましょう。



【基本施策2】 情報提供の充実

現 状

町民アンケートでは、福祉情報の入手先は広報紙や役場窓口、家族や友人が中心で、WebやSNSの活用は世代や地域で差がみられます。地域共助を広げるために町が力を入れるべきことや、地域福祉で優先すべき施策として、わかりやすい情報提供や福祉情報の充実が上位に挙がっています。

団体ヒアリングでは、関係機関における情報の共有が十分でないこと、情報管理の難しさ、デジタルに不慣れな層への配慮不足が指摘されています。また、町外居住者は窓口等へ立ち寄りにくい場合があるとの声もみられます。

課 題

町民が必要な情報に迷わず到達し、手続まで切れ目なく進められるよう、情報の集約・整理と、申込みまでのステップを一体的に整備する必要があります。具体的には、町・社会福祉協議会・団体等の情報を一元的に扱う仕組みを見据えつつ、目的・対象・費用・締切・必要書類の標準化や最新性の確保、担当の明確化を進める必要があります。

また、デジタルに不慣れな層にも届く提供方法の工夫等、デジタル活用の世代・地域差や町外居住者の状況を踏まえ、誰もが情報にアクセスしやすい環境づくりを進めることが重要です。

施策の方向

町・社会福祉協議会・地域団体の情報を集約・整理し、目的・対象・費用・締切・申込方法などの掲載内容の統一や一元化した「地域情報の窓口」の設置なども視野に、町民の生活スタイルに適した提供方法を整備し、町民が「探す→分かる→申し込む」まで切れ目なく到達できるよう、入手しやすい情報の提供・周知の仕組みづくりを推進します。

また、相談窓口の周知を継続し、広報紙・回覧・掲示等の紙媒体と、町ホームページ・LINE・SNS・電話・アプリ等を組み合わせ、やさしい日本語・多言語・読み上げ等にも配慮した分かりやすい情報発信に努めます。

さらに、講座・イベント等の機会を活用し、地域福祉に関する情報発信の充実を図り、公的機関からの情報入手の向上につなげます。あわせて、国・県等と連携した福祉情報の収集・集約、継続的発信を通じ、必要な支援へ円滑につながる環境づくりを進めます。

【評価指標】

評価項目	評価指標	現状値 (令和7年)
福祉サービス情報が公的機関より入手できている町民の割合（町民アンケート）	「町役場」「社会福祉協議会」「地域包括支援センター」「基幹相談支援センター」「こども家庭センター」のいずれかを回答した割合の上昇	59.5%



評価項目	評価指標	現状値 (令和7年)
SNSを活用した地域福祉に関する情報発信	情報発信に努める	0回
イベントにおいて地域福祉に関する情報発信	情報発信に努める	0回



【行政の主な取組】

主な取組	取組内容	主な担当課等
相談窓口の明確化	<p>◇広報紙やパンフレットの活用など多様な方法により、相談窓口の継続的な周知に取り組みます。</p> <p>◇公共施設の掲示板など、生活の身近な場所を活用し、相談窓口の効果的な周知を実施します。</p>	介護福祉課
情報提供の充実	<p>◇広報や町のホームページ、タブレット等を活用など、情報の提供窓口と提供手段の充実を図ります。</p> <p>◇制度の趣旨の普及・利用・活用のため、引き続きパンフレットなどの配布し、高齢者や障がいのある人等にわかりやすい情報の提供に取り組みます。</p> <p>◇広報をはじめ、保健や福祉に関する情報提供を繰り返し継続し、細やかな対応に努めます。</p>	介護福祉課
情報収集	<p>◇障がいのある人に関する様々な情報を総合的に収集するため、国・県の関係機関と連携し情報の集約化を推進します。</p> <p>◇意思疎通支援として、手話通訳者及び要約筆記者、点訳等の派遣事業を取り入れており、意思疎通支援等の周知も検討していきます。</p>	介護福祉課
子育て情報等の発信	<p>◇子育てに関する様々な情報や制度の周知を町ホームページ、広報やなみえ子育てアプリ等によりお知らせします。</p> <p>◇連絡アプリを活用し、各種子育て支援サービス等の情報発信を行います。</p> <p>◇子育て家庭への情報発信と伴走型支援を推進します。</p>	教育総務課 健康保険課

【地域の取組】

自分や家族でできること（自助）	地域でできること（互助）
<ul style="list-style-type: none"> ○日頃から福祉に関する制度やサービスなどに関心を持ちましょう。 ○広報や地域の掲示板などを通じて、情報の入手に努めましょう。 ○広報紙やパンフレットなどを通して、様々な福祉サービスについての情報の把握や制度への理解を深めましょう。 ○福祉サービスについて、近隣住民と必要な情報を共有しましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> ○地域や組織の枠にとらわれずに情報共有を行い、積極的に情報を発信しましょう。 ○社協だよりやホームページ・SNS等での広報活動や講座の開催などを通し、地域の福祉を推進しましょう。 ○事業者自らが行政や社会福祉協議会等の各種相談窓口と積極的に情報や意見を交換しましょう。 ○各福祉事業者は、行政との連携などを通して相談機能の充実を図りましょう。



【基本施策3】 見守り支援の充実

現 状

町民アンケートでは、ご近所との関係は「あいさつ程度」が最も多く、近所づきあいは“無理なく適度に”を望む傾向があります。社会福祉協議会へ期待する役割では、見守り・相談・つなぎが重視される一方、日常生活自立支援事業・成年後見制度・生活困窮者自立支援法の認知度は十分とは言えません。

地域の見守りを重要と考える人は多く、虐待や暴力を「見聞きしたことがある」との回答は一定数あります。

団体ヒアリングでは、関係者間の情報共有が十分でないこと、夜間・休日の対応体制にはらつきがあること、町外家族や多拠点世帯の把握が難しいことなどが指摘され、発見から制度・支援につなぐ仕組みの強化が求められる状況が示されています。

課 題

小さな変化を早期に把握し、必要な制度・支援へ確実につなげるため、関係機関・地域による分野横断の見守りネットワークの強化が重要です。

あわせて、通報・確認・相談・支援へ至る流れの標準化と、夜間・休日を含む対応のばらつきの抑制、権利擁護等の制度の周知・利用促進を進める必要があります。

さらに、F-REI（福島国際研究教育機構）や再開発等に伴う移住者の増加、帰還の進展等による地域コミュニティの変化が今後も見込まれます。こうした地域の実情に適合した地域コミュニティの在り方が求められます。

施策の方向

民生委員・児童委員、行政区、医療、介護、学校、事業者などが連携する多層ネットワークでの共有・運用を定着させ、地域の実情に応じた分野横断による見守り支援の体制を強化します。

あわせて、見守り～通報～確認～受診～相談～支援の仕組みを標準化し、夜間・休日対応を含む運用の統一化や定期的な運用点検を進めます。さらに、今後の移住者の増加も踏まえ、新旧住民や町内外家族等とのつながりを活かした見守りを推進し、切れ目のない体制の整備を図ります。

また、成年後見制度等の権利擁護の周知・相談、虐待防止、認知症ケアパスや徘徊見守りネットワーク、認知症サポーター養成等を通じ、地域ぐるみで支え合う環境づくりに取り組みます。



【評価指標】

評価項目	評価指標	現状値 (令和7年)
ご近所と活発な付き合いをしている町民の割合（町民アンケート）	「何か困ったときに助け合う人がいる」「お互いに訪問し合う人がいる」と回答した割合の上昇	26.3%
成年後見制度、日常生活自立支援事業の認知度（町民アンケート）	「名称も内容も知っている」と回答した割合の上昇	成年後見制度 19.4% 日常生活自立支援事業 9.0%
人権擁護委員数	人権擁護委員の適切な配置	5人 (R8.1月時点)
《再掲》認知症サポーター登録者数	認知症サポーター数(延べ)の増加	1,256人 (R8.1月時点)
認知症サポーター養成講座受講者数	受講者数の増加	76人 (R8.1月時点)



【行政の主な取組】

主な取組	取組内容	主な担当課等
地域の支え合い活動の促進	<p>◇町民の理解・協力が促進されるよう、見守り活動をはじめ、地域での支え合い活動について検討します。</p> <p>◇ひとり暮らしの高齢者など、要支援者リストに基づく見守り活動や各関係機関による訪問活動を町内及び一部の避難先で継続して実施します。</p>	介護福祉課 社会福祉協議会
権利擁護の推進	<p>◇権利擁護に関する情報を広く提供し、高齢者や障がいのある人の権利擁護の理解が深まるよう、周知・啓発に努めます。</p> <p>◇関係機関と連携し、成年後見制度や日常生活自立支援事業などの各種制度の普及と利用を促進します。</p> <p>◇社会福祉協議会と連携を図り、権利擁護に関する相談に対応します。</p>	介護福祉課
こどもの権利擁護と こどもまんなか地域づくりの推進	<p>◇こども・若者の権利擁護とこどもまんなか地域づくりを目指すため、地域での本計画の趣旨の共有を進めます。アンケート等により、こども・若者の意見を聴く機会を確保します。</p> <p>◇こども議会等でのこどもの意見聴取や交流機会を活用して、こどもが意見を言える機会を拡充し、取組に生かす方法を検討します。</p>	教育総務課
虐待防止対策の推進	<p>◇高齢者や障がいのある人の虐待への対応は、本人の意思・権利を尊重し、関係機関との連携の上、迅速かつ適切に対応します。</p> <p>◇地域と協働で高齢者や障がいのある人の虐待を早期発見・対応するために、高齢者、障がい者虐待対応会議を開催し、関係機関との連携を図っていきます。</p> <p>◇虐待や不利益、介護放棄、差別等が発生しないよう、町や地域、各種団体等が一体となって見守り活動などを行います。</p>	介護福祉課

主な取組	取組内容	主な担当課等
児童虐待防止体制の強化	<p>◇家庭内における児童虐待防止及び早期対応等に関し、関係機関が共通の認識と理解を持ち、緊密な連携体制を構築することにより、虐待等を受けた児童の早期発見と対応及びその家族に適切な支援を行います。</p> <p>◇地域住民等に対し、虐待予防の対応等について、広報等を利用し周知及び啓発を行い、虐待の予防・早期発見に努めます。</p>	教育総務課
認知症ケア支援体制	<p>◇認知症ケアパス発行や町内徘徊見守りネットワークを構築し、支援体制の充実を推進していきます。</p> <p>◇認知症サポーター養成講座や認知症サポーターフォローアップ講座、認知症サポーターステップアップ講座を開催し、認知症に関する知識の普及・啓発を図るとともに、養成講座の講師役となる認知症キャラバンメイトの養成を継続していきます。</p> <p>◇チームオレンジの取組を促進します。</p> <p>◇地域包括支援センターに専門職を配置し、認知症相談・支援を行います。</p> <p>◇認知症地域支援推進員を含め、相談対応を行う職員研修・養成を継続し、相談体制を維持します。</p>	介護福祉課 社会福祉協議会
自殺対策の推進	<p>◇本人を取り巻くさまざまな要因により危機的な状態に陥ることを防ぎ、自殺に追い込まれることがないよう、自殺対策計画に基づいて自殺対策を推進します。</p> <p>◇ゲートキーパー養成講座を開催し誰も自殺に追い込まれることのない地域づくりを目指します。</p>	健康保険課

【地域の取組】

自分や家族でできること（自助）	地域でできること（互助）
<ul style="list-style-type: none"> ○地域行事やサロン活動などへは、隣近所や友人同士で声をかけ合って、参加しましょう。 ○周囲の様子に気を配り、身の回りで支援を必要としている人を早期発見できるようつながりをもちましょう。 ○認知症や虐待の疑い等の異変に気づいたら、民生委員・児童委員や地域包括支援センター等の相談窓口へ連絡しましょう。 ○日頃から権利擁護や福祉制度に関する理解を深め、制度の利用が必要になった際は適切な窓口へ相談しましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> ○各地域団体で組織的な見守り活動を行い、困っている人を見逃さないようにしましょう。 ○地域での見守り活動などを通じて社会からの孤立を防ぎましょう。 ○老人クラブなど団体の属性を越えた交流やイベントを行い、異世代交流を促進しましょう。 ○地域における見守りネットワークづくりを推進し、支援が必要な方にすぐ手が差し伸べられるような環境づくりを進めましょう。 ○「なみえ心の見守り隊（ゲートキーパー養成講座を受講し認定された者）」とともに、町全体のいのちを守る意識を高めましょう。



再犯防止対策の推進【浪江町再犯防止推進計画】

現 状

町民アンケートでは、非行・犯罪からの立ち直りに協力的な人が過半を占める一方で、非協力的な人も4割程度います。必要な支援としては、就労支援やカウンセリング、相談窓口に加え、人とのつながりや住民の理解が上位に挙げられました。

団体ヒアリングでは、生活再建に関して個別対応にとどまりやすいことや保護司等の高齢化・負担集中も指摘され、継続的な支援力の低下が懸念されています。地域の見守りや受け入れは一定あるものの、偏見や情報不足から受け止めへの不安が残ります。

犯罪や非行をした人が社会復帰する際には、就労や住居の確保等、様々な困難に直面します。また、社会的に孤立することにより再犯に至るケースも少なくありません。令和4年の全国及び福島県における再犯者の割合は、検挙人員の約半数を占めています。

課 題

再犯防止には、就労や住居の確保等の生活基盤支援に加え、地域で孤立させないためのつながりの確保を含め、関係機関が連携した長期的・継続的な支援体制を整備することが重要です。

あわせて、再犯防止には地域の理解と協力が不可欠であることから、偏見の低減と受入れ環境づくりに向けた町民への啓発を継続的に行う必要があります。さらに、国・県及び関係機関との緊密な連携のもと、相談・支援につながる導線を確保し、支援の担い手の負担分散や支援の継続性を高める取組を進めることが求められます。

施策の方向

就労や住居の確保等の生活基盤支援に加え、地域で孤立させないためのつながりの確保を重視し、国・県及び関係機関との連携のもと、相談から支援につなげる体制整備を進めます。あわせて、保護司等の担い手を支える連携体制を強化し、支援の継続性と実効性の向上を図ります。

さらに、再犯防止の趣旨や立ち直り支援への理解を広げるため、町民への啓発・周知を継続とともに、児童・生徒の非行防止や薬物乱用防止、健全育成等の取組、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等による支援を通じ、見守り、健全に育成する環境づくりに取り組みます。

また、再犯防止対策を推進するにあたっては、法令や国・福島県の再犯防止推進計画等を踏まえ、地域の実情に応じた更生支援や再犯防止に関する事業・取組に努めていきます。

【評価指標】

評価項目	評価指標	現状値 (令和7年)
非行や犯罪をした人の立ち直りへ協力したい町民の割合（町民アンケート）	「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と回答した割合の上昇	52.9%
住民・関係者研修の参加者数	参加促進に努める	0名



【行政の主な取組】

主な取組	取組内容	主な担当課等
学校等と連携した非行防止・再犯防止対策の推進	<p>◇関係団体と連携し、犯罪や非行の防止と立ち直りを支援するため、PRや相談会開催の機会を設けます。</p> <p>◇学校・家庭・地域の連携により、青少年の非行や犯罪の防止に努めるとともに、青少年が豊かなましさを育む体験教育を推進します。</p> <p>◇小中学校に配置したスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等と連携し、児童生徒の状況に応じた就学支援や非行の未然防止に努めます。</p> <p>◇学校において薬物乱用防止教室を開催し、児童生徒等に薬物乱用の危険性について啓発を行います。</p>	介護福祉課 生涯学習課 教育総務課

【地域の取組】

自分や家族でできること（自助）	地域でできること（互助）
<p>○イベント等の機会を通じて、犯罪や非行の防止と、罪を犯した人たちの更生について理解を深めましょう。</p> <p>○学校の薬物乱用防止教室等の機会を通じて、薬物乱用の危険性について理解を深めましょう。</p>	<p>○青少年の非行防止等を目的として、夜間のパトロールを行いましょう。</p> <p>○研修等の機会を通じて、再犯防止推進に関する理解を深め、住民からの生活や福祉に関する相談対応などを行いましょう。</p> <p>○イベント等を通した啓蒙活動を行いましょう。</p>



【基本施策4】 被災者への支援

現 状

町民アンケートでは、帰還を希望する人、条件付きで検討する人、現住地に定着を望む人、多拠点での生活を望む人が併存しています。生活の満足度は、住まい・就労・医療・交通・地域のつながり・心理的安定など複数の要素に左右され、町内居住者でも課題を抱える層が見られます。

団体ヒアリングでは、自己申告・申請に偏って潜在的な困りごとを拾いにくい点、被災者台帳の現行性や避難先との情報連携、心のケア体制の弱さが挙げられています。

課 題

帰還・定着・多拠点など多様な選択を尊重しつつ、必要な支援を必要な人に確実に届けるためには、自己申告・申請に依存しない形で潜在的な支援対象者の把握・掘り起こしを進め、継続的なケース管理につなげる仕組みの整備が重要です。

あわせて、避難先自治体等との広域連携を強化し、支援につながる導線を確保する必要があります。

さらに、住まい・就労・医療・介護・交通・子育て・各種手続、心のケア等の困りごとが複合化していることを踏まえ、単独制度に依存しない分野横断の支援を組み立て、専門職による支援と当事者のピア支援を一体的に整備するなど、切れ目のない丁寧な支援体制を構築していくことが求められます。

施策の方向

「帰還」「町外での安定」「多拠点」のいずれの選択も尊重しつつ、復興支援員、民生委員・児童委員等と連携したアウトリーチにより潜在的な支援ニーズを把握します。

あわせて、避難先の自治体や社会福祉協議会等との広域連携を強化し、住まい・就労・医療・介護・交通・子育て・各種手続等を一体的に支援するとともに、専門職による支援と当事者のピア支援を組み合わせた切れ目のない支援体制を整備します。

さらに、内部被ばく検査や放射線相談窓口の運用、放射線量低減などの安全な生活環境の整備のほか、被災高齢者の生活相談・交流の場づくり・介護予防、見守り活動や介護等の人材確保支援を推進し、避難生活への不安の軽減を図ります。

【評価指標】

評価項目	評価指標	現状値 (令和7年)
生活が満足している町民の割合（町民アンケート）	「満足している」「まあ満足している」と回答した割合の上昇	54.8%
日常生活における悩みや不安が特にない町民の割合	「特にない」と回答した割合の上昇	10.8%

評価項目	評価指標	現状値 (令和7年)
活動している浪江町復興支援員、民生委員・児童委員	復興支援員、民生委員・児童委員の適切な配置	復興支援員 7名 民生委員・児童委員 40名 (R8.1月現在)

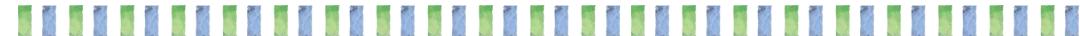


【行政の主な取組】

主な取組	取組内容	主な担当課等
放射線対策	<p>◇長期的な健康管理のため内部被ばく検査を実施します。現在は、自前の検査施設がないため、県の協力を仰ぎながら実施していきます。</p> <p>◇浪江町役場本庁舎に放射線相談窓口を設置し、職員が放射線に関する相談を受け付けます。専門機関の協力を仰ぎ、放射線相談業務を実施します。</p>	健康保険課
安全な生活環境の整備	◇避難指示解除区域については、除染は概ね完了していますが、今後、特定復興再生拠点を含む特定帰還居住区域、ホットスポット的に放射線量の高い箇所については、国と協議の上、引き続き放射線量の低減に取り組みます。	住民課
被災高齢者支援の推進	<p>◇社会福祉協議会等と連携し、生活相談や地域交流の場づくり、介護予防を行い、避難先の一部地域、町営住宅等に入居する高齢者等の地域での孤立を防ぎ、生活支援を行います。</p> <p>◇高齢者単身及び高齢者のみ世帯を地域で見守る活動を、関係団体や福祉サービス事業者等と協働で継続して取り組みます。</p> <p>◇介護保険サービス事業所の復旧や事業展開のため、国・県と連携して人材確保などの事業者支援に努めます。</p>	介護福祉課 社会福祉協議会

【地域の取組】

自分や家族でできること（自助）	地域でできること（互助）
<ul style="list-style-type: none"> ○放射線に関する正しい知識を身につけ、必要な対策について理解を深めておきましょう。 ○復興公営住宅などにお住まいの方々とも積極的に関わりを持ち、地域のつながりを育んでいきましょう。 ○自分自身や家族、身近な人の心の健康や気分の変化に目を向け、こころのケアにも関心を持ちましょう。 ○地域での安全・安心な暮らしを守るため、日頃から声をかけ合い、互いに気を配りながら情報を共有し、防犯・防災意識を高めましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> ○震災の影響で体調や心身の不調を抱える方には、さりげない声かけや見守り、心のケアなど、できる範囲で支援しましょう。 ○専門機関と連携しながら、放射線の影響や健康管理に関する情報を分かりやすく伝え、住民の不安を和らげる役割を担いましょう。 ○避難先の住民が孤立しないよう、日頃の声かけや立ち寄りの機会づくりを通じてつながりを保ち、地域の小さな交流の場へ参加を後押ししましょう。 ○復興公営住宅の入居者や新たに地域に加わった方々が、地域の集まりや交流の機会に自然と関われるよう、積極的に参加を促す働きかけを行いましょう。



基本目標3 多様な協働・連携によるまちづくり



【基本施策1】 包括的な支援体制の構築

現 状

町民アンケートでは、孤独・孤立感を抱く町民が一定数おり、「家族以外と交流しない人が身近にいる」と実感も示されています。交流の少ない人への必要な支援としては、仲間・居場所づくり・自立への“最初の一歩”、訪問相談といった伴走支援が求められています。

相談先は「家族・親族」が最も多く、公的・専門職への相談は少なめとなっており、相談しやすい環境として、電話・土日対応・窓口一本化の要望が多く挙げられています。

団体ヒアリングでも、相談窓口分散による複雑化や横断的な連携の不十分さ、統合的アセスメントの不明確による初動の遅れや支援取りこぼしが生じるリスクが挙げられています。

課 題

複雑化・複合化した課題に対して、取りこぼしを防ぎ、必要な支援へ確実につなげるためには、相談窓口の入口機能を明確にし、初期相談から状況整理、優先度判断、関係機関連携、継続的な見守りまでを共通の枠組みとして運用できる体制整備が重要です。

あわせて、関係機関が分野横断で連携できるよう、情報共有の基盤整備と基本ルールの統一、定期的な協議の場の確保等により、連携の実効性を高める必要があります。

さらに、本人だけでなく家庭・生活環境を含めた支援が必要となるケースが多いことを踏まえ、全体を俯瞰して調整する機能と人材を確保し、平時から非常時まで切れ目なく機能する支援体制の強化が求められます。

施策の方向

複雑化・複合化した課題や制度の狭間のニーズに対応するため、民生委員・児童委員等をはじめとする関係機関と連携し、悩みや問題を最初に受け止め、適切な支援へと繋ぐ総合相談の入口機能を明確にします。

その上で、状況整理・統合的アセスメント、支援方針の決定、関係機関へのつなぎ、継続的な見守りまでを一体的に行う相談支援体制の充実強化を図ります。

あわせて、基幹相談支援センター、地域包括支援センター、こども家庭センター、自立相談支援センター等の役割分担と連携を明確化し、相談支援専門員等の研修・養成を通じて対応力の向上を図るとともに、関係連携会議の定例化や共通ルール、情報共有基盤の整備を進め、平時から非常時まで切れ目なく機能する包括的な支援体制を構築します。

また、ゲートキーパー養成研修の推進や就労支援事業等と連動した自立・社会参加への支援を進めます。

なお、包括的な支援体制を一層強化するため、浪江町民生児童委員協議会に「孤独・孤立対策市町村地域協議会」を位置づけ、「重層的支援体制整備事業」に準じる仕組みとして整備することを検討します。

【評価指標】

評価項目	評価指標	現状値 (令和7年)
孤独・孤立感を感じている町民の割合 (町民アンケート)	「常に感じている」「たまに感じている」と回答した割合の下降	45.0%
生活上の問題で助けが必要とする時、公的機関へ相談したい町民の割合（町民アンケート）	「町役場」「社会福祉協議会」「地域包括支援センター」「基幹相談支援センター」「こども家庭センター」のいずれかを回答した割合の上昇	45.5%
福祉活動推進のためには、町民も行政も協力し合い取り組むべきと思う町民の割合	「福祉サービスの充実のために、住民も行政も協力し合い、共に取り組むべきである」と回答した割合の上昇	40.1%
就労支援事業に参加した生活保護受給者の就労率	就労率の上昇に努める	25.0% (R8.1月時点)
ゲートキーパー養成講座受講者数	受講者数の増加	75人 (R8.1月時点)
関係連携会議の実施	実施の有無	有

【行政の主な取組】

主な取組	取組内容	主な担当課等
包括的な相談体制の充実	<p>◇支援を必要とする方々一人ひとりに合ったサービスを提供できるよう、民生委員・児童委員等、関係機関と連携し、複雑化・複合化した課題や制度の狭間のニーズに対応する包括的な相談・支援体制の強化を図ります。</p> <p>◇相談担当者のスキルアップや関係機関の連携強化など、町民からの多様な相談を受け止めて適切な支援につなぐ「断らない相談支援体制」の充実強化を図ります。</p>	介護福祉課
基幹相談支援センターを中心とした支援体制の充実	<p>◇基幹相談支援センターは、障がい者相談支援の中核的な役割を担う機関です。障がいの種別や年齢を問わず、本人や家族からの相談窓口となるとともに、保健・医療・福祉・教育・就労等に関するサービス調整や、専門機関への紹介など、総合的かつ専門的な相談支援を行います。相談支援体制の機能強化を図りながら、地域や関係機関・事業所等と連携して支援を進めていきます。</p> <p>◇障がい者本人の希望や課題に対して、継続的かつ計画的に適切な福祉サービス等が提供されるよう、相談とケアプラン作成体制の拡充を図ります。</p> <p>◇相談支援専門員等の研修や養成、地域の相談支援事業所への技術的支援や人材育成を通じて、地域の相談支援の質の向上を図ります。</p>	介護福祉課
地域包括支援センターを中心とした支援体制の充実	◇地域福祉事業の中心となる社会福祉協議会へ地域包括支援センターの運営業務を委託し、総合相談窓口、ネットワーク構築を行っていきます。地域共生社会構築に向けた地域の連携体制づくりを地域包括支援センターと協働して行います。	介護福祉課 社会福祉協議会

主な取組	取組内容	主な担当課等
	<p>◇医療と介護の支援が必要な高齢者等が、自分らしい生活が実現できるように、医療機関や介護サービス事業所等の円滑な連携を推進していきます。</p> <p>◇広報誌の活用など継続的な周知、利用促進を図ります。住民への積極的な情報提供や、関係機関との交流・連携を強化し、地域の身近な相談窓口として定着を図ります。</p> <p>◇生活支援体制整備事業協議体と生活支援コーディネーターを設置し、生活支援体制の充実、地域包括ケアシステムの拡充及び強化を図り、高齢者の社会参加を推進します。</p>	
こども家庭センターを中心とした支援体制の充実	<p>◇こども家庭センターは、地域全体の妊産婦子育て家庭に対して、切れ目のない子育て支援体制を構築し、相談等の支援を行います。</p> <p>◇子育て支援のための拠点施設を整備の上、定期的な子育て世帯の交流の場の創出、子育て等に関する相談支援、情報発信・子育てサロン等を実施します。</p>	教育総務課 健康保険課
広域連携の強化	<p>◇地域の障がい福祉サービスに関する中核的な役割を果たす、双葉地方地域自立支援協議会が設置されており、双葉郡の8町村において広域連携を図っています。郡内において、情報の共有と課題解決に向け定期的に協議会や部会を開催しています。今後も様々な課題に速やかに対応できるよう、相談支援事業所、その他関係機関と連携し、障がい者・児ケアマネジメントの充実を図りながら、意見交換や情報交換の場を継続して確保します。</p>	介護福祉課
こどもの生きる力の育成支援	<p>◇小・中学校にスクールカウンセラー等を配置し、不登校や問題を抱えるこどもと家庭の状況に応じて効果的に関わり、保護者及び教職員に適切な助言等を行います。</p> <p>◇地域との関わりの減少、少子化、SNSの普及等の理由により子どものコミュニケーション能力の低下が懸念されていることから、哲学対話などの授業を通し、お互いの違いを認め、様々な価値観(言語や文化の違いを含む。)を共有する等、能力を向上できるような教育を行います。</p>	教育総務課
こどもの居場所づくりの推進	<p>◇安心して過ごすことができる子どもの居場所となる施設を整備し、官民協働で学びやふれあいの場を創出します。</p> <p>◇地域の子どもが安心して過ごすことができ、同世代のみならず、多世代と交流できる機会の確保について支援を行います。</p>	教育総務課
就労・社会参加への自立に向けた支援	<p>◇生活困窮者の自立と社会参加を支援するため、保健福祉事務所や社会福祉協議会等と連携し、相談対応や生活支援を行います。</p> <p>◇ひきこもりになっている人、その家族等に対して、関係機関と連携して自立や社会参加に向けた相談支援等を行います。</p> <p>◇関係機関と連携し、様々な就労機会が得られるよう支援します。</p> <p>◇生活困窮者やひとり親家庭の保護者等に対して個々の状況に応じた支援ができるよう、自立相談支援センターなどの関係機関と連携し、自立に向けた情報提供などを行います。</p>	介護福祉課

【地域の取組】

自分や家族でできること（自助）	地域でできること（互助）
<ul style="list-style-type: none">○広報誌などの情報紙やホームページ、SNSを通して、相談窓口について情報収集し、日常的に各窓口の把握に努めましょう。○悩みごとや困っていることがあったら、家族・友人など身近な人や相談機関に相談し、一人で抱え込まず、皆で解決しましょう。○福祉制度や権利擁護について理解を深め、制度の利用が必要になった際は、相談窓口に相談しましょう。○身近に困りごとのある人がいたら、地域の相談窓口の活用を勧めましょう。	<ul style="list-style-type: none">○相談員の資質向上に努め、複雑化・複合化した課題に対しても適切に対応できる体制づくりをしましょう。○相談員の知識・技術向上のため、講座や研修会等の知識や技術の獲得機会を設けましょう。○専門的な支援が必要な相談に対しては、各種専門的な対応ができる窓口へつなぎましょう。○高齢者や障がいのある方など支援が必要な人へ、福祉サービスの利用や金銭管理の援助など、安心して生活が送れるようサポートしましょう。



【基本施策2】 福祉サービスの適切な利用促進

現 状

町民アンケートでは、日常の悩みや不安として、移動・受診・介護・家計・生きがい等が重なり合う傾向があります。サービス水準への評価は分かれ、充実していないと感じている福祉サービスは幅広い分野が挙げられ、町内外での感じ方に差が生じています。地域福祉の優先施策としては、高齢者施策や医療体制の充実に加え、情報提供や相談体制の強化が挙げられています。

団体ヒアリングでは、制度の狭間や送迎・夜間休日枠の不足、手続きの複雑さ、町外・多拠点・デジタルに不慣れな層への支援到達の弱さ、人材不足や事務負担などが指摘されています。

課 題

必要な時に必要な制度・サービスへ確実につなげ、適切な利用を促進するためには、相談体制の充実に加え、情報バリアフリーの観点から情報へのアクセス性を高める必要があります。

また、送迎や夜間・休日対応等の提供上の制約への対応や、制度の狭間への対応を含め、利用開始・継続を支える仕組みを整備することが重要です。あわせて、事業者側の人材確保や事務負担の軽減にも配慮しながら、仕組みづくりを進める必要があります。

施策の方向

伴走型を核とした相談支援により、支援ニーズの整理から適切な制度の選択、申請、利用開始・継続まで、町民に寄り添った支援に努めます。

あわせて、申請の同行や書類作成支援、予約・記録のデジタル化等により、利用者の負担軽減を図ります。

また、自分や家族に適した制度・サービスを必要な時に自ら選択できるよう、ライフステージ別の「利用ガイド」やオンライン検索機能等を整備し、アクセス性を高めるとともに、情報バリアフリー化を推進します。

さらに、多様な支援対象に対して適切な行政サービスを提供するため、福祉人材の安定的な確保・育成・定着を支援するとし、あわせて、関係法令等に基づく事業者への検査・評価・指導を着実に行い、利用者本位で質の高い適正な福祉サービス提供を目指します。

加えて、保健・医療・福祉の連携強化を図り、在宅医療・介護等の情報共有と適切な情報提供を進めます。

【評価指標】

評価項目	評価指標	現状値 (令和7年)
福祉サービスが充実していると感じている町民の割合（町民アンケート）	「充実している」「ある程度充実している」と回答した割合の上昇	84.8%
【再掲】 福祉サービス情報が公的機関より入手できている町民の割合（町民アンケート）	「町役場」「社会福祉協議会」「地域包括支援センター」「基幹相談支援センター」「こども家庭センター」のいずれかを回答した割合の上昇	59.5%



【行政の主な取組】

主な取組	取組内容	主な担当課等
福祉サービスの質の向上	<p>◇こども・若者、子育て世帯、高齢者、障がいのある人、生活困窮者など、様々な対象に対し、適切かつ質の高い行政サービスを提供します。</p> <p>◇伝わりやすい制度の案内に努めるとともに、誰もが情報にアクセスしやすい情報バリアフリーの環境づくりを推進します。</p> <p>◇地域や関係機関と連携し、介護保険サービスや障がい福祉サービス、地域の支え合いを含めた包括的なサービスの情報提供に努めます。</p>	介護福祉課
障がい福祉サービスの推進	<p>◇障害総合支援法による障がい福祉サービスは、障がいのある人の自立と社会参加支援を目指したものであること、介護保険制度は介護予防・自立支援の強化を目指したものであることを考慮して、両制度の適正な利用を図ります。</p> <p>◇社会福祉協議会（包括支援）や健康保険課などとも連携し、介護予防事業やサロン・健康教室等への参加を促進します。</p> <p>◇支援が必要なこどもの発達を図るために適切なフォローワーク体制の充実や設備等受け入れ態勢の整備を行っていくとともに、各施設や相談支援事業所とも情報の共有、連携を図り、相談支援やサービス利用等の児童発達支援を推進します。</p>	介護福祉課
在宅生活を支援するサービスの推進	◇福祉サービスを中心に、他のサービス、地域の支え合い活動などを複合的に利用して、それぞれの自立した暮らしを支援できるよう、きめ細かな相談・説明、また、相談支援事業所等とも情報の共有を図り、利用者のニーズに沿ったケアマネジメントに努めています。	介護福祉課
居住の場の確保	◇障がいのある人が安心して居住できる場の確保に向け、障がいのある人の住宅改修等に対して融資制度及び助成制度の活用を促進します。また、地域生活支援事業の住宅改修費助成事業の周知と利用を促進します。	介護福祉課
介護給付適正化の推進	◇ケアプラン点検や介護給付費の通知、実地指導、重複請求縦覧点検、医療情報との突合等を通じて、不正・不適正なサービス提供の把握に努め、幅広い観点から介護給付の適正化を推進します。	介護福祉課



主な取組	取組内容	主な担当課等
	◇要介護等認定者の増加に応じ、適正な調査ができるように研修や指導の充実を図るとともに、公平・公正、正確な認定となるよう、圏域内連携による介護認定審査会委員の研修の充実を図ります。	
療育支援・障がい児支援の推進	◇障がい児や保護者の在宅援護のための居宅介護や短期入所（ショートステイ）等の支援を行います。 ◇障がい児が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、保護者等からの相談に応じ必要な援助を行う相談支援事業、屋外での移動が困難な障がい児に外出の移動の支援を行う移動支援事業等を行います。	介護福祉課
保健・医療・福祉の連携	◇医療や介護が必要になった場合でも、高齢者や障がいのある人が住み慣れた地域で自分らしい生活を継続できるよう、保健・医療・福祉の連携を図ります。 ◇町民、地域、福祉サービス事業所、医療機関、関係機関等と連携し、在宅医療・介護の情報共有と適切な情報提供を図り、地域包括ケアシステムによる地域で支え合う関係構築の支援をします。	介護福祉課 健康保険課

【地域の取組】

自分や家族でできること（自助）	地域でできること（互助）
<p>○福祉サービスに関する情報を正しく理解し、自分にあったサービスを利用できるよう日頃から福祉関連情報の理解を深めましょう。</p> <p>○福祉サービスに関する情報に目を向け、講習会や研修などに前向きに参加し、地域内での助け合いに取り組みましょう。</p> <p>○福祉サービスの利用方法などで不明な点があった際は、町の窓口や社会福祉協議会、または民生委員・児童委員に気軽に相談しましょう。</p> <p>○サービスを利用する際には、自分の希望や考え方を事業者にしっかりと伝え、適切な事業者を選ぶよう心がけましょう。</p>	<p>○住民が福祉サービスの利用について気軽に相談できるよう、対話の場や相談の機会をつくりましょう。</p> <p>○広報誌やホームページなどの媒体を活用し、相談先や支援窓口の情報を効果的に発信しましょう。</p> <p>○サービスを担う事業者やスタッフの専門性を高めるための研修を実施し、関係機関との連携をより強固なものにしていきましょう。</p> <p>○住民の福祉に関する課題や要望を地域全体で共有できるよう、各団体間の協力体制を見直し、連絡会議の充実を図りましょう。</p>



【基本施策3】 安全・安心な環境づくり

現 状

町民アンケートでは、災害時に自力で避難できる方が多数を占める一方、「支援があれば避難可能」という方も一定数います。要避難時の支援者は「いない・分からぬ」との回答がみられ、不安要素としては、災害情報の入手、医療・投薬や介護の継続、移動手段、避難所の環境などが上位となっています。

団体ヒアリングでは、要支援者名簿の更新や避難計画の策定、防災コミュニティの形成と地域連携の強化など、災害対策に向けた意見が多く挙げられています。

課 題

災害時に支援が必要な方が安全に避難できるようにするため、要支援者の特定と同意、支援者の割当、連絡・搬送・受入までの一連の流れを平時から明確化し、実動時に確実に機能する体制を整備することが重要です。

あわせて、避難所における医療・介護連携や環境面の整理を進め、必要な配慮が行き届く受入体制を確保する必要があります。

また、防犯意識の向上、自主防犯活動の継続、公共空間等の防犯性向上により、地域の防犯力を高める取組を進めることができます。さらに、防災・防犯・生活環境を分野横断で捉え、関係機関の協働と訓練、環境整備を全世代の共通課題として継続的に推進していくことが必要となっています。

施策の方向

災害時に支援が必要な方の安全確保に向け、避難行動要支援者の把握と個別避難計画を進め、「特定・同意→支援者割当→連絡→搬送→受入」の手順を明確化するとともに、関係機関との協定締結や訓練を通じて実効性の向上を図ります。

あわせて、防災無線やSNS等の複数手段を活用し、障がいのある人や高齢者等にも配慮した情報伝達を推進するとともに、福祉避難所の環境整備を進めます。

さらに、自主防犯・防災組織に加え、浪江町防犯見守り隊の活動充実や防犯ボランティアの育成、消防団の見直し・再編も含めた地域防災力の向上を進め、犯罪を抑止する環境づくりを推進します。

加えて、公共施設等のバリアフリー化や生活道路の点検・修繕、ヘルプマークの配布等を通じ、すべての町民が安全・安心に暮らし続けられる生活環境の整備に努めます。



【評価指標】

評価項目	評価指標	現状値 (令和7年)
災害発生時に不安なことがない町民の割合（町民アンケート）	不安なことが「特にない」と回答した割合の上昇	7.8%
個別避難計画作成	作成数の増加	116 件 (R8.1月時点)
浪江町防犯見守り隊の隊員	防犯見守り隊の隊員の適切な配置	23 人 (R8.1月時点)
消防団の隊員数	消防団の隊員数の見直し及び再編成	327 人 (R8.1月時点)



【行政の主な取組】

主な取組	取組内容	主な担当課等
防災対策の推進	<p>◇関係各課と情報を共有し、大規模災害が発生した場合に備え、安全対策、災害時支援が必要な人・世帯について、民生委員・児童委員と連携して把握に努めます。</p> <p>◇避難行動要支援者に対する個別避難計画の作成及び定期的な登録更新、災害時の情報提供、安否確認や見守り、地域での連絡体制、誘導体制、避難所の確保等、関係機関と連携して、災害時における要支援者の避難支援体制を整備します。</p> <p>◇障がいのある人や難病の人が災害時や日常生活の中で困ったときに提示して支援を求めるヘルプマークの配布をします。</p> <p>◇町民を災害から守るために知識の普及・啓発に努め、避難訓練などへの参加の呼びかけや避難経路・場所の確認、地域や社会福祉施設等における適切な防災訓練、防災教育を推進します。</p> <p>◇障がいのある人や高齢者に配慮した災害に関する情報の伝達方法を検討し、迅速な情報提供に努めます。</p> <p>◇全国的に問題視される大雨、台風等の大規模災害への対応は、町の防災計画に基づき、各課、関係機関と十分に協議を行います。</p>	総務課 介護福祉課
地域の見守り活動の推進	<p>◇自主防犯・防災組織を中心として、情報伝達、避難誘導などの活動が高齢者や障がいのある人に配慮したものとなるように働きかけます。</p> <p>◇町民が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、地域における見守り活動を充実することによって、支援が必要な町民を支え合う体制をつくっていきます。</p> <p>◇地域ぐるみで防犯に取り組めるよう啓発を行うとともに、ひとり暮らし高齢者等に対する訪問や見守り活動の拡充を図ります。</p> <p>◇消防団再編の協議を進め、地区の自主防災組織の構築を図り、防災力の向上を図ります。</p>	総務課 介護福祉課
交通安全・防犯体制の推進	◇こどもたちの安全を守るため、地域や学校等と連携して見守りや地域活動を支援します。	総務課 教育総務課 介護福祉課

主な取組	取組内容	主な担当課等
	◇消費生活に関する相談や情報提供を通じて、振り込め詐欺や訪問販売など消費者被害の防止に努めます。	産業振興課
安全な生活環境の整備	◇安心・安全に生活することができるよう、継続的に道路修繕及び除草による、車両及び歩行者の安全の確保のため整備に努めます。 ◇子ども 110 番の家の設置に向けた取り組み、事業者等との連携により地域の見守り活動を図ります。	建設課 教育総務課
やさしいまちづくりと地域の生活環境のバリアフリー化	◇現在使用されている施設については、出入口、廊下、トイレ等、障がいのある人等へ配慮した構造となっています。今後整備予定の公共施設についても、障がいのある人等へ配慮した施設の整備を促進します。 ◇段差や階段、狭い歩道など、利用しやすさに配慮し、関係各課等と連携し、必要性・緊急性を踏まえて整備促進に努めます。	介護福祉課
移動・交通手段の確保	◇自家用車等での移動が困難な方を対象に町内のデマンドタクシーを実施しており、外出支援や社会参加を促進します。 ◇地域生活支援事業で自動車教習所での運転免許取得や自動車改造の費用助成などを実施し、自動車が外出の足になっている障がいのある人への支援を継続して実施します。	企画財政課 介護福祉課

【地域の取組】

自分や家族でできること（自助）	地域でできること（互助）
<ul style="list-style-type: none"> ○自らの安全を守る意識を持ち、日頃から防災・防犯への心がけを大切にしましょう。 ○災害時に迅速に行動できるよう、非常用品の備えや避難場所・経路を平時より確認しておきましょう。 ○地域全体の防災力を高めるため、防災訓練に積極的に参加し、消防団などからの情報にも耳を傾けましょう。 ○認知症や障がいのある方など、支援が必要な人に関する正しい理解を深め、誰もが安心して暮らせる思いやりのある地域社会を目指しましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> ○高齢者など支援が必要な方々にも確実に情報が伝わるよう、広報活動や啓発の取り組みを一層充実させましょう。 ○支援が求められる方の状況やニーズを的確に把握し、必要な支援につなげられるよう努めましょう。 ○避難に配慮が必要な住民の安全確保に向けて、地域として避難支援に積極的に関わりましょう。 ○誰もが安心して暮らせるよう、段差の解消や通行のしやすさなど、バリアフリーな環境づくりを進めましょう。



第5章

計画の推進と評価

第5章 計画の推進と評価

1 計画の推進

（1）地域福祉を支える連携体制

①町民・地域の連携

地域福祉活動の主役は地域で生活している町民自身です。地域で互いに認め合い、支え合いの心を持って、安心して暮らすことができる地域づくりを推進するためには、町民や地域との協働が必要不可欠です。

地域課題の解決に向けて、地域の中で活動する民生委員・児童委員、行政区・行政区、関係機関・団体、ボランティア団体、NPO、企業、事業所等が一体となった地域福祉ネットワーク体制の強化を図ります。

②社会福祉協議会との連携

社会福祉協議会は、地域福祉の推進の中核的な役割を担う団体として位置づけられています。福祉サービスの提供や情報発信、ボランティアの育成、情報発信などを行うとともに、様々な福祉分野のネットワークの中心として多様な主体と連携し、地域に合わせたきめ細やかな地域福祉活動を推進します。

（2）計画の情報共有と町民参加の推進

①計画の周知・情報共有

本計画や地域の活動・取組について、広報紙やホームページへの掲載、SNS等を多様な媒体を活用するとともに、イベントや交流の機会を通じて周知を図ります。周知は、町内居住のみならず、引き続き町外居住者にも行います。

②住民参加・参画の推進

地域の福祉力を向上させるには、町民の積極的な参画が欠かせません。挨拶を交わす、荷物を運ぶのを手伝う、募金をするなど、普段の暮らしの中で行っていることも地域福祉活動であるということを啓発し、地域福祉活動は気軽に自発的に行えるものであるという意識の浸透を図ります。

地域のイベントや行事の開催、コミュニティ活動、町民主体の地域活動やボランティア活動などへの支援を通じて地域福祉の活性化を図り、地域福祉の活動に町民が気兼ねなく参加できる地域づくりを推進します。



2 計画の進行管理

(1) 進行管理

計画の進行管理については、計画期間の最終年度において、成果指標の達成状況の評価を行います。

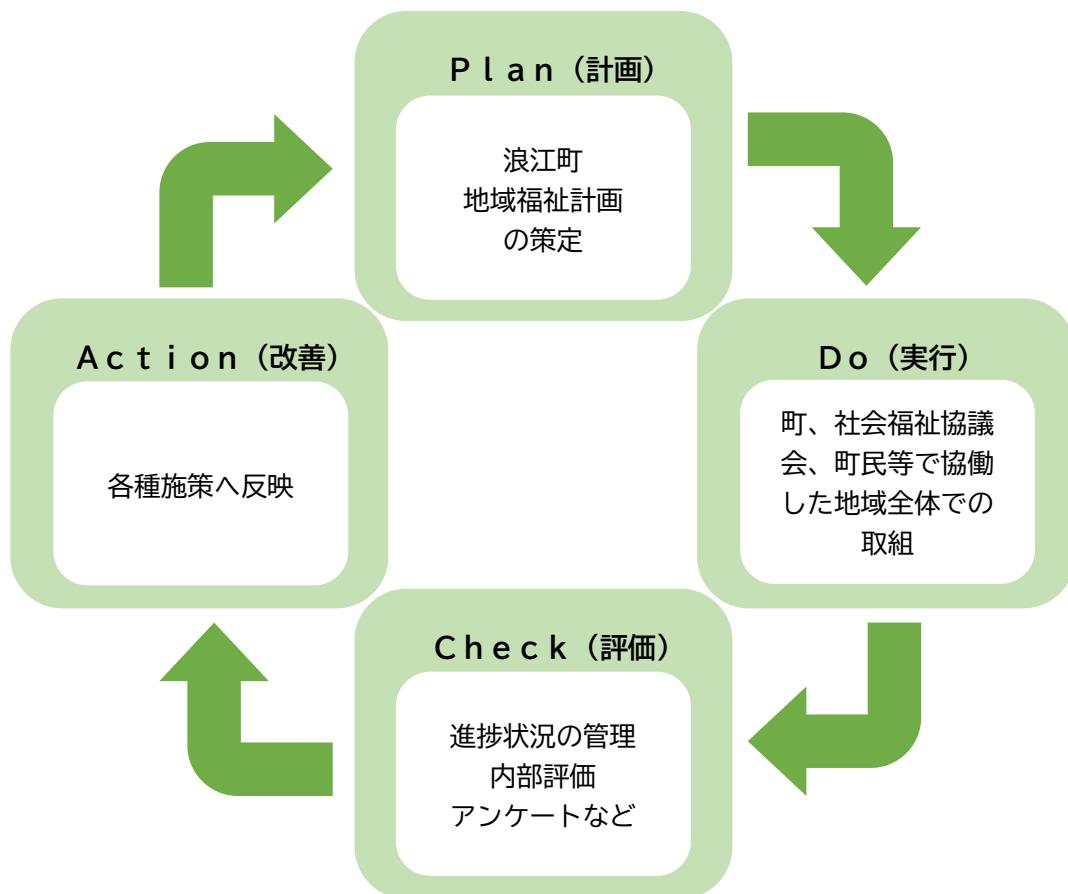
各関連計画に基づく事業の進行状況については、個々の計画において進行状況を把握し、評価・検証を行い、適切な進行管理に努めます。

また、計画期間の途中であっても、社会情勢の変化等を踏まえて必要に応じて見直しを行うものとします。

(2) P D C A サイクルによる評価・検証

地域福祉の取組を効果的かつ継続的に推進するため、各関連計画の担当課と連携し、計画（P l a n）、実行（D o）、評価（C h e c k）、改善（A c t i o n）というP D C A サイクルに基づいて計画全体の進行管理を行い、計画を継続的に推進していくものとします。

【P D C A サイクルのイメージ】



資料編

資料編

1 浪江町地域福祉計画等策定委員会設置要綱

○浪江町地域福祉計画等策定委員会設置要綱

(平成16年8月1日告示第35号)

改正 平成19年4月1日告示第30号 平成22年4月1日告示第29号
平成25年3月29日告示第22号 平成26年3月18日告示第16号

(設置)

第1条 浪江町地域福祉計画等の策定に関して、保健、医療、福祉等全般にわたって円滑な運営を図るために必要な事項を調査審議することを目的として、浪江町地域福祉計画等策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(審議事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について調査審議を行う。

- (1) 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第107条に基づく市町村地域福祉計画に関すること
- (2) 老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の8第1項に基づく市町村老人福祉計画に関すること
- (3) 介護保険法(平成9年法律第123号)第117条第1項に基づく市町村介護保険事業計画に関すること
- (4) 健康増進法(平成14年法律第103号)第8条第2項に基づく市町村健康増進計画に関すること
- (5) 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第11条第3項に基づく市町村障害者計画及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第88条第1項に基づく市町村障害福祉計画に関すること
- (6) その他町長が必要と認めたこと

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 医療、保健又は福祉の業務に従事する者
- (2) 学識経験者
- (3) その他町長が必要と認めた者

(会長及び副会長)

第4条 委員会に、会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。

3 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会長は、必要に応じ関係者の出席を求め、説明又は意見を聴取することができる。

(任期)

第6条 委員の任期は、浪江町地域福祉計画等の策定終了までとする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、介護福祉課において処理する。



(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例(平成16年浪江町条例第13号)の施行の日から施行する。
(浪江町介護保険事業計画等策定委員会設置要綱の廃止)
- 2 浪江町介護保険事業計画等策定委員会設置要綱(平成11年浪江町告示第1号)は廃止する。
(会議の招集の特例)
- 3 この要綱の施行後最初に開催される委員会の会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、町長が招集する。

附 則(平成19年4月1日告示第30号)

- 1 公布の日から施行する。
- 2 この告示の施行の際地方自治法の一部を改正する法律(平成18年法律第53号。以下「改正法」という。)附則第3条第1項の規定により収入役がなお従前の例により在職するものとする場合においては、同項に規定する任期中に限り、改正前の題名及び本則表以外の部分は、なおその効力を有する。

附 則(平成22年4月1日告示第29号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(平成25年3月29日告示第22号)

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成26年3月18日告示第16号)

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

2 浪江町地域福祉計画等策定委員会委員名簿

任期：令和7年8月25日～計画策定終了まで（敬称略）

	役職	所 属	氏 名	適 用
1	会長	福祉関係者	佐 藤 祐 一	社会福祉法人 浪江町社会福祉協議会 事務局長
2	委員	〃	青 山 信 一 (令和7年11月30日まで) 半 谷 珠 代 (令和7年12月1日以降)	浪江町民生児童委員協議会 会長
3	委員	〃	近 藤 京 子	浪江町民生児童委員協議会 主任児童委員
4	委員	〃	橋 本 由 利 子	N P O 法人コーヒータイム
5	副会長	〃	根 本 ゆ か り	基幹相談支援センターふたば
6	委員	〃	松 本 文 子	浪江町地域包括支援センター
7	委員	保健医療関係者	本 田 拓	浪江町国民健康保険浪江診療所
8	委員	学識経験者	小 棕 正 吉	浪江町老人クラブ連合会 会長
9	委員	行政区代表	佐 藤 秀 三	浪江町行政区長会 会長
10	委員	町民代表	小 林 奈 保 子	なみとも 代表
11	委員	浪江町役場	松 本 秀 幸	介護福祉課
12	委員	〃	青 木 尚 子	教育総務課
13	委員	〃	深 野 真 広	健康保険課
14	委員	〃	板 倉 芳 樹	企画財政課



3 計画の策定経過

実施（開催）年月日	内容等
令和7年6月10日～ 令和7年6月27日	浪江町地域福祉に関するアンケート調査
令和7年8月25日	第1回浪江町地域福祉計画策定委員会 会長及び副会長の選出 協議事項 （1）浪江町地域福祉計画について ・概要説明 （2）その他 その他
令和7年10月27日	第2回浪江町地域福祉計画策定委員会 協議事項 （1）浪江町地域福祉計画について ・計画骨子（素案）説明 （2）その他 ・今後のスケジュール等について その他
令和7年12月22日	第3回浪江町地域福祉計画策定委員会 協議事項 （1）浪江町地域福祉計画について ・振り返り ・計画骨子（素案）説明 （2）その他 ・今後のスケジュール等について その他
令和8年1月9日～ 令和8年1月26日	浪江町地域福祉に関するアンケート調査（保護者への追加調査）
令和8年2月16日～ 令和8年2月27日	パブリックコメントの実施
令和8年3月2日	第4回浪江町地域福祉計画策定委員会 協議事項

4 用語集

【あ行】

●アウトリーチ

必要としている人に必要なサービスを届けること。社会福祉の分野では、必要な支援が届いていない人に対し、行政や支援機関が訪問支援などでアプローチを行い、支援につながるよう積極的な取組を行うこと。

●アセスメント

課題分析ともいう。利用者の心身状態や生活状況などを把握して、利用者が直面している生活上の解決すべき問題・課題（ニーズ。援助の必要性）を明確にすること。ニーズに応じた必要なサービスの提供や援助に先立って行われる。ケアマネジャーや各種サービスの担当者、福祉事務所のケースワーカー等が、担当する利用者に対して行う。

●SNS

インターネット上において、利用者同士のつながりを支援するためのサービス。LINE、X（旧ツイッター）、フェイスブック、インスタグラムなどが有名。

●NPO

営利を目的とせず社会貢献活動を行う民間非営利組織。ボランティア団体や市民活動団体も含まれ、医療、福祉、環境、文化芸術、人権問題、まちづくりなど、様々な分野で活動をしている。

【か行】

●基幹相談支援センター

障がいがある方やその家族が住み馴れた地域で安心して生活できるように、各種相談や情報提供などの支援を総合的に行う。

●ケアマネジャー

介護保険制度による各種介護サービスを利用するにあたって、それぞれの状況に応じた適切なサービス利用のための個別計画を作成したり、サービス提供事業者との調整などを行う者のこと。

●こども家庭センター

子育て世代包括支援センターとこども家庭総合支援拠点が一体化し、地域全体の妊娠婦子育て家庭に対して、切れ目のない子育て支援体制を構築し、相談等の支援を行う機関。

【さ行】

●社会福祉協議会

「社会福祉法」に基づき設置された社会福祉法人で民間の社会福祉活動を推進することを目的とした営利を目的としない民間組織。住民の皆さんの協力や民生委員・児童委員、社会福祉関係者など関係団体・機関との連携のもと、各種福祉サービスや相談活動、ボランティア活動の支援、共同募金運動への協力など、さまざまな場面で地域の福祉増進に取り組んでいる。

●スクールソーシャルワーカー

児童生徒の置かれている環境に働き掛けて子どもの状態を改善するため、保護者・学校・関係機関が協働できるよう関係性を調整する役割。

●生活困窮者自立支援法

生活保護に至る前の段階の方が、自立した生活を送れるよう支援するための法律。浪江町では、生活自立サポートセンター（相双事務所）にて、就労や住まいなど自立に向けた相談を受け付けている。



●成年後見制度

認知症、知的障がい、精神障がい、発達障がい等によって物事を判断する能力が十分でない方について、財産管理や監護をする「成年後見人」等を選ぶことで、法律的に支援する制度。相談業務等を浪江町地域包括支援センターで行っている。

●情報バリアフリー

障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が、情報通信を円滑に利用し、必要な情報を適切に入手できること。

●人権擁護委員

地域の皆さんから人権相談を受け、問題解決のお手伝いをしたり、法務局の職員と協力して人権侵害から被害者を救済したり、地域の皆さんに人権について関心を持ってもらえるような啓発活動を行う者のこと。

●人材バンク地域サポートアーズ

現在浪江町で実施している、子どもたちが日々を通して何かに打ち込めるような場所を作るために、特技や経験を活かし、講師として子どもたちへの教室を開講してくれる方や、地域サークルを開講してくれる方、学校での学習活動に協力いただける方のこと。

【た行】

●ダブルケア

広義では、家族や親族などの、親密な関係における複数のケア関係と、そこで生じる複合的な課題。狭義では、子育てと介護を、同じ時期に行わなければならないこと。

●地域共生社会

「制度・分野ごとの『縦割り』や『支え手』『受け手』という関係を越えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を越えつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を目指す」という考え方。

●地域包括ケアシステム

高齢者が重度な要介護状態になっても、住み慣れた地域で、できる限り継続して人生の最後まで自分らしい生活を送れるように、住まい、医療、介護、予防、生活支援が一体的に提供される仕組み。高齢化の進展状況には大きな地域差が生じており、保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていくことが必要とされている。

●地域包括支援センター

高齢者やその家族に対し、介護の方法や介護保険サービス利用などに関する相談に応じたり、高齢者の権利擁護や介護予防のためのサービス、あるいは介護サービス事業者などとの調整を行う施設のこと。

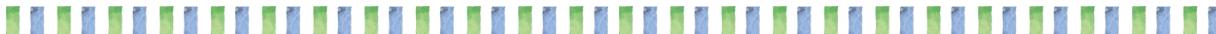
●チームオレンジ

認知症と思われる初期の段階から、心理面・生活面の支援として、市町村がコーディネーターや認知症地域支援推進員を配置し、地域において把握した認知症の方の悩みや家族の身近な生活支援ニーズ等と認知症センター（基本となる認知症センター養成講座に加え、ステップアップ講座を受講した者）を中心とした支援者をつなぐ仕組み。

【な行】

●浪江町健康ポイント事業

18歳以上の浪江町民（高校生を除く）もしくは浪江町内の事業所にお勤めの方を対象に、ウォーキングや健診の受診、健康教室の参加等により、ポイントがたまる事業。



●日常生活自立支援事業

判断能力の不十分な方々を対象に、福祉サービス利用手続きに関する相談・援助、日常的な金銭管理等を行う制度。相談業務等を浪江町社会福祉協議会で行っている。（愛称：あんしんサポート）

●認知症ケアパス

認知症発症予防から人生の最終段階まで、認知症の容態に応じ、相談先や、いつ、どこで、どのような医療・介護サービスを受ければいいのか、これらの流れをあらかじめ標準的に示したもの。

●認知症サポートー

認知症について正しく理解し、偏見を持たず、認知症の人や家族を温かい目で見守る等、自分のできる範囲で活動する人であり、市町村等が開催する認知症の勉強会を受講すれば、誰でもなることができる。

【は行】

●8050 問題

「8050」とは、80歳代の親と、50歳代の子どもを指し、このような親子が社会的に孤立してしまう問題のこと。

●避難行動要支援者

高齢者、障がい者など災害時に自力で避難することが困難と思われ、避難等の支援を必要とする方のこと。市町村では、地域での安否確認や避難誘導等の支援を行うため、「避難行動要支援者支援制度」を設け、「避難行動要支援者名簿」の整備と、これに基づく「個別避難計画」の作成を進めている。

●ファミリー・サポート・センター

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かりの援助を受けたい者と当該援助を行いたい者との相互援助活動に関する連絡、調整等を行う機関。

【ま行】

●民生委員・児童委員

民生委員・児童委員は地域住民の中から選ばれ、厚生労働大臣の委嘱を受けて活動する無報酬のボランティアのこと。常に住民の立場に立って相談に応じ、住民と行政や専門機関をつなぎ、問題解決をサポートしている。

【や行】

●ヤングケアラー

本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子どものこと。責任や負担の重さにより、学業や友人関係などに影響が出てしまうことがある。

浪江町地域福祉計画 (素案)

令和8年度～令和12年度

発行日：令和8年2月
編集・発行：浪江町役場 介護福祉課
〒979-1592
福島県双葉郡浪江町大字幾世橋字六反田7番地2
TEL：0240-34-0238 FAX：0240-34-3436
